

総務省委託調査事業

オーストラリア及びニュージーランドの
非営利法人制度に関する調査研究

平成17年3月

財団法人 公益法人協会

はじめに

民間の非営利公益活動に対する法制度・税制度の改革は、世界的な傾向である。たとえば、2000年からの英国（イングランド・ウェールズ）のチャリティに関する税制の抜本的改正とそれに続く2002年からのチャリティ法改正、スコットランドのチャリティ法改正およびチャリティ・コミッション（スコットランドでは、これをオスカー（OSCR）と呼ぶ。）の新設、ドイツ民法の財団に関する規定の改正、他のコモンローの国であるオーストラリア、ニュージーランド、カナダなども、新たなチャリティ法の制定や、チャリティ・コミッションの新設などが検討されている。

わが国も2002年から始まった公益法人改革では、新たな非営利法人は、主務官庁による許可・監督制を廃止し、公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記だけで設立が可能）で設立できることになる予定である。一方、公益性のある非営利法人の公益性の判定機関については、今のところ内閣に民間有識者からなる審議会方式になるようであるが、英国のチャリティ・コミッションのような、独立性の高い行政機関を民間非営利公益活動団体は希望している。

このような状況の中、新たにチャリティ法を制定するとともにチャリティ・コミッションの新設を予定（実際には、2005年4月13日にチャリティ法が議会通过し、同年6月には、チャリティ・コミッションのメンバーが選任された）していたニュージーランドと、チャリティ法案もでき、チャリティ・コミッションの構想もできたのであるが、議会通过しなかったオーストラリアの実際の状況を調査し、わが国の公益法人改革の実施に何らかの示唆を得るべく我々は調査チームを組んだ。そのチームのメンバーは、総務省・大臣官房管理室の駒形管理室長、片桐参事官補、(財)公益法人協会の宮川理事、城多客員研究員、雨宮理事（明治学院大学大学院法務職研究科教授）5名である。我々は、事前の勉強会を数回行い、短い調査期間内（2005年3月5日～3月12日）に効率よく情報を入手するために訪問先を精査した。結局、ニュージーランドでは、議会の社会サービス委員会、経済開発省、社会開発省、内国歳入庁、ビクトリア大学、ボランティア福祉協会連盟（FVWO）、オーストラリアでは、財務省、国税庁（ATO）、メルボルン大学、社会サービス評議会（ACOSS）を訪問したが、日程の関係で、一部、手分けをして訪問することになった。

全体としての印象であるが、どちらの国も、英国の全国社会福祉協議会（NCVO）のような大規模な民間非営利団体を束ねるアンブレラ組織がないためか（英国では、民間非営利組織と政府との協働で改革が行われたような感じであった。）、あるいは、我々が、民間非営利組織をほとんど調査できなかった

ために、その状況がつかめなかったためか定かではないが、民間非営利組織からの改革の要求というより、民間非営利組織の透明性を高めるために政府主導で改革が行われたという感じであった。特に、チャリティ法の制定とチャリティ・コミッション構想ができていたオーストラリアでは、コモンロー下での具体的な立法に対し、細かい点で民間非営利団体側からの注文が多く出て、法案が議会を通過しなかった点が注目される。

今回、法制度・税制度につき二つの国の資料を事前に調査したが、実際に日本に紹介されているのは、ほんのわずかであった。本報告書では、州制をとっていないニュージーランドのチャリティに関する法制度（新しいチャリティ法も含め）について、原文に当たって、それを紹介したが、オーストラリアは州制が非常に厳格になっており、チャリティに関する法制度は、ほとんど州法で規定されているため、すべての州法を紹介するのではなく、概要にとどめた。もちろん、新たなチャリティ法案の概要とその策定過程については述べている。税制度に関しては、連邦税制にもとづき説明もしている。報告書は、以上のような状況の下で、作られたことをまずご理解いただきたい。この報告書がわが国の公益法人改革に対し、何らかのお役に立つことができるならば幸せである。

今回の調査直後に、ニュージーランドでは、チャリティ法が議会を通過し、クラウン・エンティティとしてチャリティ・コミッションが新設され、2006年にはチャリティの登録が始まることになった。このような時期に調査・訪問ができ、多くの貴重な意見を聞かせていただいた両国の関係省庁や民間非営利団体や学者の方たちに調査チームのメンバーを代表して心からの御礼を申し上げる次第である。

明治学院大学大学院法務職研究科教授

雨宮 孝子

監修者 雨宮 孝子

執筆者 雨宮 孝子、宮川 守久、城多 努

目次

第1章	ニュージーランドにおける非営利法制	
1-1.	ニュージーランドの概要と法制度(雨宮).....	1
1-1-1.	はじめに	
1-1-2.	ニュージーランドの統治の概要	
1-1-3.	ニュージーランドの非営利(NPO)セクターの現状	
1-1-4.	ニュージーランドの非営利組織に関する法	
1-1-5.	チャリティ法新設の必要性	
1-2.	ニュージーランドにおけるチャリティ法改革の経緯と方向(宮川).....	18
1-2-1.	チャリティ法制定の動の背景と非営利セクター	
1-2-2.	チャリティ法策定への模索	
1-2-3.	チャリティ委員会設立準備に向けての動き	
1-2-4.	チャリティ法制定の状況	
1-3.	ニュージーランド・チャリティ委員会の組織と機能(城多).....	28
1-3-1.	ニュージーランド・チャリティ法	
1-3-2.	ニュージーランド・チャリティ法の構成	
1-3-3.	チャリティ委員会の機能	
1-3-4.	チャリティ委員会と内国歳入庁との関係	
1-3-5.	チャリティ委員会の組織・ガバナンス・予算	
1-3-6.	まとめ	
補遺:	ニュージーランドのクラウン・エンティティ(城多).....	48
添付資料		
第2章	オーストラリアにおける非営利法制	
2-1.	オーストラリアの概要(雨宮).....	55
2-1-1.	オーストラリアの位置と歴史	

2-1-2. オーストラリアの統治の機構	
2-2. オーストラリアの非営利団体(雨宮).....	57
2-2-1. 現状	
2-2-2. オーストラリアにおける非営利組織とその法形態	
2-3. オーストラリアにおけるチャリティ法案(宮川).....	68
2-3-1. チャリティ法案をめぐる動き	
2-3-2. チャリティ定義の検討～シェパード委員会	
2-3-3. チャリティ法案の策定と審議	
2-3-4. チャリティ法案の挫折と今後の見通し	
第3章 ニュージーランド非営利法人税制(宮川)	
3-1. 財務省内国歳入庁の概要.....	79
3-2. 非営利税制における主要な定義.....	79
3-2-1. 非営利団体の定義	
3-2-2. 公益団体	
3-2-3. 公益目的	
3-2-4. 適格寄付先団体	
3-3. 各種税制.....	81
3-3-1. 所得税	
3-3-2. 給与外給付税	
3-3-3. 土地税	
3-3-4. 相続税・贈与税	
3-3-5. 取引証票税	
3-3-6. 物品・サービス税	
3-3-7. 居住者利子配当源泉徴収税	
3-3-8. 寄付税制	

添付資料

第4章 オーストラリア非営利法人税制～現行の非営利法人税制の内容(宮川)

4-1. 前提としての非営利性の定義	93
4-2. 税制区分と税優遇の概要	93
4-2-1. 非営利法人課税	
4-2-2. 寄付税制	
4-3. 非営利団体に対する主要な優遇内容	94
4-3-1. 連邦税	
4-3-2. 州税・地方税	
4-4. 寄付税制～(連邦税)所得税上の取扱い	100
4-5. その他	101
4-5-1. 国税庁による事後チェック、モニターの実情	
4-5-2. オーストラリア商業ナンバーと取得の効果	
4-5-3. 国税庁による情報公開	
4-5-4. PBI の取扱いの是非	
4-6. むすび	104

補遺

添付資料

第5章 ニュージーランドにおける非営利組織の財務報告(城多)

5-1. ニュージーランドの財務報告制度	128
5-1-1. はじめに	
5-1-2. 1993年財務報告法	
5-2. 法人類型と財務報告	129
5-2-1. 非営利社団法人	
5-2-2. 会社法に基づく会社	
5-2-3. 友愛組合・信用組合法に基づく非営利組織	
5-2-4. 産業協同組合	
5-3. 財務諸表	131

5-3-1. 財務業績計算書	
5-3-2. 資本変動計算書	
5-3-3. 財務状況計算書	
5-3-4. キャッシュフロー計算書	
5-3-5. サービス業績計算書	
5-3-6. 会計方針ステートメント	
5-3-7. 財務諸表の注記	
5-4. 財務報告法以外の財務報告	138
5-4-1. 内国歳入部に対するファイリング	
5-4-2. 公共機関との業務委託契約等における財務報告	
5-5. 非営利組織に対する会計監査	139
5-5-1. 法定監査と任意監査	
5-5-2. 監査報告書	
5-5-3. 監査人の資格	
5-6. 1993年財務報告法の改正	141
5-6-1. チャリティ団体に特化した財務報告フレームワークの必要性	
5-6-2. 団体規模と財務報告	
5-6-3. 監査	
5-7. まとめ	143
第6章 オーストラリアにおける非営利組織の財務報告(城多)	
6-1. はじめに	145
6-2. 法人類型と財務報告	145
6-2-1. 保証有限会社	
6-2-2. 非営利社団法人	
6-2-3. 協同組合	
6-3. 財務諸表	147
6-3-1. 財務状況計算書(貸借対照表)	
6-3-2. 財務業績計算書(損益計算書)	

6-3-3. キャッシュフロー計算書

6-3-4. 資本変動計算書

6-3-5. 財務諸表への注記

6-4. 監査.....150

6-4-1. 法人類型と監査

6-4-2. 監査報告書

6-4-3. 監査人の資格

6-5. 財務報告制度の特徴と問題点.....152

6-6. まとめ.....152

添付資料

日程・訪問先.....155

第1章 ニュージーランドにおける非営利法制

明治学院大学教授 雨宮孝子（第1節）

公益法人協会理事 宮川守久（第2節）

公益法人協会客員研究員 城多 努（第3節）

1-1. ニュージーランドの概要と法制度

1-1-1. はじめに

ニュージーランドは、東経160度から西経173度、南緯33度から53度に位置し、北島と南島の2つの主要な島と多くの島々からなる。総面積は、27万534平方キロメートル（日本の約0.7倍）、総人口は、403万8200人（2004年6月ニュージーランド統計局）で、人口密度は14.9人／平方キロメートルであり、オーストラリア（2.5人／平方キロメートル）よりは高いが、日本の335.7人／平方キロメートルに比べると23分の1となっている。

ニュージーランドにいつ頃から人が住み着いたかは明らかではないが、紀元前700年ごろ、ポリネシア系移民（先住民マオリ）が移住してきたと伝えられている。1642年、オランダ人探検家アベル・タスマンが南島に到着し、ニュージーランドと命名した。その後、1769年、英国人探検家ジェームズ・クックが南北両島を探検した。18世紀後半から19世紀にかけて、鯨やアザラシの捕獲のため西欧人が渡来し、1840年、先住民のマオリ族と英国がマオリの権利を保護する代わりにニュージーランドを英国の領土とする『ワイタンギ条約』を締結し、その後、英国人の移民が本格的に行われるようになった。このワイタンギ条約は現在でも効力を有しており、マオリ族と政府の間ではマオリの土地と漁業権などをめぐって争いが続いている。

1960年代までは、英国からの入植が多かったが、最近では、太平洋諸島や香港、台湾などアジアからの移民が増加している。現在、人口の77%がアングロサクソン系で、その次が先住民マオリ系（約52万7千人 14%）、ポリネシア系、アジア系が6%を占めている。

1-1-2 ニュージーランドの統治の概要

ニュージーランドでは、多くの先進的な改革が早くから行われている。たとえば、1893年、世界で初めて女性の参政権が認められ、1898年には、

老齡年金法が成立し、世界的に見ても早期に社会福祉制度が整備された国とい
ってよいであろう。1947年、英国のウェストミンスター法により、国家と
しての主権を確立した。1950年、上院が廃止され、現在の1院制となる。

ニュージーランドの政治体制は、憲法上、英国女王エリザベス 2 世を元首と
する立憲君主制である。元首は、首相の推薦に基づき、代行者として総督
(Governor-General) を任命する(任期は5年)。現在、総督は2001年4月に
就任した女性のシルビア・カートライト (Silvia Cartwright) で、2005年1月
に任期が4ヶ月延長され、2006年8月までが任期となっている。総督は元首の
代行者であり、女王を代理して、たとえば、議会で採択された法案を裁可して
制定法とするなどの権限を行使する。

現在の政府は、労働党革新連合党連立政権で、首相は、ヘレン・クラーク女史
(労働党、99年12月就任、02年8月再任、統一未来党と連立は組まないが、
閣外協力を得ている。) である。議会は1院制で、定員120人のうち、労働党
51人、国民党27人、NZファースト党13人、ACT党9人、緑の党9人、統一
未来党8人、革新連合党2人、マオリ党1人となっており、任期は3年である。

内閣は、総督の任命した首相が国会議員の中から選任した大臣からなり、英
国と同じ議院内閣制をとっている。大臣数は通常20数名である。

ニュージーランドの司法制度は1840年に英国の司法制度、コモンローと既成
の法律を導入して、それを基盤に発展を遂げた。

裁判所は、地方裁判所(District Court)、高等裁判所(High Court)、控訴裁判
所 (Court of Appeal)、最高裁判所(Supreme Court)の4審制である。最高裁判
所は、2003年最高裁判所法 (The Supreme Court Act 2003) により、2004年
1月から設立され、2004年7月から実際の審議が開始されている。それ以前は、
3審制で、控訴裁判所の判決に不服があるときは、ロンドンにある枢密院司法
委員会 (The Judicial Committee of the Privy Council) に上告できたが、2004
年から制度が変更された。裁判所としては、特定事件を扱うものとして、環境
問題を扱う環境裁判所 (Environment Court) , 家庭事件を扱う家庭裁判所
(Family Court) , マオリの土地問題を扱うマオリ土地問題裁判所 (Maori Land
Court) , 少年事件を扱う少年裁判所 (Youth Court) などがある。

1-1-3 ニュージーランドの非営利 (NPO) セクターの現状

ニュージーランドでは、活動分野ごとに多数の団体が活動している。最新の
データによると、実際に経済開発省の法人課に登録された団体は、公益信託
(Charitable Trust) が1万4,919、社団法人 (Incorporated Societies) が、

2万2,646あり、合計3万7,000団体¹にも及び、人口400万人に比べると、公益団体の数は多いといえる。また、1999年の政府の選挙管理委員会の調査によると、ニュージーランドでは、人口の38%がスポーツクラブに所属し、31%は趣味の会、30%が教会関係グループに、23%が地域のボランティアグループに所属しているというデータがある。社会開発省にあるコミュニティ・ボランティアセクター課 (Office for the Community and Voluntary Sector: OCVS) が、2000年以降、政府と非営利 (NPO) セクターとの関係改善をはかるための努力をしているのが、特徴である。たとえば、2001年には、政府とNPOとの間の関係改善のための方針を表明²、2002年には、ボランティア活動に対する政府の基本政策の公表³。さらに、2003年9月には、社会開発省の中にコミュニティ・ボランティアセクターを担当する課 (OCVS) を設置し、コミュニティ・ボランティアセクターが、積極的にコミュニティ・サービスや教育、健康、スポーツやレクリエーション、芸術や文化遺産保護などを行う場合に支援をしていく、地域の問題を住民参加で解決するよう支援する、住民と団体とのネットワークを作ることにより社会資本を開発する等マオリを含め強いコミュニティ・ボランティア団体を作り上げていくための協力体制を構築しようとしている。特に、徹底した行財政改革の結果、医療費や教育費などに受益者負担が増大する一方、政府はさまざまな社会サービスの担い手を官から民に移すために、民間のコミュニティ・ボランティアセクターとの関係改善をしようと努力したのである。このことが、2005年4月13日に国会を通過したチャリティ法で、チャリティ・コミッション (独立性の高いクラウン・エンティティ (Autonomous Crown Entity) として設立される) の創設を行い、チャリティの登録と情報の公開の徹底化により、より透明度の高い民間の非営利セクターの活動を国としてもバックアップしていくということにつながっている。このような状況を見ると、英国のNCVOのような非営利セクターを全国的に統合するような団体が存在しないためか、民間からの改革という感じは伝わってこない。なお、チャリティ法により認められるチャリティ・コミッションは前述したように、独立性の高いクラウン・エンティティの形態となり、内務省にその管轄が移るが、登録は2006年からとなるので⁴、本稿は、チャリティ法実施前の法制度のもとでの解説を行う。

¹ この中には、Maori Trust Board Act 1995, Maori Community Development Act 1962, Te Ture Whenua Act 1993に基づく団体や法人格のない団体は含まれていない

² Statement of Government Intentions for an Improved Community-Government Relationship(2001) 参照

³ コミュニティと政府の関係改善ステアリンググループによる報告書 “Joining Together on a Shared Journey”, Report of the Community-Government Relationship Steering Group(2002) 参照

⁴ 2005年6月15日に、チャリティ委員会のメンバーが任命された。

1-1-4 ニュージーランドの非営利組織に関する法

(1) はじめに

ニュージーランドにおける非営利組織に関する法としては、1957年公益信託法(The Charitable Trusts Act 1957)、1908年社団法人法(Incorporated Societies Act 1908)、1908年産業協同組合法(Industrial and Provident Societies Act 1908)のほか、会社法(Companies Act 1955)にもとづく会社で、公益性を有するもの、マオリ土地信託(Te Ture Whenua Act 1993)にもとづくなどがある。本稿では、前三者を扱う。

(2) ニュージーランドにおける非営利組織に関する法と組織形態

① 公益信託

公益信託は、一定の公益目的に出された財産を受託者が不特定多数のため（または地域のため）に管理し、公益目的を実現する制度である。公益信託設定のためには、2人以上の受託者が存在し、その受託者が、信託財産を一定の公益目的と事業内容や財産の運用方法などを規定した信託契約書に基づき運用する。公益信託はチャリティとして、経済開発省の法人課に登録が認められなければIRD(Inland Revenue Department)（内国歳入庁）の税制優遇が自動的に認められるわけではない。

① - 1. 1957年公益信託法(The Charitable Trusts Act 1957)

1957年公益信託法（最新の改正は1993年）は、5章、63条、2つの付則から成る。主な規定は以下のとおりである。

1条 法の名称と施行の時期

2条 用語の解釈

第1章 財産の譲渡

3条 受託者に譲渡された財産

4条 受託者に指名された証拠

5条 信託として譲渡された財産

第2章 受託者会(理事会)の法人化

- 6条 解釈
- 7条 受託者会（理事会）の法人化
- 8条 公益目的の社団の法人化
- 9条 社団の法人化の方法
- 10条 法人化の申請
- 11条 受託者会（理事会）の登録
- 12条 法人化の証拠
- 13条 法人化の効力
- 14条 法人化後の財産の譲渡
- 15条 受託者会（理事会）の名称
- 16条 名称の変更
- 17条 登録が認められなかった場合の裁判所への不服申立ての権利
- 18条 受託者会（理事会）の事業
- 19条 受託者会（理事会）のための契約形式
- 20条 受託者（理事）の行った行為の有効性の推定
- 21条 財産に関する権限
- 22条 他の法律にもとでの公益団体としての権限
- 23条 新しい信託、規則や、信託内容や登録事務所の変更
- 24条 受託者会（理事会）を法人化した団体の任意解散
- 25条 裁判所による受託者会（理事会）の解散
- 26条 登録の取消
- 27条 残余財産の分配
- 28条 受託者会（理事会）の登録および登録機関による印
- 29条 登録機関による検査、登録機関に保管される書類の作成と書類の証拠
- 30条 費用の免除
- 第3章 ある公益信託に関するスキーム
- 31条 解釈
- 32条 他の公益目的のために処分できる財産
- 33条 信託の管理のための権限の拡大または運用方法の変更
- 34条 受託者が準備するスキーム
- 35条 法務長官に対して示されるスキーム
- 36条 公示されるスキーム
- 37条 スキームに対する反対
- 第4章 任意の寄付によって作られた公益目的の基金に関するスキーム
- 38条 本章における公益目的の意味
- 39条 本章におけるファンド

- 40条 他の公益目的のために処分できる財産
- 41条 信託の管理方法の権限拡大または変更
- 42条 寄付者や金銭の保有者による、公益信託の続行
- 43条 寄付者会議の招集
- 44条 新たに提起された目的の公示または通知
- 45条 会議の継続
- 46条 スキームの検討委員会
- 47条 法務長官に提出されたスキーム等
- 48条 法務長官の権限と義務
- 49条 最初の寄付者会議前に寄付者が金銭を戻す場合
- 50条 法務長官か裁判所による寄付者会議の免除
- 第5章 雑則
- 51条 スキームの管理
- 52条 スキームへの費用支出
- 53条 スキームに関する裁判所の管轄
- 54条 スキームの認可または裁判所による拒絶
- 55条 手続き要件に従わないことを撤回する権限?
- 56条 スキームの承認への制限
- 57条 登録所への費用は無料
- 58条 チャリティの条件や管理に対する検査
- 59条 スキームに従って、財産の保有者が財産を譲渡する場合
- 60条 公益信託の変更や、新たなスキームの要件に合致させる手続き
- 61条 団体の規則を現在の信託とは別のものに変更すること
- 61条-A レクリエーションや同種の目的の信託
- 61条-B 信託を無効にさせない非公益で無効な目的を包含する
- 62条 規則
- 63条 廃止、改正、除外

付則1

- 付則2 受託者会を法人化する申請方式1
ボードとしての団体 (Society) の法人化申請方式2

① - 1. 総説

内国歳入庁による税制優遇の公益性のある団体として認められるためには、まず公益目的の存在が必要である。

公益信託の公益目的はもっぱら以下のカテゴリーに入るものでなければならない。

- 1) 貧困救済（たとえば高齢者、病人、精神薄弱者などで生活が困窮している者への援助など）
- 2) 教育の振興（たとえば、奨学金支給、生涯教育、職業訓練など幅広い教育を目的とする事業など）
- 3) 宗教の振興（たとえば宗教教育、コミュニティに根ざした宗教教育の普及など）
- 4) その他コミュニティの利益になること（たとえば、雇用の促進、コミュニティの安全、環境保護、文化・芸術の援助など）

以上の分類は、1891年の英国のマクノートン卿の分類⁵と同じである。

以上の目的を有する公益信託は、1957年公益信託法に基づき、受託者会（理事会）を法人化し（Incorporated Charitable Trust）、チャリティとして登録されれば、内国歳入庁による税制優遇が認められる。しかし、社団法人のように経済開発省の法人課へ、毎年事業報告や会計報告を出す必要はない。ただし、法務長官（Attorney General）は、公益信託の事業を検査でき、公益信託は、内国歳入庁の規定に従った必要書類を提出しなければならない。

公益信託は、収入を上げて良いが、その収入は、給料やその他の経費に支払った残りは、その公益目的実現に支払われなければならない。つまり、剰余金を内部で分配してはならないということである。

① - 2. 受託者の役割と義務

受託者は、最低2人以上が必要であるが、実際、公益信託を運営するには、1.0人以上必要である。

受託者は信託証書（Trust Deed）に規定がなければ報酬を受け取ることができない。

1956年受託者法（Trustee Act 1956）に基づく受託者の役割は、1）信託目的に従って管理・運営をする、2）信託財産を適正に管理すること、3）公益目的に資すること、4）信託条項に従うことなどである。公益信託が登録された場合、受託者は、公益目的の遂行に善管注意義務を果たさなければならない。

⁵ ペムセルケース（Commissioner for Special Purposes of the Income Tax v. Pemsel 1891）に対するマクノートン判事による4つの分類—（1）貧困救済、（2）教育振興、（3）宗教振興、（4）その他コミュニティに有益な目的のことである。

い。

① - 3. 信託財産

公益信託の設定には、当初信託財産と呼ばれる金銭や資産が必要である。その財産を受託者が信託として管理し、信託目的の実現を図る。当初信託財産が10ドルのように小額であることもあり、受託者の最初の仕事は、信託財産を寄付などで増加させ、公益目的が実現できるようにすることである。

① - 4. 受託者会（理事会）

会議は当該団体の必要性に応じて開催されるのであるが、受託者会（理事会）は少なくとも年2回開催される必要がある。1回は、通常受託者会（理事会）（Annual General Meeting）で、事業計画や予算、事業報告や決算報告等の承認、新しい受託者（理事）や監事の選任などが行われる。その決定過程は、たとえば受託者（理事）の過半数や4分の3以上の賛成など信託行為の規定に則して行われる。また、受託者会（理事会）の招集についても、たとえば会議の2週間前までに通知しなければならないなど、信託行為の規定に則して行われなければならない。

① - 5. 公益信託の登録手続き

公益信託を経済開発省の法人課に登録するためには、以下の申請書式（形式1または形式2）に則って申請する。

理事会としての受託者会の法人化申請書（形式1）

1. 我々受託者は、1957年公益信託法の規定にもとづき、受託者会を公益性ある団体として法人化することを申請する。
2. 我々は、受託者会を、「A 教育振興会」と称する。
3. 登録した「A教育振興会」の事務所を、（住所 _____）に、置く。
4. この申請書は、本会と同じ名称の団体が他にないことを認められたものである。
5. 上記団体は、まだ法人化されていないものである。
6. 以下に必要書類を添付して、申請する。

日付

（受託者の過半数の署名）

署名 _____
職業 _____
住所 _____

署名 _____
職業 _____
住所 _____

（証人）

署名 _____
職業 _____
住所 _____

（申請者）

ボードとしての団体 (Society) の法人化にかかる申請書 (形式 2)

1. 我々は、1957 年公益信託法の規定にもとづき、まだ法人化していない公益目的の団体の法人化を申請する。
2. 我々は、大多数の理事によりまたは団体のメンバーの大多数の決定により申請をするものである。
3. 法人化した本団体を「B 教育振興会」と称する。
4. 登録した「B 教育振興会」の事務所を (住所) に置く。
5. この申請書は、(以下の方法により) 団体の同意を得て作成されたものである。
6. 以下に必要書類を添えて申請する。

日付

署名 (少なくとも 5 人のメンバー)

なお、申請形式 1 における、必要書類としては、以下のものを挙げることができる。

(1) 信託条項 (Trust Deed)

信託条項には、1) 名称、2) 目的、3) 権限 (たとえば、不動産、動産の購入・売却、賃貸などの処分権限、政府や企業、個人と契約する権限、スタッフなどを雇用する権限、経費を支払う権限、公益目的を変更せずに理事会の規定を変更する権限など)、4) 理事会の規定 (理事の構成、理事の選任、理事会の開催、議事録、財産の管理、規則の変更、組織変更、解散など) などが記載される。

(2) 受託者 (理事) の一人による「法定の宣言書」

この法定宣言書は、1957 年宣誓及び宣言に関する法律 (The Oaths and Declarations Act 1957) にもとづくものでなければならない。

(3) すでに登録がなされている場合は、経済開発省の法人課による登録証書

なお、(2)の法定の宣言書の様式は次のとおりである。

「法定の宣言書のサンプル」

私（名前、住所、職業又は受託者としての記載）は、厳粛にまた誠実に以下のことを宣言する。

1. 私は、「〇〇公益信託」の受託者会の一人であり、この決定は受託者会により認められたものである。
2. この決定は、1957年公益信託法の規定にもとづき法人化をするために申請することを、通常受託者会（日付）で決議されたものである。
3. 受託者会は、申請書に添付した信託条項に基づき信託として保有する信託財産以外、保有するものではない。

私は、この宣言書を1957年宣誓及び宣言に関する法律にもとづいて厳粛にまた誠実に行うことを事務弁護士_____（署名）の前で宣言する。

受託者の署名

受託者の住所

① - 6. 登録後の公益信託の対応

- 1) 公益信託の事業は信託条項に従って受託者が行う。
- 2) 公益信託は、不特定多数の者のために貧困救済、教育振興などの公益目的のための事業を行う。
- 3) 受託者死亡の場合、新たな受託者が選任されることがある。
- 4) 公益信託の毎年の会計報告は、産業開発省に提出する必要がある。
- 5) 収益が上がった場合は、内部で分配してはならず、公益目的のために使用する。
- 6) 税制優遇については、内国歳入庁（IRD）が判断する。
- 7) 公益信託が解散した場合の残余財産は、裁判所の決定により、他の公益団体に譲渡する。

② 1908年社団法人法（Incorporated Societies Act 1908）（最新改正1993年）にもとづく社団法人

② - 1. 1908年社団法人法の概要

1908年社団法人法は、36か条、付則2となっている。その概要は以下

のとおりである。

- 1 条 表題
- 2 条 廃止
- 3 条 解釈
- 4 条 社団法人
- 5 条 金銭収入
- 6 条 社団法人の規則
- 7 条 法人化の申請
- 8 条 社団の法人化を受ける登記官
- 9 条 登録の最終証拠となる法人化の証明
- 10 条 法人の元になる社員の証明に関する事項
- 11 条 他の法人の名称とは異なる社団法人の名称
 - 11 条 A 名称の変更
- 12 条 登録官からの高等裁判所（廃止）への訴訟提起
- 13 条 社団法人の債務に対する社員の責任はない
- 14 条 社団法人の財産に対する社員の権利はない
- 15 条 社団法人による契約
- 16 条 社団法人に対する召喚状等
- 17 条 社団法人が原告になる場合の費用の確保
- 18 条 登録事務所
- 19 条 社団法人の活動制限
- 20 条 収益をとまなう事業を行わない社団法人
- 21 条 規則の変更
- 22 条 社員の登録
- 23 条 年次会計報告書
 - 23 条 A 債権者や社員との間で譲歩して解決する権限
 - 23 条 B 債権者や社員との間の妥協に関する情報
- 24 条 社員が社団法人を清算させることができる
- 25 条 高等裁判所は社団法人を清算させることができる
- 26 条 高等裁判所は清算人を指名することができる
- 27 条 清算後の残余財産の分配
- 28 条 登録官による解散
- 29 条 法人を社員のための任意団体にすることができる
- 30 条 法人の社員によって取得された金銭
- 31 条 3 人の社員に当分割された法人

- 32条 登録官
- 33条 登録官による法人登録の維持
- 34条 書面の検査
- 34条A 登録官による検査権
- 34条B 登録官の決定に対する訴訟
- 35条 印紙税の免除（廃止）
- 36条 規定

付則1 法人化の申請

付則2 登録費用（廃止）

② - 2. 公益性の要件

1908年社団法人法にもとづき非営利組織として公益性が認められる要件と特徴は以下のとおりである。

- 1) 最低15人のメンバーが存在すること
- 2) 1908年社団法人法にもとづく団体であること
- 3) 1908年社団法人法に規定する定款を有すること
- 4) 公益目的を有すること
- 5) 社団への入会、脱退が自由であること
- 6) 社員の名前、住所、職業、入会日などを記載した最新の社員名簿を設置すること
- 7) 社員総会で決定すること
- 8) 社員によって選ばれた運営委員会が存在することもある
- 9) 収益事業を行うこと、従業員を雇用することは可能であるが、収益事業の収入を社員に分配してはならない
- 10) 経済開発省に、毎年、事業を継続して行っていることを示すために、会計報告を提出しなければならない
- 11) 税の優遇を受けるためには、内国歳入庁（IRD）に登録しなければならない
- 12) 登録官によって社団法人が解散させられることがある
- 13) 解散後の残余財産は、社員に分配することが可能である

② - 3. 1908年社団法人法にもとづく社団法人の公益性資格取得登録方法

上記の要件を備えた上、経済開発省の法人課に、公益信託と同様、法人化申

請書、定款2部、法定の宣言書と、100ドルを添えて、申請する。1908年社団法人法第7条にもとづく申請書式は、以下のとおりである。

社団法人申請書	
社団法人名 _____	
(注) 他の社団と同じ名称は認められない。	
登録上の主たる事務所の所在地 _____	
登録官が連絡を取る事務所の所在地 _____	
連絡相手の名前・住所 _____	
社団法人の通常総会の開催 _____ (月) _____	
<u>チェックリスト</u>	
1) 他の社団の名前と同じではないですか。 www.societies.med.govt.nz でチェックしましたか?	
2) 社団法人の15人の社員の署名はありますか。	
3) すべての署名が正しいことを15人以外の証人によって証明できますか。	
4) 添付される法定の宣言書は規定に合致していますか。	
5) 法定の宣言書に添付される定款は2部ありますか。	
6) 手数料100ドルは入っていますか。	
社団法人名称・住所・電話・E-mail address	
15人の社員の名前・住所・署名	1人以上の証人の名前・住所・署名

② - 4. 登録後の社団法人の対応

1) 社団法人登録後は、商業省(Commerce Ministry)に、社員名簿と毎年の会計報告書を提出しなければならない。

- 2) 社団法人の事業については、総会で決定する。総会では社員は一人一票を有する。
- 3) 社員の責任は有限責任である。
- 4) 社員権は財産的価値を有するものではないから、譲渡の意味がない。
- 5) 非営利組織であるので、収益を社員に分配することはできない。
- 6) ただし、社団法人が解散したときは、残余財産を社員に分配することができる。

③ 1908年産業協同組合法 (Industrial And Provident Societies Act 1908) に基づく非営利法人

③ - 1. 1908年産業協同組合法の概要

1908年産業協同組合法は、25か条と4つの付則から成る。その概要は以下のとおりである。

1908年産業協同組合法 (最新改正2003年)

- 1条 表題等
- 2条 解釈
- 3条 現存する社団
 - 3条 A 産業協同組合の登録官
 - 3条 B 産業協同組合の副登録官
 - 3条 C 産業協同組合の地域の登録官や登録官助手
 - 3条 D 登録の維持
- 4条 登録できる産業協同組合
- 5条 産業協同組合の登録
 - 5条 A 名称の変更
- 6条 登録の無効と一時停止
- 7条 規定と改正
- 8条 組合の義務
- 9条 組合の特権
- 10条 組合の財産と基金
 - 10条 A 債権者とメンバーとの間の妥協権限
 - 10条 B 債権者とメンバーとの間の妥協に関する情報
- 11条 金銭や手数料を受け取った役員
- 12条 議論
- 13条 事業の検査
 - 13条 A 登録官の検査権限

- 1 3 条 AA 登録官は検査に関する情報公開を拒絶することができる
- 1 3 条 B 登録官の決定に対する訴訟提起
- 1 3 条 BA 1 3 条 AA に基づく決定に対する訴訟提起
- 1 4 条 特別な決定
- 1 4 条 A 特別な決定によってとられる処置
- 1 4 条 B 結果としての適用規定
- 1 5 条 組合の解散
- 1 6 条 罰則
- 1 7 条 訴訟が提起される場合
- 1 8 条 地方裁判所への申請手続き
- 1 9 条 監事の指名
- 2 0 条 費用
- 2 1 条 給与等の支払い（廃止）
- 2 2 条 この法律を運用するに必要な規則
- 2 3 条 書類の証拠
- 2 3 条 A 法的、専門的特権
- 2 4 条 友愛組合法（Friendly Societies Act）8 条（2）項の適用（廃止）
- 2 5 条 選挙人名簿修正委員として選ばれた弁護士（廃止）

- 付則 1 統合の規定
- 付則 2 本法によって登録された組合の規定により準備された事項
- 付則 3 社債等
- 付則 4 組合の登録の承認等

③ - 2. 1 9 0 8 年産業協同組合法にもとづく非営利法人の特徴

1 9 0 8 年産業協同組合法にもとづく非営利法人の特徴としては、以下のとおりである。

- 1) 少なくとも 1 6 歳以上のメンバーが 7 人以上存在し、協同組合を設立する意思を有すること
- 2) 組合として協同して事業を行い収益をあげること
- 3) 規則が登録されていること
- 4) 組合員に収益が行く事が認められていること
- 5) 組合財産は個々の組合員に帰属すること。
- 6) 個々の組合員の責任は有限であること。
- 7) 組合員は組合財産に自己の持分を有すること。

- 8) 給料や事業のための支出を超える収入には税金を支払わなければならない。
 - 9) 組合の規則に従い、組合員の入会・脱会が可能であること。
 - 10) 組合員は一人一票を有し、組合の運営ができる。
 - 11) 各組合員の株主権の譲渡は限定されているが、株の保有は法定要件ではない。株は最低1ドルからであり、4000ドルを超えて保有することはできないことになっている。
 - 12) 通常、公益性は有さない。まったくできないわけではないが、協同組合方式で収益を得、組合員にその収益を分配するのであるから、非営利とはいえない。
 - 13) 毎年、監事による監査を受けた会計報告書を経済開発省のビジネス登録所へ提出しなければならない。
- 1970年代には、この協同組合を使ったビジネスは非常に多かったが、現在では、少なくなっている。

④ 会社法に基づく会社

他に、1955年の会社法（Companies Act 1955）にもとづく会社でも、公益性の認定を受けることができる。この会社は定款を有し、少なくとも1人以上の株主と1人以上の役員が必要である。この会社をコミュニティが所有する場合、公益性の資格を有することができる。公益性を有さない場合、会社の収益には、当然、課税される。なお、18歳未満の者、破産者、5年以内に「インサイダー取引」の判決を受けた者は、役員になれないことになっている。役員は、善管注意義務を有し、業務を行う。

1-1-5. チャリティ法新設の必要性

前述したように、ニュージーランドでは、2000年以降、政府と非営利（NPO）セクターとの改善を図るために、たとえば「コミュニティと政府との関係改善のための方針」を発表したり、社会開発省の中にコミュニティ・ボランティアセクターを担当する課を設置するなど、徹底した行政改革をするためには、政府のさまざまな社会サービスの担い手を民に移すための努力がなされてきた。実際に人口の割合にしては、多くの非営利団体が存在し、さまざまな活動をしている。しかしながら、その実態は、一括して把握していないために、明確ではない。そこで、そのような多彩な非営利団体の状況把握のためにも、統一のチャリティ法を制定し、特にチャリティの登録と情報公開の徹底化をめざして

いる。そこには、民間の非営利セクターの活動を規制しようというのではなく、より透明度の高い民間の非営利セクターをバックアップしていこうという姿勢が見られる。

1－2．ニュージーランドにおけるチャリティ法改革の経緯と方向

1－2－1．チャリティ法制定の動きの背景と非営利セクター

(1) 非営利セクターの多様性

NZ の非営利セクターでは、活動分野や地域ごとに多数の団体⁶が活躍しており、この活動分野や地域ごとにそれをまとめるアンブレラ団体⁷も存在するのが実情である。社会開発省の資料によれば、Companies Office に登録された Charitable Trusts 総数 14,919、Incorporated Societies 総数 22,646 であるが、これ以外に Maori Trust Board Act 1995, Maori Community Development Act 1962, Te Ture Whenua Act などにより登録されたマオリ系諸団体 (Iwi/Mori Organisations) や人格なき社団が非営利活動を支えている。従って、このようなボランティア・コミュニティー・セクター自身の多様性と、英国の NCVO のように非営利セクターを全国的な立場で統合するアンブレラ団体が存在しないことが一つの特色となっている。

(2) マオリ社会との関係の特殊性

英国の君主による統治権と原住民マオリ族の保護を協定した『ワイタング条約 (1840 年)』の精神と伝統が、政府と国民の関係の基盤を形成しており、常に議会・行政による基本方針、法律関係、社会政策に多大な影響を及ぼしている。

(3) 財政改革の非営利セクターに与えた影響

⁶人口 400 万人弱に対して、法人登録された公益トラスト、公益社団の合計数約 37,000 団体となり、国民 100 人あたりに 1 団体という勘定になる。

⁷活動分野毎には分野を代表するアンブレラ団体としては、例えば New Zealand Federation of Voluntary Welfare Organizations などはあるが、全国的な立場で戦略的指導性を発揮するアンブレラ団体が存在しない点につき、社会開発省は“良きカウンターパート”としてはセクターを代表するこの種の団体を積極的に育成支援してゆく方針である。

英本国の EC 加盟による輸出市場の喪失、その後のオイルショックに端を発した経済危機は、かつて世界最高の水準を誇った高度福祉国家に深刻な事態をもたらした。この結果、1984 年当時の労働党ロンギ政権の大蔵大臣ロジャー・ダグラスにちなんだロジャーノミックスと呼ばれる一連の大胆な行財政改革が断行され、その後の国民党政権でも政策が継続され、NZ は高度な水準の福祉国家から並みの福祉国家に転落するにいたった。この行財政改革の結果として、医療費や教育費などの受益者負担の増大、その他一連の福祉の切捨措置がコミュニティ・セクター（殊に低所得者層やマオリ系住民）に与えた影響は大きく、政府とセクターの関係はこれにより悪化した。

（４）政府によるセクターとの関係改善に向けてのアプローチ

その後経済環境が好転する一方、政府としても各種の社会的サービスの担い手の官から民へのシフトを指向する中で、2000 年以降政府によるセクターとの関係改善に向け種々のアプローチが試みられた。その結果、セクター側からの政策提言への積極的参画の要望と、政府側からのセクターとのパートナーシップ強化の機運が高まっていった。

① 政府・コミュニティ間関係改善に向けての方針表明（2001 年）

政府は、ニュージーランド社会において、コミュニティ、ボランタリー、マオリの諸団体が果たしている役割の重要性を深く認識し、今後共通のゴールに向けて協力関係を推進するために、両者間の一層な改善を公約するため、首相、ならびに担当大臣による署名文書、『*The Statement of Government Intentions for an Improved Community-Government Relationship*』を 2001 年 12 月に公表した。

② ボランティア活動に対する政府の基本政策の公表（2002 年）

2002 年 12 月には、政府はボランティア活動を積極的に支援するための諸施策を推進することを公約する政府方針『*Government Policy on Volunteering*』を発表した。

③ 社会開発省内にボランタリー・コミュニティ・セクター担当部課の設置（2003 年）

ボランタリー・コミュニティ・セクター問題対応の専門窓口である The Office for the Community and Voluntary Sector (OCVS) が 2003 年 9 月に設立

された。現在、スタッフ総数は8名。

(5) セクター政策の一環としてのチャリティ委員会設立の方針

現在注目を浴びているチャリティ委員会の設置とチャリティ登録制度の創設を中心とするチャリティ法案も、実は前述の事情を踏まえて、セクター支援のための適切かつ有効な社会政策の実施と財政的な効果の検証という問題が背景となっており、政府によるセクターとの関係改善に向けてのアプローチの延長線上⁸にある点が注目される。

1-2-2. チャリティ法策定への模索

(1) 一般的な状況

NZには現在チャリティの登録制度は、存在せず。また、チャリティ関係の信頼性の高い、利用価値のある、総括的なデータが、従来ほとんどない状態であった。従って、一般世間が合法的、正統派のチャリティを判別する手段に乏しい一方、規制面では、公益団体は5つの異なった政府機関と対応しなければならないのが現状である。そのために、チャリティを取り巻く法的・監督規制的な環境を再検討する必要性が認識された。

(2) Discussion Paper” Tax & Charities”の公表 (2001年6月)

2001年6月、政府は“租税とチャリティ (Tax & Charities)”と題したチャリティに関する税制上の取り扱いを再検討した文書 (Discussion Paper) を公表し、公益セクターの利害関係者や社会一般の意見を求めた。その中で、チャリティに対する税制面での優遇措置の社会的効果を測定評価すべき基礎数字の欠如が指摘され、ボランティア・セクター中心に大きな反響と意見提出があった。

① チャリティに関するモニター制度の導入方針を表明 (2001年10月)

上記検討文書に対する意見提出に基づき、内閣は所得税の免税措置を求めるチャリティにつき、登録・報告・モニター制度の導入に同意した。

⁸英国の先例に倣ったチャリティ委員会の設置の声は、既に1980年代に挙げられており、Report by the Working Party on Charities and Sporting Bodies (November 1989)ではチャリティ委員会の原型としての“A Commission for Charities”の設立が、事務局の構成、政府による財政的支援や運営資金調達方法までも含めて、既に提案されている。

② コミュニティ、ボランティア両セクターとの公約（2001年11月）

さらに、コミュニティ、ボランティア、およびマオリ関係諸団体が省庁や部局の管轄を超えて相互に影響し合っている事実を政府が認識していることを社会に発信するための確認文書（a Statement of Intent）に、政府を代表して首相、コミュニティ/ ボランティア・セクター担当大臣が調印して、非営利セクターとの協働による各セクター共通の政策やプログラムの開発を最優先課題とすることを自ら公約している。

（3）ワーキング・パーティの結成

2001年11月27日、下記の目的のワーキング・パーティが結成された。

主目的はチャリティの登録・報告・モニター方法の制度設計につき、検討結果の答申を行うことである。非営利セクターに対する政府の支援策の中心は、チャリティに関する所得税の免除、チャリティへの寄附者に対する税金の還付であるが、政府としては、これ以上の寄附税制上の優遇には、チャリティの登録・報告・モニター制度の導入と説明責任の履行が不可欠との考え。なお、監督・規制の表現はない。その他の目的としては

- ① 公益目的(Charitable Purpose)の定義につき、改正の可能性の検討(全般的な枠組みを変えずに！)
- ② 海外で活動を目的とする NZ のチャリティに対する各種の税制優遇措置の標準化に関する提言

狙いはチャリティ・政府の双方にとって使い勝手の良い A Simple Cost Effective System の構築、管理指向型のものではない。スケジュールは以下のとおりである。

- ・ 主目的 2002年2月末までに財務大臣に報告書提出
- ・ その他目的 2002年5月末までに検討結果提出
- ・ 政府側見解の公表 2002年4月中旬
- ・ 議会への法案提出 2002年5月

（4）ワーキング・パーティによる報告書の提出

2002年2月28日ワーキング・パーティの検討結果に関する報告書が、提出された。なお、主たる検討内容は、以下の通り。

- ・ チャリティの登録・報告・モニターを取り扱う単一の機関として、チャリティ委員会を設立すること。
- ・ なお、この機関は、苦情に基づく調査権限をもつこと。
- ・ そのシステムは、単純でコスト効率が高いこと。
- ・ **The Charitable Trusts Act** の運用、ならびに司法長官が現在行っている“チャリティの守り神”としての役割にも、責任を負うこと。
- ・ チャリティ委員会の設立法規に、「チャリティ」と「公益活動」に関する定義も包含すること。
- ・ 登録チャリティに関する規定の新設を含め、所得税法改正を行うこと。

(5) 提案されたチャリティ委員会の詳細

組織形態：新設の政府行政機関（特別法による設置）

委員構成：5人～7人、民間の非営利公益セクター出身者中心（セクター側の推薦に基づく任命、輪番制）

機能：①公益性のある団体の承認・登録

②登録チャリティの活動に関する各年度毎の情報収集とモニター

③セクターに対する助言と支援の提供

④政府に対するセクター関連の助言の提供

チャリティに関する法律上の要求事項については、チャリティ委員会が全て一元的・自己完結型（**One-Stop Shop**）で対応。

監督規制：登録チャリティにつき問題がある場合の調査実施権限。

原則は指導助言による正常化。しかしながら、その結果によっては、金銭的或いは非金銭的な **Sanction**、理事の更迭、臨時の業務執行理事の任命、最悪の場合の最終的な手段として登録抹消あり。

業務運営：委員は委員会の統治責任、および業務執行最高責任者の任命権。日常業務運営の責任者（**Head of Operations**）は、CEO ないしは登記官（**Registrar**）として任命される。

経費負担：一部は政府を通じた納税者負担、一部は登録チャリティによる手数料支払（但し、低廉な金額水準。例えば、一旦登録を抹消された後の再登録手数料は2倍以上の高額徴収。）、その他に刊行物の売上収入。

その他：**The Charitable Trusts Act** の運用責任。また、委員会の決定に対する異議申し立ては、通常の司法手続により可能。

報告義務：年1回政府およびセクターに対する報告義務（提出先：財務相および **Community & Voluntary Sector** 担当相）

チャリティの年次報告書提出義務、提出過怠に対する罰則。

(6) 提案された登録制度の内容

登録の効果：自動的に免税資格取得

登録義務：免税資格を求める全ての公益チャリティ

登録手続：正式な公益資格の申請に対するチェックと承認

1-2-3. チャリティ委員会設立準備に向けての動き

(1) チャリティ委員会設置の正式決定（2002年4月）

上記報告書による答申に基づき、政府は2002年4月、クラウン・エンティティ(Crown Entity)としてチャリティ委員会設置の基本方針を決定。

(3) 委員会設立準備に関する決定（2003年初）

2003年初に、内閣はチャリティ委員会の設立に向けて、2回目の一連の決定を行った。

- ・ チャリティ委員会の組織形態：クラウン・エージェント(Crown Agent)
- ・ 理由：政府および担当大臣との密接な関係、チャリティ資格承認に関する独立性の両者のバランス
- ・ 設立・運營業務の監督：商業相 (Minister of Commerce) 担当
- ・ 設立後の主管省庁：規制機関(Regulatory Body)として、既に公益信託や社団法人を含む多数の規制制度運営に経験を持つ経済開発省 (Ministry of Economic Development: MED) の担当と決定。

(4) チャリティ委員会設立内容の具体化（2003年6月）

内閣は、2003年6月にチャリティ委員会の機能、権限、機構等に関するさらに詳細な決定を下し、2004年後半には業務開始の目標を設定した。なお、この内閣による決定の背景となる政策上の意図は、以下に述べるような委員会の創設にあるとされている。

- ・ 政府の方針を公正かつ独立して補完出来るように、不偏不党であること。
- ・ 政府に対して助言を行なうためには、公益セクターに面と向かって対抗しなければならない点も理解していること。

- ・ 社会政策の推進に寄与するように、公益セクターに関する情報の収集を容易にすることにより政府、公益セクターの両者に役立つこと。
- ・ 公益セクターに対する社会一般の信頼を涵養すること。
- ・ 委員会による「登録と年次報告書の提出」に関する手続の遵守を通じて、公益セクターの説明責任と透明性を促進すること。
- ・ 公益団体が如何にしてチャリティ法を遵守するかを教育、支援すること。

(5) 設立準備チームの召集 (2003 年 9 月)

経済開発省担当大臣は、未解決な運営上の問題点を確認、解決するために、Sid Ashton を長とする NPO や公益セクターに広汎な経験を持つ 6 名からなる設立準備チームを編成し、2004 年 9 月末までに活動可能になるべく立ち上げの具体的な準備作業を開始。当該チームの役割は、2004 年中にチャリティ委員会の初代委員の任命を以って終了。

1-2-4. チャリティ法制定の状況

(1) NZ における法制定の一般的なプロセス

NZ における法律制定は、通常 3 回の読会、2 回の委員会審議のプロセスを経て行われる

- ① 政府による法案の議会提出
- ② 議会第 1 読会における、今後法案審議を行うか否かの形式的な採決
- ③ 常設専門委員会における検討と報告書の提出
- ④ 第 2 読会における詳細審議
- ⑤ 全院委員会における論議
- ⑥ 第 3 読会における可決
- ⑦ 総督による裁可

(添付チャート”How Parliament Makes a Law”(議会による広報資料)参照)

(2) 法案提出から法成立に至る過程

① 政府による議会への法案提出と社会サービス委員会による審議

NZ 政府は、チャリティ委員会設置と登録制度創設に関する特別法の法(The Charities Bill 2004)を策定し、2004 年 3 月 23 日に議会に提出の上、その内容を公表した。

この3部141条4附則からなる法案は、3月30日に議会の第1読会における採決を経て、直ちに常設専門委員会(a Select Committee)の一つである『社会サービス委員会』⁹による予備審査(Pre-legislative Scrutiny)に付託され、6月3日を期限とした一般意見の公募が行われた結果、関係各方面から総計753通の意見書が寄せられた。また、NZ各地で26回のワークショップが持たれ、同委員会は延161人からの意見陳述を聴取し、関係省庁の見解を質した上で、各種の修正提言を含む審査内容の報告書を12月17日に議会に提出した。

当該委員会としては、今回新設を提案されているチャリティ委員会の活動により、チャリティ・セクターに対する社会的な信頼が増し、ひいてはセクターを支援するための政府による税制上の還元措置の一層の緩和に繋がるものと考えている。

② 社会サービス委員会による報告書の内容

社会サービス委員会の報告書には、チャリティ委員会の行政組織上の地位、委員会の権能、所管官庁など、幾つかの重要事項に関する政府原案の変更とそれに伴う法文の修正が提言されている。主要な変更提言の内容は、以下の通り。

(イ) チャリティ委員会の行政組織上の地位

政府原案では、チャリティ委員会の地位は、内閣の一部局としての『クラウン・エージェント(Crown Agent)』とされていたが、セクター側の強い要望を反映して、これを“より独立性・自立性の高い”独立行政法人としての『自律的クラウン・エンティティ(Autonomous Crown Entity)』に変更すべきであるとされている。

(ロ) 免税判断権限の非移管

従来内国歳入部(IRD)が有していた公益団体に対する所得税免税判断の権限は、原案では新設のチャリティ委員会に移管され、チャリティとしての登録承認により自動的に免税資格が付与されることになっていた。ところが、前述のようにチャリティ委員会の地位が自律性の高い独立行政法人に変更される以上、財政収支に影響する免税に関する権限を兼備することは好ましくないとの判断により、免税判断は引き続き内国歳入部が担当すべきで、チャリティ登録は免税の前提条件に留めるべきであるとされた。

(ハ) チャリティへの支援機能、政府への政策助言・提言機能の強化

政府による元来の構想は、登録・報告・モニター機能を持ちチャリティを一元的に管理する専門機関の創設であったが、監督規制中心になることをセクタ

⁹社会サービス委員会(Social Service Committee)は、議会にある20の常設専門委員会(Select Committee)の1つで、Georgina Beyer議員を委員長、Dr. Muriel Newmanを副委員長とする議員10名からなる委員会である。今回の出張時に、議会に正副両委員長を訪問し、チャリティ法制定の見通しと公益セクターの現状につき懇談する機会を得た。

一側が懸念し、適切なガバナンスやマネージメントを教育・支援する機能の強化を求める声が強かった。意見公募の結果を踏まえ、最終的には、登録の有無にかかわらず、全てのチャリティに対して能力開発(Capacity Building)の支援を行うことを基本的な責任の一つとすべきであるとされている。また、チャリティ・セクターに関係する諸問題につき、単に関係大臣から助言を求められた場合に応答するだけでなく、必要に応じて積極的に提言を行う権限を付与すべきとされている。

(二)「所管官庁の変更」

当初の政府方針では、チャリティ委員会の指導監督機関としての性格上、会社・公益信託・社団法人などの登録制度を管理して来た経験のある経済開発省(MED)が新設のチャリティ委員会の所管官庁として予定されていた。しかしながら、その後のチャリティ委員会の教育・能力開発機能の強化拡充への動向に対応して、ボランティア・コミュニティー・セクターの一般的事項を所管し、その窓口としての専門部課¹⁰ (OCVS)を通じてセクターを取り巻く問題につき最も経験が深い社会開発省(MSD)に所管官庁を変更すべきであるとされている。

③ 政府による補足意見書の提出、議会におけるチャリティ法の可決

以上のような重要な項目を含む議会の社会サービス委員会による提言に対して、政府は本年3月4日を期限としてさらに国内有力団体約30の追加見解の提出を求め、原法案の修正を検討した。その結果、社会サービス委員会の提言に準拠した修正内容の補足意見書(a Supplementary Order Paper 357/2005)を議会に提出し、4月12日第2読会、全院委員会における論議を経て、4月13日第3読会における可決の運びとなった¹¹。この議会で可決されたチャリティ法案は、その後英国女王陛下の代理者である総督により裁可されて、初めて制定法として有効に成立し、公布される。

なお、チャリティ委員会の直接的な所管官庁は、最終的に内務省(Department of Internal Affairs: DIA)とされ、委員会の戦略的な方針やパフォーマンスに関しては、社会開発省との協議が条件付けられている。

(3) 立法過程における民意の反映

前述のように、本問題に関しては既に各種の調査やワーキング・グループに

¹⁰ ボランティア・コミュニティー・セクター問題対応の専門窓口である The Office for the Community and Voluntary Sector: OCVS)が2003年9月に設立された。現在、スタッフ総数は8名。

¹¹ 議会関係の日程については、Progress of Legislation, Schedule of Bill を参照のこと。

よる検討が行われ、その内容公表の都度国民一般の意見が公募された経緯がある。その上で、これらの結果を踏まえた法案策定が行われているにもかかわらず、さらに議会の社会サービス委員会の委員が直接市民の意見陳述を求め、その反応をもとに議論を重ね、修正提案が報告された。これに対して、政府は再度追加意見を徴して、法案の修正を行っている。このような“繰り返し民意を問い、民意を確認し、その結果を政治に反映させようとする姿勢や制度”には、深い感銘を覚えた。

これは、デモクラティックな伝統に基づくことは勿論であろうが、400万人弱の人口によるコミュニティー中心の直接民主制に近い政治思考や、非営利セクターの多様性、マオリ社会との関係の特殊性なども影響しているのではなかろうかと思われる。

(4) 今後の日程に関する見通し

チャリティ委員会の発足は、2005年7月1日と定められているが、現実の登録業務の開始は早くて2006年3月以降になる見込である。また、現行の所得税免税適用団体の新しい登録制度への移行については、適当な登録猶予期間が認められる予定で、現実の課税関係については2007年から新登録制度が適用される見込である。

なお、新チャリティ委員会の委員（非常勤、任期3年：5～7名）については、2004年5月に公募が行われ、5月24日の締切期限までに合計378名の応募があったが、Dame Catherine Tizard他2名と内務省の上級管理職からなる面接選考委員による助言を踏まえて、ボランティア・コミュニティー・セクター担当大臣 Rick Barker 議員が委員会の正式発足に先立つ本年6月頃に任命することになるだろう。

(5) 結び

今回のチャリティ法の成立に際して、本プロジェクト担当の Judith Tizard 商業担当副大臣 (Associate Commerce Minister) は、“本法の制定は、政府と公益セクター間の関係を一層進展させることに向けての政府の確約を象徴するものである。”と述べている。また、社会開発省のボランティア・コミュニティー・セクター問題対応窓口である OCVS 担当者も、当方の訪問時に、チャリティ委員会の設立は、2000年以降政府によって行われているセクターとの関係改善に向けた一連の努力における一つのマイルストーンである点を強調していた。さらに、7月以降チャリティ委員会につき責任を負うことになるボランティア・コミュニティー・セクター担当大臣 Rick Barker 議員は、登録チャリティという資格は、単に免税対象という税制上の効果にとどまらず、寄付を行う社会一般が

ら公益目的を持った団体としての正当性を広く認められるという、積極的な効果(positive “branding”)の意義を指摘している。

このように、今回のチャリティ法の成立とチャリティ委員会の設置が、単に税制上の免税資格付与の前提条件にとどまらず、ガバナンスや説明責任に関するセクターの教育や能力開発を含め、各種の社会サービス、コミュニティ・サービスにおける今後の政府とセクター間のパートナーシップの進展に繋がる可能性につき注目して行きたい。

1-3. ニュージーランド・チャリティ委員会の組織と機能

1-3-1. ニュージーランド・チャリティ法

昨年よりニュージーランド議会において審議が続いていた、ニュージーランドのチャリティ法が2005年4月に成立した。同法は、ニュージーランドにおけるチャリティ団体の登録制度、指導監督およびチャリティ団体に対する支援体制を作り上げることを目的としており、その核となるのが「チャリティ委員会」の設立である。

一方、いかなる団体がチャリティとして認められるべきかという、いわゆる公益性の定義について、同法では規定せず、これまでの判例法の積み重ねに依存することになった。したがってニュージーランドのチャリティ法では、チャリティ団体は「専らチャリティの目的を持って設立され、活動するもの」とされているのみであり、具体的にどのような団体がチャリティとして認められるかという定義はなされていない。

したがって、ニュージーランドのチャリティ法は実質的には、チャリティ委員会の権限と機能を規定するものであり、登録や指導監督、登録抹消といった手続きを定めた法律であると理解することができよう。本節ではチャリティ法および関連する諸法令を基礎に、ニュージーランドにおけるチャリティ委員会の組織と機能について記述する。

1-3-2. ニュージーランド・チャリティ法の構成

ニュージーランド・チャリティ法は全体が三部構成になっており、第一部：チャリティ委員会、第二部：チャリティ、第三部：雑則および改正等となっている。

1条. タイトル

2条. 施行

第1章：チャリティ委員会

予備的条項

3条. 目的

4条. 解釈条項

5条. 公益目的の意味と従属的な公益外目的の効果

6条. 財団の理事による登録

7条. 政府への法的拘束力

委員会の設立

8条. 設立される委員会について

委員会の位置付け

9条. クラウン・エンティティとしての委員会

委員会の機能

10条. 委員会の機能

委員会のメンバー構成

11条. 委員会のメンバー構成

年次総会

12条. 委員会による年次総会の開催義務

第2章：チャリティ団体

第1節：チャリティ団体の登録

13条. 必須の要件

14条. 委員会は公益目的の信託に関し合理的な仮定の下に行動する

15条. 団体の名称

16条. チャリティ団体の管理者の資格

登録書類

17条. 登録書類

18条. 委員会による登録書類の審査

19条. 委員会による登録もしくは却下

20条. 委員会はチャリティ団体としての登録を遡及して行うことが出来る

設立されたチャリティ団体の登録

21条. チャリティ団体の登録

22条. 登録の目的

23条. 委員会は登録簿の登録機関である

24条. 登録簿の内容

25条. 委員会が登録簿の情報・文書を省略ないし削除すること、およびそれら情報への公衆のアクセスを制限することを認める

26条. 登録簿の修正

登録簿の検索

27条. 登録簿の検索

28条. 検索目的

29条. 検索が個人のプライバシーを理由として制限される場合

登録情報および文書の提供

30条. 委員会は内国歳入庁法の目的のために、登録情報および文書を提供することが出来る

チャリティ団体の登録抹消

31条. 登録簿からのチャリティ団体の抹消

32条. 登録抹消の根拠

33条. 登録抹消の意向の表明

34条. 登録抹消への抗告

35条. 委員会が抗告を受け取った場合に発生する義務

36条. 委員会による適正な法手続の原則の考慮

第2節: チャリティ団体に関する義務、調査、抗告およびその他の事項

支払い拒否

37条. 本法に基づく登録前には支払い拒否問題が発生しない事

38条. 第37条に対する違反

電話およびインターネット募金募集者の義務

39条. 電話およびインターネットによる募金募集者は求めに応じ登録番号を開示する義務がある

変更告知義務

40条. 委員会への変更告知義務

年次申告書作成義務

41条. 年次申告書作成義務

42条. 年次申告書のないように関する規則

免除

43条. 委員会は免除措置を講ずることが出来る

委員会は緊密に連携して活動する団体を一つの団体とみなすことが出来る

44条. 委員会は緊密に連携して活動する団体を一つの団体とみなすことが出来る

45条. 親団体による義務へのコンプライアンス

46条. 委員会は親団体とその他団体を、場合によって一つの団体として取り扱うことがある

47条. 一団体がチャリティ団体として登録することの意義

48条. 委員会は団体の一部とみなされる団体の登録を拒否できる
49条. 委員会による適正な法手続の原則の考慮
チャリティ団体及びその他の者・法人への調査
50条. チャリティ団体及びその他の者・法人への調査
51条. 補助義務
52条. 違反行為
53条. 委員会は調査情報を提供し得る
違法行為、重大な不正行為その他に関する警告書および詳細情報の発行
54条. 委員会は警告書を発行し得る
55条. 委員会は違法行為、重大な不正行為その他に関する詳細情報を発行し得る
本法の条文にある目的で発行される通知書に関連する前提条件
56条. 通知書
57条. 通知書の送達
行政課徴金
58条. 委員会は行政課徴金を賦課できる
委員会の決定に対する不服申し立て
59条. 申し立ての権利
60条. 高等裁判所は申し立てに対する決定を差し止める仮命令を出し得る
61条. 申し立てへの決定
第3章：雑則および改正等
第1節：委員会に関連する雑則
報告義務
62条. 2005年7月から開始する会計年度の報告義務
銀行口座
63条. 委員会に適用される、2004年クラウン・エンティティ法における銀行口座の条文
第2節：2004年所得税法の改正
64条. 2004年所得税法はこの節で **Principal Act** と呼ぶ
65条. チャリティ：収益事業外収入
66条. チャリティ：収益事業収入
67条. 公益遺贈
68条. 定義
第3節：1994年国税管理法の改正
69条. 1994年国税管理法はこの節で **Principal Act** と呼ぶ
70条. 解釈条項

71条. 管理担当者の守秘義務

第4節: 1968年不動産および贈与税法の改正

72条. チャリティおよびそれに類する団体に対する贈与への免税

第5節: 雑則

73条. 規則

74条. 違法行為の告発

75条. 委員会は法定以外の者・法人等の監督をする義務を有さない

76条. 他の法律の改正

附則

附則: 他の法律の改正

法制定の経緯

1-3-3. チャリティ委員会の機能

ニュージーランド・チャリティ法の構成は以上の通りであるが、ここでは今般成立したチャリティ法において、チャリティ委員会の役割がどのように規定されているかを、条文を参照しながら考察する。

チャリティ法において、チャリティ委員会の機能を規定しているのは「第10条: チャリティ委員会の機能」である。本条第1項において、チャリティ委員会の設立目的および具体的な機能が列挙されている。

I 委員会の機能

- (a) チャリティ・セクターにおける公衆の信頼と信用を醸成する
- (b) チャリティが有する資源の効率的な利用の促進
- (c) チャリティにとって望ましいガバナンスとマネジメントを実現するための援助
 - ① ベスト・プラクティスのガイダンス・勧告を発行
 - ② モデル・ルールを発行
 - ③ チャリティ法および関連法規に基づくチャリティの権利・義務・責務に関する情報提供
- (d) チャリティ法に従い、登録のための書類を作成する者を助力する情報の提供
- (e) 登録書類を受理し、検討し、処理する
- (f) 登録簿の管理・メンテナンス
- (g) 年次申告書(Annual Return)の受理、検討および処理
- (h) 特定の状況下で、内国歳入庁法の目的に資する情報および文書の提供

- (i) 登録チャリティ団体が、チャリティの資格を保持し続けているかについてのモニタリング
- (j) チャリティ団体、構成員および定款の調査、不法行為に対する捜査
- (k) チャリティ団体の、チャリティ法へのコンプライアンスに関するモニタリングと、コンプライアンスの促進。不法行為に対する告発も含む。
- (l) チャリティに関する報告書、勧告書の作成（例：政策提言文書等）
 - ① 政府に向けて作成
 - ② 委員会自身の活動として作成
- (m) チャリティに関する研究の奨励と促進
 - ① 情報の収集と公開
 - ② チャリティに関する調査研究へのアドバイス
 - ③ チャリティに関する調査研究の委託
- (n) クラウン・エンティティ法に従い、大臣が命ずるその他の事項

II 委員会は (a) (c) (l) (m) の機能に該当する場合は、その対象は登録チャリティに限定されない。

チャリティ法が規定するこれらの機能のうち、(a) および (b) については、ニュージーランドのチャリティ・セクター全体の環境整備に資するという、チャリティ委員会設立の動機が条文として現れていると言えよう。また、(n) にある大臣が命ずるその他の事項に関しては、チャリティ委員会がクラウン・エンティティとして、政府のコントロール下にあることから設けられている条文である。ただしチャリティ委員会は当初のクラウン・エージェントとしての設立ではなく、自律的クラウン・エンティティとして設立されたことから、大臣の権限も限定されることとなっている（これについては後段参照）。以下は、第10条において示されたチャリティ委員会の機能を、登録機能、指導監督・モニタリング、サービス提供の3つに整理し、検討を加える。

(1) 登録機能

① 登録の意義と効果

ニュージーランド・チャリティ委員会の機能における核とも言えるのが、チャリティ団体の登録機能である。チャリティ団体の登録制度を設けることにより、チャリティによる寄付者・公衆・政府に対するアカウントビリティの向上を図り、チャリティ・セクターに対する信頼の向上を目指すのが、政府としての方針となっている。登録制度は2006年3月のスタートを目標とし、現在

準備が進められている。

チャリティとしての登録は、強制的に行われる性質のものではなく、チャリティのそもそもの法的地位に影響を与えるものでもない。登録が強制されないことから、「チャリティ」という名称を用いることは、登録していない団体であっても自由であり、そのことが規制されることはない。しかし「登録チャリティ」と名乗るためには、登録が行われている必要がある。

政府の制度設計では、登録を行うことによって発生する「効果」としては

- ・ 免税措置
- ・ ブランド・ネームの確立

を挙げることができよう。このうち免税措置に関しては、チャリティ委員会への登録は、今後チャリティ団体が免税措置（所得税免税、寄付免税：公認寄付先資格）を受ける場合の前提条件(Pre Condition)となり、免税措置受けるためには、まずチャリティ委員会に登録することが必要になる。ただし登録チャリティが全て、自動的に免税を認められるわけではなく、資格の付与と免税措置の間に不一致が生じる可能性は存在する。また、政府は現在内国歳入庁により与えられている、チャリティとしての免税資格の継続を希望する場合には、チャリティ委員会への登録を求めることとしており、一定の移行期間（予定では2007～08）を設け、これに対応する予定である。この場合、免税資格を継続したいチャリティについては、登録は強制ということになる。

ブランド・ネームの確立については、チャリティ委員会に登録を認められることにより、チャリティ団体がその公益目的について「お墨付き」をもらった形となり、今後のチャリティとしての活動におけるポジティブな影響が考えられる。「登録チャリティ」のブランドが確立することにより、登録チャリティ団体がその活動や寄付の募集、募金活動においてアドバンテージを得る可能性は、英国などの例を見ても十分にあり得ることである。また政府としても、登録によって課されるアカウンタビリティの遂行が単なる規制としての側面だけでなく、社会的な信頼性の裏付けとなる効果への期待が視える。

登録チャリティには、個々を識別する「登録ナンバー」が付与されることになる。登録ナンバーは、第一義的にはチャリティ委員会への提出書類等の整理上、用いられるものである。ただし募金の際などにおいて、求めがあった場合には開示しなければならない（第39条）。登録ナンバーは英国等では登録チャリティである事を示すために、チャリティが発行する文書等に記載されることが多いことから、ニュージーランドにおいても同様のものとして定着する可能性がある。

② 登録フォーム

現在のところ、チャリティ委員会が登録に用いるフォームおよび要求する書類がどのようなものかは、確定していない。ただしチャリティ委員会の実務について検討を加えた大蔵省のワーキング・グループにおいて、登録フォームが検討されており、ここではそれに基づいて検討する。

<登録フォームの内容>

A. 代表・連絡先

- ・ 名前
- ・ 子会社および支部等の詳細（あれば）
- ・ 所在地、電話、ファックス、担当者、メール
- ・ 理事名と理事住所

B. チャリティ目的

- ・ 団体の設立年
- ・ 会社登録番号、内国歳入庁登録番号、信託法登録番号、社団法人法番号等
- ・ チャリティ目的とその活動

C. 活動

- ・ 目的と実際の活動
- ・ 海外活動の有無
- ・ 海外からの補助金の有無
- ・ 政府補助金の有無
- ・ 政府との契約関係の有無

D. 理事（受託者）の利害関係

- ・ 有無と詳細

E. チェックリスト

F. 宣誓署名と日付

この登録フォームに関しては確定的なものではなく、内容が見直される可能性も十分にある。政府は登録について紙ベース、Web ベース両方での対応を予定している。コストについては、初回の登録は無料とし、後述の年次報告書(Annual Return)の提出時において課金するシステムが予定されている。チャリティ法第17条においては、フォームに加えてチャリティの定款も併せて提出することが求められている。

③ 登録審査

チャリティ委員会は登録を希望する団体から書類を受理した後、登録審査を行うことになる。登録審査においては

- ・ 登録書類が作成された時点における活動内容
- ・ 申請団体の活動目的

を考慮することが要請されており、法と正義に則って判断を下すべきものとされている（第18条）。チャリティとしての資格認定の際における、公益性判断の具体的基準についてはチャリティ法には盛り込まれず、マクノートン卿の4分類を出発点とする、判例の積み重ねによる従来の判断基準が尊重されることになる。

チャリティ委員会が登録申請について適切と判断した場合には、当該団体は登録され、登録番号が付与され、その旨が当該団体に伝達される。もし適切と判断されなかった場合には、理由とともにその旨を申請団体に伝えなければならない（第19条）。

④ 登録簿

チャリティ委員会は登録情報を登録簿という形で保管することになる。チャリティ法においては、登録簿は電磁的記録もしくは委員会が適切であると判断する方法によって管理されることになる（第21条）。登録簿の内容はチャリティの名前、住所および登録番号をはじめとする情報であり、これには団体の定款も含まれる（第24条）。登録簿のアップデートに必要な情報は、後述する年次申告書によって収集することになる。

⑤ 登録の抹消

チャリティ委員会は登録チャリティについて、その登録を抹消することが出来る。その形態として

- ・ チャリティ自身の意思による場合
- ・ チャリティ委員会が登録の抹消が適当と認めた場合に分けられる。

このうち前者のケースは、チャリティが活動停止や解散等により、自らの意思でチャリティ委員会に対し登録の抹消を申請するケースである。後者のケースでは、チャリティ委員会の判断に基づいて登録が抹消されることになるが、登録抹消事由はとして、チャリティ法は以下のものを列挙する（第32条）。

- ・ チャリティが、チャリティとしての資格を保持し得ないとき
- ・ チャリティがチャリティ法もしくはその他の法規に対する、重大もしくは持

統的な違反があった場合

- ・ チャリティの職員が、チャリティ法もしくはその他の法規に対する、重大もしくは持続的な違反を行った場合
- ・ チャリティを代表して募金活動を行う者が、チャリティ法もしくはその他の法規に対する、重大もしくは持続的な違反を行った場合
- ・ チャリティが重大な不正行為を行った、ないしはチャリティに関連する不正行為が特定の人物によってなされた場合

これらの事由に該当するチャリティの登録を抹消する場合には、チャリティ委員会はその旨を、理由および根拠とする法令とともにチャリティに対して通告しなければならない（第33条）。

この抹消通告に対し、委員会の意向に納得しない場合、および委員会の決定が公共の利益にならないと判断する場合には、チャリティないしその職員がチャリティ委員会に対して、申し立てを行うことが認められている（第34条）。申し立てを受けたチャリティ委員会は、登録抹消によって公共の利益が高まる場合、もしくは以下のケースに該当する場合以外は、登録抹消を停止しなければならない。

- ・ 登録抹消の条件を満たす一つ以上の事由がある
- ・ 申し立てが取り下げられた
- ・ 申し立ての根拠がなくなった
- ・ 申し立てが取るに足らない、もしくは権利の濫用である

委員会が実際にチャリティを登録抹消にする場合には、抹消手続きを進める旨とその理由、及びチャリティはチャリティ法第59条に基づき高等裁判所へ提訴できる旨を通知しなければならない（第35条）。

（2）指導監督とモニタリング

① 指導監督とモニタリングの意義

チャリティ委員会は登録機能と同時に、チャリティ団体に対する規制を行う役割も併せ持っている。これはチャリティ委員会がチャリティ・セクターの信用および信頼を醸成する役割を担うにあたり、チャリティ団体のアカウンタビリティ向上およびコンプライアンスの増進、不正行為や違法行為等に対する対処・処分は重要な意味を持つ。

現時点ではチャリティ委員会が、どのように指導監督を行ってゆくかについての具体的な規則や行動指針については未定である。ただしチャリティ法では、チャリティ委員会の権限およびチャリティの義務として、指導監督およびモニ

タリングに関連する規定を置いている。以下それらについて整理する。

② 年次申告書(Annual Return)

チャリティ団体に対するモニタリングの一環を担うのが、チャリティ団体に対し毎年の提出を求める年次申告書(Annual Return)である。チャリティ団体は、法の定めるところに従い、年次報告書を提出する義務を負っている(第41条)。この年次報告書のフォーマットは現時点では確定していないが、前出のワーキング・グループにおいて、その骨格が示されている。

<年次報告書の内容>

A. 代表・連絡先

- ・ 名前
- ・ 子会社および支部等の詳細（あれば）
- ・ 所在地、電話、ファックス、担当者、メール
- ・ 理事名と理事住所

B. チャリティ目的

- ・ 団体の設立年
- ・ 会社登録番号、内国歳入庁登録番号、財団法登録番号、社団法人番号等
- ・ チャリティ目的とその活動

C. 活動

- ・ 目的と実際の活動
- ・ 海外活動の有無
- ・ 海外からの補助金の有無
- ・ 政府補助金の有無
- ・ 政府との契約関係の有無

D. 決算日

E. 年次総会開催日

F. 収入

- ・ 投資収入
- ・ 募金収入
- ・ 事業収入
- ・ 他の登録チャリティからの補助金
- ・ 政府との契約による収入および補助金
- ・ その他

G. 支出

- ・ サービス提供・活動に関わるコスト
- ・ ニュージーランド国内で交付した補助金
- ・ 上記補助金のうち、登録チャリティに交付した額
- ・ 国外への補助金
- ・ 資金調達のためのコスト

H. 正味財産

- ・ 流動資産
- ・ 固定資産
- ・ 流動負債
- ・ 固定負債

I. 理事（受託者）の利害関係

- ・ 有無と詳細

J. 宣誓署名と日付

内容は登録申請書を踏襲している部分が大半を占めるが、年度ごとの財務内容を報告しなければならない部分が異なっている。登録申請書と同じ内容をあえて記述させる意義は、前述の通り、毎年内容の違いをチェックすることによって、登録簿を常に最新の情報でアップデートすることである。

③ チャリティ団体への調査

チャリティ委員会はチャリティ法に従い、必要と認めた場合チャリティに対する調査を行うことが出来る。チャリティ法への違反や、チャリティ団体と関連する重大な不正行為のケースでは、チャリティ委員会はチャリティ以外の団体に対する調査も認められる。チャリティ委員会が同法の定めにより調査する事項は以下の通りである（第50条）。

- ・ チャリティの活動および計画された活動
- ・ チャリティの性質、目的、目標
- ・ チャリティの管理運営
- ・ チャリティによる活動の成果
- ・ チャリティの財産及び収入の価値、状況、管理および使用

通常チャリティ委員会がこの種の調査を行う場合は、チャリティに対して事前に通告される。これを受けたチャリティは法の定めるところに従い、調査に対する協力（情報の提供等）をする義務を負う（第51条）。これに対して協力

がない場合には罰金が課されることになる（第52条）。またチャリティ委員会はチャリティ法の目的にかなう場合、および犯罪に関連するケースにおいて収集した情報ないし文書を第三者に提供することができる（第53条）。

④ 警告書の発行

チャリティ委員会は、チャリティもしくはその他の者が、違法行為や重大な不適切な行為を行っている、もしくは行った場合にはそれらに対して警告書を発行することが出来る。同様にチャリティがチャリティ資格をこれ以上保持するのが適当でない場合や登録チャリティでない者が登録チャリティの名称を用いた場合においても、警告書を発行することが出来る（第54条）。

この警告書には以下の事項が記載されなければならない。

- ・ 対象となるチャリティの名前もしくは人名
- ・ 委員会が警告書を交付する理由
- ・ 委員会がとった行動もしくはとり得る行動
- ・ 委員会の意見の要約
- ・ 警告書に従わなかった場合に起こりうる結果

もしチャリティないし個人が、委員会の発行する警告書に従わず是正措置を講じなかった場合は、上記の警告書の内容に相当する情報を公表することが出来る（第55条）。

（3）サービス機能

ニュージーランド・チャリティ委員会の任務は、第一義的にはチャリティの登録および指導監督・モニタリングであるが、チャリティ法ではチャリティに対するサービス機能についても規定している。第10条に規定されている、チャリティに対するベスト・プラクティスに関するガイダンスの発行やモデル・ルールの提供、チャリティの権利や義務に関する情報提供機能は、このサービス機能の具体的な内容である。またチャリティに関する研究の奨励や促進に関する条項も、セクターに対するサービスの一環として解釈できよう。

そもそもチャリティ委員会は、チャリティの登録および指導監督に特化した機関としての設立の予定であったものが、法案公開後のパブリックコメントの要望、およびその後の社会サービス委員会での審議を経て、サービス機能の充実が図られたという経緯がある。ニュージーランド議会社会サービス委員会の審議では、チャリティ・セクター全体に対するオープンな情報提供や、全てのチャリティに対する能力開発が重視され、最終的に法に盛り込まれた。一方、

同委員会では個々のチャリティに対するサービス提供、例えば会計や法務のアドバイス機能などについても検討がなされたが、これに関してはチャリティに対する指導監督・モニタリングという、委員会の本来の機能との衝突が考えられることから、委員会の役割として法に盛り込まれなかった。

したがってチャリティ委員会によるサービス提供機能は、チャリティ・セクター全体に対する情報提供機能を核としたものであり、対象を登録チャリティに限定しない、全てのチャリティに対するものである。

1-3-4. チャリティ委員会と内国歳入庁との関係

チャリティ委員会によって付与される資格が、チャリティが免税措置を受ける上で前提条件であることはすでに述べた。チャリティにとって免税資格は、資金の調達や活動を行う上で極めて重要な意味を持つことから、チャリティにとって登録をすることの実質的な意味は、免税資格の獲得である。ただし政府の当初案と異なり、チャリティ委員会の付与するチャリティ資格と、内国歳入庁によって付与される免税資格が切り離されたことによって、チャリティ委員会と内国歳入庁の間の調整がより重要を増してきた側面がある。

現在ニュージーランド政府では、チャリティ委員会と内国歳入庁との間の連携のあり方を検討している。特に焦点となっているのは、登録手続きを可能な限りシンプルなものとする¹⁰ことである。チャリティ資格と免税資格は、両者のリンクはあるものの別の資格であることから、別個に申請する形式が採られても、何ら不思議はない。しかしながらニュージーランド政府は当初、両方の資格の同時付与を企図していたこともあり、またチャリティに対する事務的負担となる複数回の申請方式を避けたい意図を有していることから、現在チャリティ資格の申請と免税資格の申請が、同時に行われるようなプロトコルを検討中である。

またチャリティ委員会と内国歳入庁は、登録後のチャリティの取り扱いについても、連携をすべき立場にある。このことからチャリティ法では、両者の連携がスムーズに行われるように、チャリティ委員会がチャリティに関する情報を内国歳入庁に提供することを認めている（第30条）。

したがって両者は、ニュージーランドのチャリティ団体に対する規制という役割を、緊密な連携のもとで果たしてゆく事になる。ただし両者の権限ははっきりと分かれており、チャリティ委員会は公益性の認定を通じたチャリティの登録と指導監督、内国歳入庁は免税措置を含む課税当局として、それぞれの役割を果たすことになる。

1-3-5. チャリティ委員会の組織・ガバナンス・予算

(1) 組織

チャリティ委員会は現在、委員の選任等、七月立ち上げを目指し組織の立ち上げ中である。2005年チャリティ法における、チャリティ委員会の組織に関する規定は、委員会の委員（任期3年）は5人以上7人未満という人数規定、および年次総会の規定が設けられている以外は、委員会が自律的クラウン・エンティティとして作られることから、基本的に2004年クラウン・エンティティ法に従うこととなる。

ニュージーランド政府は2005年6月15日、チャリティ委員会の委員長を始めとする委員の任命を発表した。

- ・ 委員長：Sid Ashton（会計士、Tax&Charities の起草メンバー）
- ・ 副委員長：Judith Timpany（財団理事長、女性）
- ・ 委員：Kerry Ayers（弁護士、信託法の専門家）
- ・ 委員：Ian Calder（NZ Barnardos の理事長）
- ・ 委員：Frank Claridge（会計士、非営利組織の専門家）
- ・ 委員：Amohaere Houkamau（マオリ社会サービス団体理事長、女性）
- ・ 委員：Patricia Webster（ボランタリー団体理事長、女性）

7名の委員のうち、4名がチャリティ・セクターの出身者であり、残りは法律および会計の専門家によって占められている。また3人が女性である。基本的にチャリティ・セクターに関する、深い見識を持つ者によって構成されている。

クラウン・エンティティにおける最高意思決定機関は原則として、理事会(Board)であり、チャリティ委員会では上述の委員よりこれが構成されることになる。この理事会の機能および義務は、委員会の名の下に、委員会の権限を行使することである。クラウン・エンティティは全て法人格を持つことになるので、法人として行使することの出来る一般的な権利の行使は理事会の意思決定によることになる。例えばスタッフの雇用に関する労働条件の設定や、子会社の設立などである。同時に法人として求められる義務の遂行も必要であり、子会社に対する親会社（親組織）としての義務や、一般的な善管注意義務に関してもその範囲に含まれることになる。

クラウン・エンティティの役員として、チャリティ委員会の委員に課される責任（個人レベル）は、

- ・ 誠実であること
- ・ 正当な注意、勤勉さを備えること
- ・ 行動規範(Code of Conduct)に対し誠実たること

である。委員会レベルでは、

- ・ 根拠法、趣意説明書、アウトプット合意に対して誠意を持つこと
- ・ 行動および指揮が効率的・効果的たるべきこと
- ・ 市民へのサービスという観点に矛盾しないこと
- ・ 債権者の視点に配慮し、財務力を維持すること

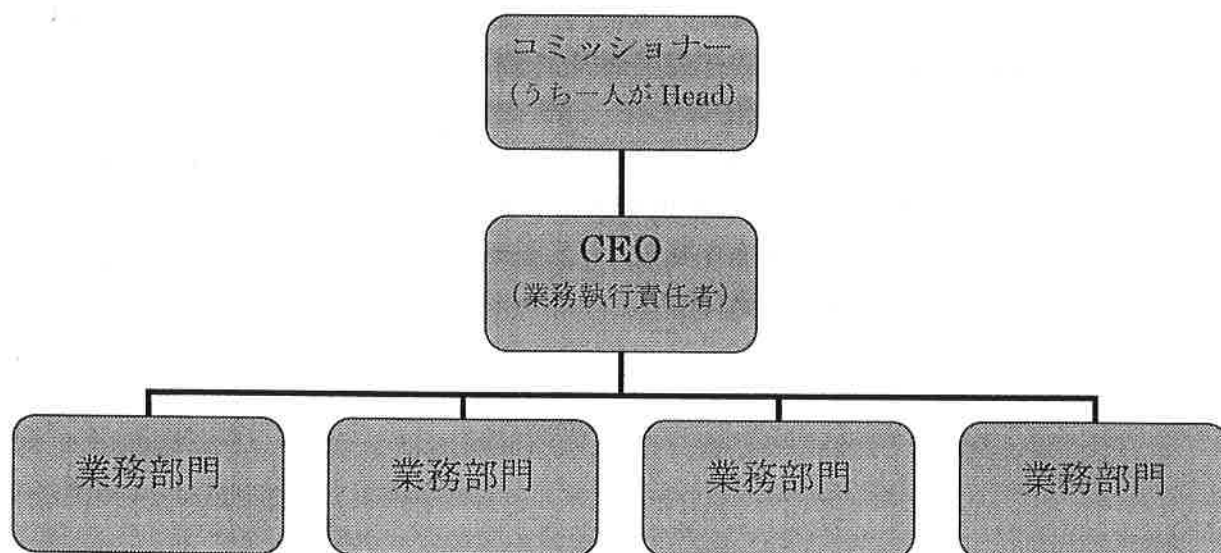
が求められている。そしてクラウン・エンティティの役員としての行動規範は

- ・ 客観性の保持
- ・ 誠実性
- ・ 受託責任
- ・ 公開性

である。クラウン・エンティティの理事会は、これらの責任および行動規範を踏まえ、業務執行の最高責任者（CEO）を選任し、これを頂点とする組織およびその業務執行をコントロールし、責任を負うことになる。

従ってクラウン・エンティティとしてチャリティ委員会は、委員会を最高意思決定機関とし、委員会が任命する業務執行責任者（CEO）が日常業務責任を持つ体制が組まれるものと予想される(Working Party Report 参照)。

<図 1：チャリティ委員会の概念図>



(2) チャリティ委員会と政府の関係

チャリティ委員会と政府の関係は、組織の根拠法であるクラウン・エンティティ法に従うことになる。上述のように、チャリティ委員会は自律的クラウン・エンティティとして設立されることから、チャリティ委員会と政府の関係も、

自律的クラウン・エンティティとしての特色を有することになる¹²。

自律的クラウン・エンティティと政府および大臣の関係は、以下のように整理することが出来る。

- ・ 政府の政策への尊重が求められる
- ・ 大臣は業務の範囲・業績見込を設定し、コントロールする
- ・ 政府との関係はサービス購入契約を通じたものとなる
- ・ 大臣はクラウン・エンティティに情報を要求することが出来る

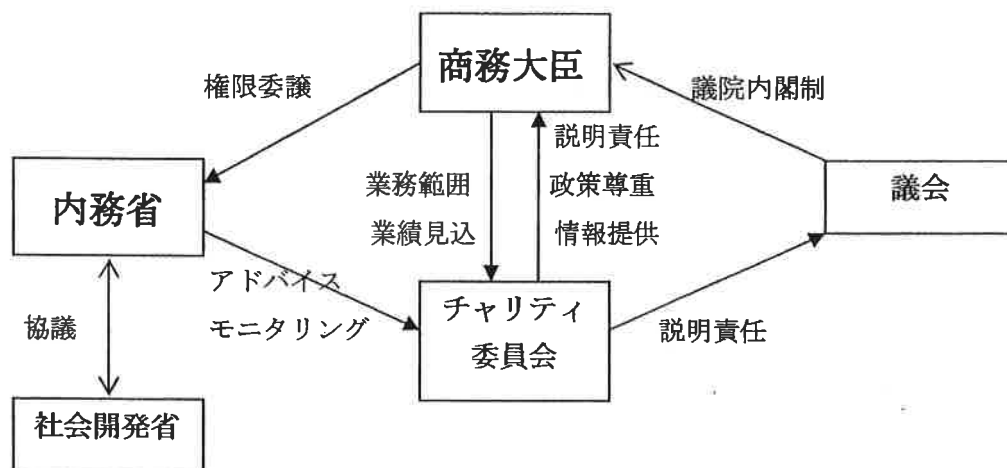
このような条件の下、チャリティ委員会は日常の業務執行の計画を立て、その業務を遂行することになる。クラウン・エンティティでは大臣との間に合意された業務の範囲・業績見込が、クラウン・エンティティの目標及び会計方針等とともに、趣意説明書(Statement of Intent)に記載される。これは毎年度始めに作成が要求されるもので、新規に設立されたクラウン・エンティティは、この趣意説明書を設立後遅滞なく作成することが要求される（クラウン・エンティティ法第139条、140条）。

チャリティ委員会と日常関わるのは、監督官庁である内務省(Department of Internal Affair)である。内務省はチャリティ委員会における日常の業務執行をモニタリングし、適宜アドバイス等を行うことになる。ただしチャリティ委員会については、社会開発省(Ministry of Social Development)が対ボランティア・セクター政策に深く関わっていることから、内務省はチャリティ委員会に関する戦略的事項に関し、社会開発省と連携して取り組むことが求められる。

チャリティ委員会は大臣に対して、サービス契約という形で業務執行の責任を負うだけでなく、議会に対する説明責任も求められる。チャリティ委員会は年次報告書を大臣及び議会に提出することが義務付けられることになる（クラウン・エンティティ法第150条）。ここまでのチャリティ委員会と政府の関係を図示すると図2のようになる。

¹² クラウン・エンティティの種類と特徴は章末の補遺を参照のこと。

<図2：チャリティ委員会と政府の関係>



※ニュージーランドではわが国とは異なり、大臣は一つの省を代表するのではなく、大臣の持つ権限を各省庁に委譲することにより、各省庁が機能することになる。

(3) チャリティ委員会への予算配分

チャリティ委員会は、他のクラウン・エンティティと同様の予算配分を国から受けることになる。クラウン・エンティティでは毎年、政府とクラウン・エンティティがアウトプットに関する契約を結ぶ。その契約の中に業務計画である年次計画が含まれているが、予算はこの中で扱われる。従ってチャリティ委員会についても、設立後の予算配分は毎年の年次計画において扱われることになる。なお、ニュージーランドでは国家予算の編成においては **Fiscal Management Approach** と呼ばれる、長期的な視野に立脚した予算編成が行われている¹³。

チャリティ委員会の予算については、2003年度予算において初めて準備のための経費が計上された。当初チャリティ委員会は自己収入を見込んでいなかったが、その後チャリティの再登録および毎年の年次申告書の提出の際に、手数料をチャージすることになり、その分の自己収入分が長期の予算計画から削減された。チャリティ委員会の最新の予算（2005年）は以下の通りである（単位：千NZD）。

¹³ ニュージーランドの予算制度については田中(2004)を参照のこと

< 2005 Budget >	
Regulation of Charities	612
Investment in the Charities Commission	1367
Charities – Administration	4630
Charities Commission Litigation Fund	<u>222</u>
	6831(Total)

※ 2005年度では登録制度は始まっていないため、自己収入は見込まれていない。

(Budget 2005 より作成)

政府から配分された予算について、各クラウン・エンティティは自己の裁量の下に、組織の目標達成のためにその効率的な利用を図ることになる。業績の評価は毎年度なされることになるが、その評価は当該年度のアウトプットをベースに行われる。各クラウン・エンティティは毎年財務諸表を含む年次報告書等とともに、当該年度のアウトプットについての報告書であるサービス業績報告書(Statement of Service Performance Reporting)を作成しなければならない(クラウン・エンティティ法第153条)。

1-3-6. まとめ

ニュージーランドのチャリティ委員会は、現在まさに組織の立ち上げを行っている最中であるため、組織構造を中心として依然として不確定な部分があり、本稿でもその部分を中心として踏み込んだ記述が出来なかった。今後チャリティ委員会は7月の設立、および来年度からの登録業務開始を控え急ピッチでその内容が固まってゆくであろう。そのプロセスにおいて、

- ・ 内国歳入庁との関係、特にチャリティ資格付与と免税資格付与の手続きにおいて事実上の「One Stop Shop」が実現できるかどうか
- ・ チャリティ委員会の組織構成
- ・ 委員会設立時の業績目標やアウトプットの設定とその評価基準

といったものの詳細は、チャリティ委員会の今後を見通す上でひとつのポイントとなるであろう。

その他にも、チャリティ委員会が行うことになる指導監督体制の具体的内容や、広くチャリティ全般に対するサービス機能など、未だ十分に明らかになっていない部分もある。そのような部分を含め、今後の動きに注目してゆく必要があると思われる。

参考文献

- Report by the Working Party on Charities and Sporting Bodies (November 1989)
- Mark von Dadelszen, 'Law of Societies in New Zealand', 2000, Butterworths
- The Policy Advice Division (2001), "Tax and Charities: a government discussion document on taxation issues relating to charities and non-profit bodies", Inland Revenue Department, New Zealand
- The Community Policy Team(2001),"Communities and Government – Potential for Partnership" Ministry of Social Policy
- Working Party on Registration, Reporting and Monitoring of Charities (2002), "Report by the Working Party on Registration, Reporting and Monitoring of Charities", Treasury, New Zealand
- Ministry of Economic Development (2004), "Establishment of the Charities Commission: Overview of Key Decisions" Ministry of Economic Development, New Zealand.
- New Zealand Government (2004), "Charities Bill Explanatory Note" New Zealand Government
- New Zealand Government (2005), "Charities Act" New Zealand Government
- New Zealand Government (2001) Summary Report of the Community and Voluntary Sector Working Party " *Communities and Government ~ Potential for Partnership ~*"
- New Zealand Government (2001) The Statement of Government Intentions for an Improved Community-Government Relationship
- New Zealand Government (2002) Report of the Community-Government Relationship Steering Group " *Joining Together on a Shared Journey*"
- New Zealand Government (2002) Government Policy on Volunteering
- New Zealand Government (2001) Tax Policy Report: Cabinet Paper– Response to the Discussion Document on Tax & Charities by The Policy Advice Division, Inland Revenue Department, The Treasury
- Ministry of Economic Development (2004) Charities Bill: A summary of the Proposed Registration System for Charities and Functions of a Charities Commission by Charities Commission Preparatory Unit,
- New Zealand Parliament (2004) The Charities Bill – First Reading Speech by Hon Margaret Wilson
- New Zealand Parliament (2004) Media Release – Changes Proposed to Charities Bill by Hon Margaret Wilson

- New Zealand Parliament (2004) Media Release – Social Services Select Committee by Georgina Beyer
- New Zealand Parliament (2004) The Select Committee's Commentary and the Revised Charities Bill
- New Zealand Government (2005) Cabinet Paper – Department Responsible for Administering Charities Act
- New Zealand Government (2005) Supplementary Order Paper 357/2005 to the Charities Bill
- New Zealand Government (2005) Media Release – Charities Commission Legislation Passed
- New Zealand Government (2005) Q & A on Charities Act
- Mark von Dadelszen (2000) *"Law of Societies in New Zealand: Unincorporated, Incorporated, and Charitable"* (2nd Edition)
- ニュージーランド学会編「ニュージーランド入門」慶応大学出版、1998年
- 田中秀明「財政ルール・目標と予算マネジメントの改革 ケーススタディ②：ニュージーランド」 経済産業研究所 2004年
- 自治体国際化協会編「オーストラリアとニュージーランドの地方自治」(財)自治体国際化協会、2005年

参考ウェブサイト

www.govt.nz

www.parliament.govt.nz

www.charities.govt.nz

添付資料

1. チャリティ法制定年表
2. チャート"How Parliament Makes a Law"(議会による広報資料)

補遺 ニュージーランドのクラウン・エンティティ

1. 背景

ニュージーランドにおけるクラウン・エンティティ(Crown Entity)は、1992年に財政法に基づき設立された組織である。一般的には政府省庁、政府企業以外の公的組織として定義・理解されている。当初、クラウン・エンティティは以下のいずれかに該当する組織として誕生した。

- (1) 政府が過半数の株式を有する
- (2) 政府が役員会のメンバーを解任できる。役員会が存在しない場合は、最高経営責任者を解任することが出来る。
- (3) 政府が、解散の際に、純資産の50%以上を受け取る権利がある。
- (4) 政府が、保証人に次いで、解散時に残余債務を負うことが求められる。
- (5) 議会が政府によって所有されていると考える組織、もしくはクラウン・エンティティと考える組織。

このクラウン・エンティティとなるべき組織は、これまで政府が行ってきた業務を行う組織のうち、その設置目的や趣旨から民営化にはなじまないものの、民間部門や他の公的組織との競争によって、効率性を向上させることができるような組織とされた。その業務の特色は以下のような特色を有している。

- (1) 契約に付すことが比較的容易な業務。
- (2) 大臣からの直接の指示を必要としない、比較的风险が小さい業務。
- (3) 大臣からの独立性を保持し、政治的影響を排除すべき業務。

2. クラウン・エンティティの改革

上述のように定義づけられたクラウン・エンティティであるが、もともと様々な形態で存在した政府関連組織を、1992年財政法によりクラウン・エンティティという枠で括ったものである。従ってその活動内容、組織形態、政府との関係は多岐に渡っており、このことが実務面における混乱を生じさせる結果になった。役員の選任、役員に対する報酬、組織に対するモニタリング、政府への責任などにおいて、クラウン・エンティティごとにまちまちであるばかりでなく、政府側も大臣の責任の範囲や法制度の不備などによる混乱が続いた。そこで政府は2000年にクラウン・エンティティについての改革案をまとめ、組織形態がまちまちであったこれら組織について、政府からの独立の度合いに応じて4つのカテゴリーに分け、ガバナンス構造を明確する方針を打ち出した。そしておよそ3年にわたる検討の結果、ニュージーランド政府は2004年末に財政法、政府セクターマネジメント法、新クラウン・エンティティ法を成立させ、クラウン・エンティティを以前よりも整理された形へとクラス分けしてゆくこととなった。

3. クラウン・エンティティの種別

法改正により、これまでまちまちであったクラウン・エンティティは以下の4つのカテゴリーへと分類されることになった。

- (1) クラウン・エージェント
- (2) 自律的クラウン・エンティティ
- (3) 独立クラウン・エンティティ
- (4) 政府所有企業

これらクラウン・エンティティのうち(4)は政府が所有する企業であり、会社法の規定の下に設立・運営されるものである。したがってこれら企業へのガバナンスは、政府が株主権を行使することによりコントロールすることになる。他方、政府所有企業以外のクラウン・エンティティは、その自律性の程度に応じて3ランクに分けられることになっている。以下、政府所有企業以外のクラウン・エンティティについて概説する。

(1) クラウン・エージェント(Crown Agents)

クラウン・エージェントはクラウン・エンティティの中で、政府からの自律性が最も弱い組織である。ここに分類されるのは、大臣による高程度のコントロールが必要とされる業務を行う組織となる。これに該当する業務は以下のような性質を持つものが該当する。

- ・ 組織の業務が戦略的、財政的に高いリスクにさらされること。
- ・ インプットとアウトプットの関係が複雑であり、評価が難しい。
- ・ 評価基準を頻繁に変更する必要があるような業務。

クラウン・エージェントはその性質から、政府内の部局との間に選択問題が生じることになる。大臣による高レベルのコントロールが必要な業務の場合、政府の部局で行う方が合理的である場合も多い。ここにおいてクラウン・エンティティという組織形態が活用されるケースとしては、政府部内の部局に比べより高次元のマネジメント・スキルが必要となる場合や、意思決定や組織内の資源配分において大臣の影響力を限定したい場合、クラウン・エンティティとしての名称が必要な場合などが挙げられる。クラウン・エージェントに対する大臣の権限は、政府の政策に沿った業務の遂行を求めること、クラウン・エージェントとの合意のもとで、アウトプットと業績評価基準を設定することにある。

(2) 自律的クラウン・エンティティ(Autonomous Crown Entities: ACEs)

自律的クラウン・エンティティは、上で挙げたクラウン・エージェントよりも自律性が高い組織体であり、以下のような特色を持つ。

- ・ 政府の政策に対しては「尊重」する義務があるのみであり、「遂行」を求められることはない。
- ・ 大臣は業務の範囲、業績見込を設定し、コントロールをする。
- ・ 政府との関係はサービス購入契約を通じたものとなる。
- ・ 大臣は ACEs に情報を要求する権利がある。

したがってクラウン・エージェントよりもやや政府からの距離が遠くなり、組織内の資源配分や日常の業務執行における裁量の余地が広がる。この組織構成に適合するのは、戦略的、政治的、財政的リスクが低く、大臣から広範な権限を委任されることが可能な業務を行う組織である。ただし組織の機能は法定の範囲内にとどまる。ACEs という組織形態が選択されるケースはクラウン・エージェントと同様であるが、より自律性が高い組織であることから、大臣の意思によって業務の範囲や業績評価基準が頻繁に変更する必要がある組織には不向きである。

(3) 独立クラウン・エンティティ(Independent Crown Entities: ICEs)

この組織形態は、上記2つのクラウン・エンティティよりもさらに強い独立性を保障されている。ICEs に対する大臣の影響力は限られており、組織の意思決定に対する大臣の影響力（任免権を含む）を極力排除する必要がある組織に適用される。ICEs は政府の政策の遂行や尊重といった、他のクラウン・エンティティに求められる義務すらなく、大臣によってアウトプットの内容を指定されることも無い。また役員の任免は総督によるものであり、関係大臣はこれに対するアドバイス権を持つのみである。したがって ICEs には、主として公衆からの信頼という観点から、政治的な影響力を排除しなければならない組織がこれに適合する。しかし政府によるコントロール機能が非常に限定されることになるので、ICE をやみくもに設立することは出来ず、その対象となる業務は限られる。その特色は以下のようなものである。

- ・ 強制力が発揮される。

- ・ 決定に拘束力がある。
- ・ 司法的権限を前提とする。

ICEs の独立性を考える上で参考になるのは、ニュージーランドにおける登記官や統計官の位置付けである。これらの官職は、法的にその独立性が求められ、その判断に対する政治的な影響力の排除が図られている。また ICE となるべき組織として会計基準委員会や警察審査会、人権委員会が挙げられており政府における最高レベルの独立性を有する季刊としての性格がみてとれる。

4. クラウン・エンティティのガバナンス・アカウンタビリティ

クラウン・エンティティはこれまでガバナンスについてもかなりあいまいであったのが、2004 年の法改正により、その位置付けがかなりクリアになった。クラウン・エンティティのガバナンスおよびアカウンタビリティにおいては、役員会、大臣、省庁および議会がその役割を果たすことになる。まず役員会であるが、クラウン・エンティティはすべて法人格を有することから、その意思決定機関としての役割を持ち、労働条件の設定や子会社の設立といった決定を行うことが出来る。大臣は法律に基づいてクラウン・エンティティに対して対する情報請求（一部制限あり）や業績のレビューを通じたコントロールを行うことが出来る。ただし上述の ICEs に対するコントロール機能は大きく制限されているだけでなく、他のエンティティに対する直接的な指揮も、クラウン・エンティティによるコンサルテーションの後に認められることになっている等、制約がある。各省庁については、クラウン・エンティティの日常業務執行に関するより実質的な関与を認められる部分があるが、その権能は大臣の責任の下になされる。例としては法的・政策的アドバイス、要求される業績に関する交渉と業績のモニタリング、政府の要求に関する情報提供などがある。議会はクラウン・エンティティの設置とその監視フレームワークの設定、会計検査院による監査への同意といったことが挙げられる。

(宮川)

§ NZ 制度改革・年表

- 1989 年 11 月 財務大臣・社会福祉担当大臣あての「チャリティ及びスポーツ団体に関するワーキング・パーティー報告書」において、チャリティ委員会的な組織、アカウンタビリティ向上が提案されるも、法案として結実せず。
- 2001 年 5 月 チャリティの社会における役割の再認識、再確認した報告書“Community and Government Potential for Partnership”の公表。
- 2001 年 6 月 政府による Discussion Paper “Tax and Charities”の公表。
目的：チャリティに関する税制上の取り扱いの見直し
(この文書に対してボランティア・セクター中心に大きな反響あり、これがその後の制度改革の動きに関するきっかけの一つ。)
- 2001 年 10 月 所得税の免税を求めるチャリティに関する登録・モニター制度の導入方針を表明。
- 2001 年 11 月 政府によるコミュニティー、ボランティア両セクターとの公約。
(非営利セクターとの協働による各セクター共通の政策やプログラムの開発を最優先課題とすることを公約し、確認文書に調印。)
- 2001 年 11 月 チャリティ登録・モニター制度を検討するワーキング・パーティーを立ち上げ、検討を開始。
- 2002 年 2 月 上記ワーキング・パーティーによる報告書公表。
(チャリティの登録・報告・モニターを取り扱う単一の機関としての『チャリティ委員会』の設立の必要性、同委員会と登録制度の概要を内容とする報告書を 2 月 28 日に提出。)
- 2002 年 4 月 政府行政機関としての『チャリティ委員会』設置の基本方針を決定。
- 2003 年初め 政府によるチャリティ委員会設置準備に関する一連の決定。
① チャリティ委員会の組織形態：独立行政法人(Crown Agency)
② 設立・運營業務の監督担当大臣：商業相(Minister of Commerce)
③ 設立後の主管省庁：経済開発省(Ministry of Economic Development)
- 2003 年 6 月 チャリティ委員会の機能・権限・機構等に関する具体的な詳細の決定。
(設立内容の具体化により、2004 年後半には業務開始の目標を設定。)
- 2003 年 9 月 経済開発大臣による設立準備・支援チームの召集。
(未解決な運営上の問題点を確認、解決するために、広汎な経験を持つ 6 名からなる設立準備・支援チームが編成され、2004 年 9 月末までに活動開始が可能になるべく立ち上げの具体的な準備作業を開始。)
- 2004 年 1 月 経済開発省による「チャリティ委員会の設立に関する概要の報告書」の公表。
- 2004 年 3 月 政府によるチャリティ委員会の設置と登録制度創設に関する特別法案

(The Charities Bill)を策定し、3月23日議会に提出。

3月30日議会の第1読会における採決を経て、社会サービス委員会による予備審査に付託され、6月3日を期限として一般意見を公募。

2004年12月 議会の社会サービス委員会は、12月17日各種の修正提言を含む審査内容の報告書を政府に提出。

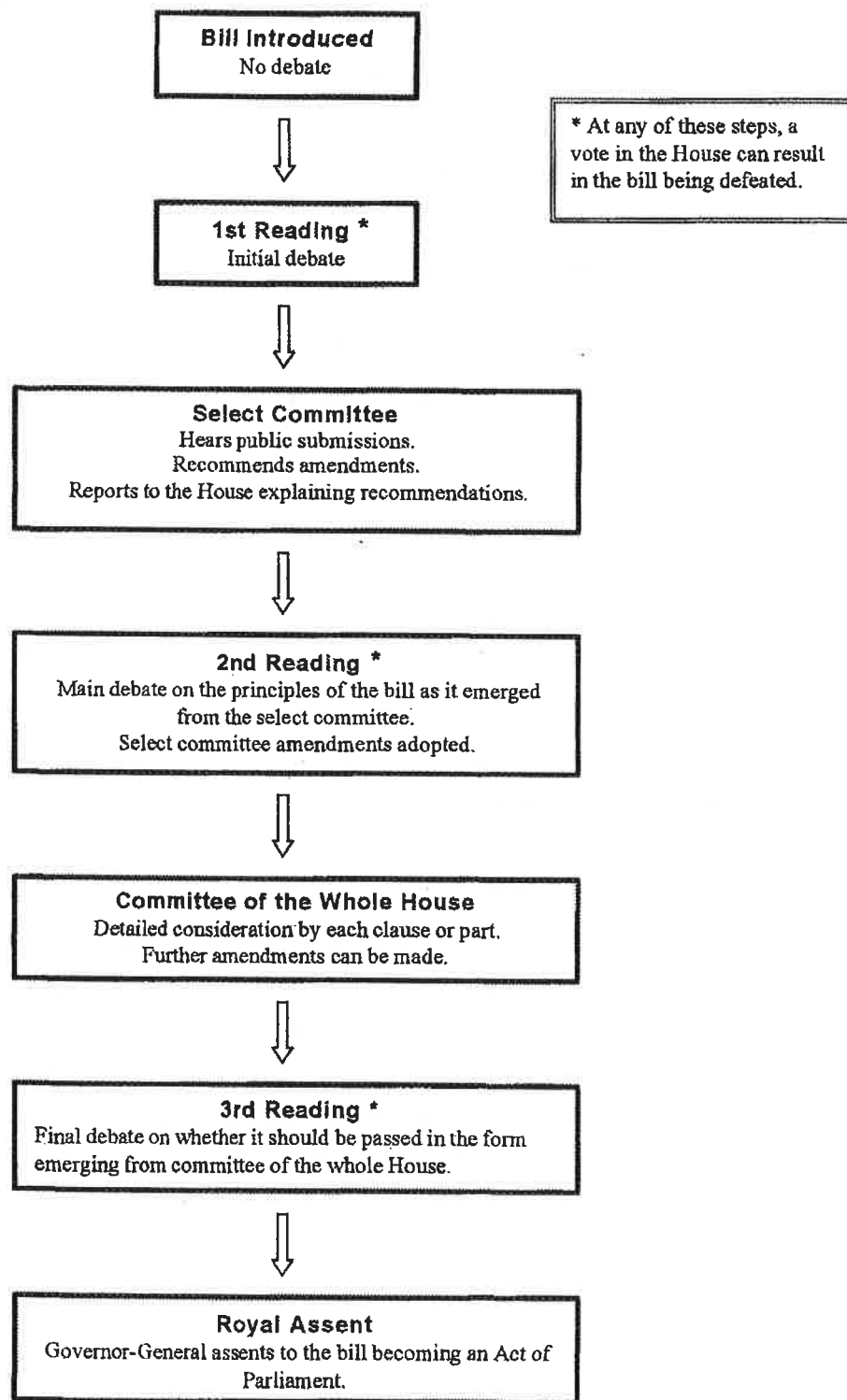
2005年3月 政府はさらに国内有力団体約30に追加意見の提出を求めた上、社会サービス委員会の提言に準拠した修正内容の補足意見書提出。

2005年4月 議会は、4月12日の第2読会、全院委員会における議論を経て、4月13日の第3読会にて本法案を可決。

2005年6月 Sid Ashton 委員長以下7名の新設のチャリティ委員会メンバーの任命を6月15日に公表。

2005年7月1日 新設のチャリティ委員会が内務省管下の自律的クラウン・エンティティとして発足の予定。

How Parliament Makes a Law



第2章 オーストラリアにおける非営利法制

明治学院大学教授 雨宮孝子（第1節、第2節）

公益法人協会理事 宮川守久（第3節）

2-1. オーストラリアの概要と法制度

2-1-1. オーストラリアの位置と歴史

オーストラリアは、東経113度～154度、南緯10度～44度の位置にあり、その面積は、769万平方キロメートルもあり、ロシア、カナダ、中国、アメリカ、ブラジルについて、世界第6位となっている。その広大な土地に、人口は約2033万人（2004年12月31日）しかおらず、人口密度は1平方キロメートル当たり2.5人しかいない。日本の335.7人に比べると167分の1である。

オーストラリアにいつから人が住み始めたかは定かではないが、紀元前には、先住民のアボリジニーがオーストラリアに移住していたようである。1770年、イギリス人の探検家ジェームズ・クックが、ボタニー湾に到着した。その後、18世紀終わりに、イギリス、アイルランドから白人入植者が入り、シドニーに植民地を作った。この作業のために、イギリスから多くの囚人たちが連れてこられた。これは、1868年まで続いた。1827年、イギリスが、オーストラリア全体の統治を初めて公式に表明する。その後、現在の6州の基礎になる6つの植民地ができ、それぞれ、イギリスから自治権が与えられていたが、1900年7月、イギリスでオーストラリア連邦法が制定され、翌年、オーストラリアは連邦国家となった。現在、6つの州（Queensland(以下 QLD と略す)、New South Wales(以下 NSW と略す)、Victoria(以下 VIC と略す)、Tasmania(以下 TAS と略す)、South Australia (以下 SA と略す)、Western Australia(以下 WA と略す))と2つの準州（Territory）（首都特別地域(首都キャンベラにあるオーストラリアンキャピタルテリトリー（Australian Capital Territory(以下 ACT と略す))と、北部特別地域であるノーザンテリトリー（Northern Territory(以下 NT と略す))）がある。

2-1-2. オーストラリアの統治の機構

上述したように、1901年、連邦国家が成立し、同年5月に第1回の連邦議会が召集された。オーストラリアには、連邦議会と上記の各州と準州（以後、ど

ちらも合わせて「州」と呼ぶ)の各々に議会が存在する。この特殊性は、連邦政府が行う事項、各州が共管的に有している事項など複雑な関係となる。

オーストラリアは議会制民主主義の国であり、女性の参政権(1892年、植民地時代の南オーストラリアで始めて女性参政権が導入された。その後1902年、新しい連邦政府が、女性に参政権を与える法律を可決した。)や、無記名投票制度(1855年、植民地ビクトリアで、世界に先駆けて導入された。)が早くから取り入れられた国でもある。

オーストラリアは独立国家ではあるが、ニュージーランドと同様、イギリス女王エリザベス2世が正式な憲法上の元首である。オーストラリアはイギリスと異なり、成文憲法を有している。このオーストラリア憲法は、元首を代行する総督(Governor-General)に、議会の開会、休会、解散権、議会を通った法案に対する承認、拒否、修正請求権のほか、閣僚の任命権などを与えているが、実際は、慣習により、連邦議会や内閣が行う。総督は、大臣の助言にもとづいてのみ行動している。

連邦議会は、下院(House of Representatives)と上院(Senate)の二院制を採用している。現在、下院150名、上院76名で、任期は下院3年、上院6年(ただし特別地域は3年)である。一方、州も二院制を採用している。たとえば、ニューサウスウェールズ州政府では、下院93名、上院42名、任期は下院4年、上院8年である。

連邦政府の権限は連邦憲法に規定しているものに限られる。具体的には、関税、消費税の課税、硬貨の製造、連邦憲法改正の発議などと、連邦憲法に規定のある、連邦政府と州政府が双方とも行使できる権限—具体的には、防衛、外交、社会福祉、年金、郵便制度、度量衡制度、銀行経営、保険経営、著作権制度、関税、消費税以外の課税などである。州政府や特別地域は、連邦政府と共管して行える事項以外に、州独自で行える事項として、警察、消防、救急、公立学校、公立病院、環境保全などがある。蛇足ながら、各州がその地方自治法に従って地方自治体に付与した権限には、地方の道路の整備、山火事対策、公衆衛生、児童保育、ごみ収集、建築確認、土地利用計画などがある¹。

法律にかかわる問題は、たとえば、契約や家族法、法人法など私法に関することは、伝統的に州に幅広い立法権が与えられている²。

そこで、民間非営利・公益団体の法人化については、各州法によることになる。

司法制度も、連邦のものと、州のものとがある。具体的には、連邦には、連邦最高裁判所、連邦裁判所、連邦家庭裁判所がある。連邦最高裁判所は、連邦

¹ (財)自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治』(財)自治体国際協会、2005年3月、9頁参照

² 石村耕治『オーストラリアのNPO法制と税制の構造』(法律文化社、1999年)1頁参照

裁判所と州の最高裁判所からの上訴を扱う最終の裁判所である。なお、州によって名称は異なるが、地区裁判所 (Local Court)、地方裁判所 (District Court)、州の最高裁判所がある。なお、1985年12月2日、オーストラリア法が通過し、翌年3月3日に施行され、オーストラリア人の英国枢密院への上告の権利が廃止され、英国との国政上の結びつきが廃止された。

非営利・公益団体に対する法人格の付与や監督は、一般的に、州の法人登録を担当する部局や州の法務長官が行っている。また後述する公益信託の監督は、州の法務長官や州の最高裁判所が行っている。

非営利資格が取れても、税制優遇されるかどうかは、別問題である。つまり、非営利団体に対する税制優遇については、州税に関しては、州の税務当局が判断し、連邦レベルの税に関しては、オーストラリア国税庁 (Australian Taxation Office ATO) の判断による。この判断に不服がある場合は、ATOに異議申し立てをしたうえで、行政不服審判所 (Administrative Appeals Tribunal(AAT)) に審査請求できる。さらに連邦裁判所へ提訴ができ、最終的には連邦最高裁判所へ上訴できることになっている³。

2-2. オーストラリアの非営利団体

2-2-1. 現状

オーストラリアの非営利団体 (nonprofit organisations) の現状については、統計的な資料はあまりない。1999年に出版された T.Silk 編『アジアにおけるフィランソロピーと法 (Philanthropy and Law in Asia)』に収録されている、Myles McGregor-Lowndes 氏によるオーストラリアのレポートでは、非営利社団法人が約10万5000件、保証有限会社が約9000件、公益信託、権利能力なき団体ともに数は不明であるとされる⁴。最新のギビング・オーストラリアによれば、公益信託・財団を含め、最近の数は約2000あるとなっている⁵。ということは、総計で、約11万6000件 (法人格なき団体を除く) を超えると考えてよいと思われる。なお、公益性のある非営利団体で雇用されているスタッフがいるのは約19,000あり⁶、オーストラリアの全雇用総数の4.

³ 石村前掲書5～6頁

⁴ T. Silk, Edition, "Philanthropy and Law in Asia" Jossey-Bass Publishers (1999) at 52).

⁵ 民間団体のフィランソロピー・オーストラリアの統計によるギビング・オーストラリア (Giving in Australia)(<http://www.phiranthropy.org.au/factsheets/7-05-07-giving.htm>) で見ることが出来る。

⁶ Ann O'Connell, "Tax Issues for Charities in the New Millennium", 7 Deakin L. Rev. 131 2002 を参照

8%を占めているといわれている。また、その多くは、健康、福祉、教育などのサービスにかかわるもので、動物の保護や環境保全などもあり、その内容は多彩である。

1995年6月16日に産業委員会 (Industry Commission) から出された『オーストラリアにおける公益団体 - その概要』(Charitable Organisations in Australia Overview, report No.45,) によると、約11,000の地域社会福祉団体の92年から93年の1年間の総支出は48億ドル(オーストラリアドル)で、このうち27億ドル(オーストラリアドル)は政府からの補助金で、10億ドル(オーストラリアドル)は利用料金でカバーされているそうである。このセクターの雇用は10万人、多くは女性のパートタイマーでまかなわれているのが特徴である。また、個々の組織は、大きなものもあるが、通常は、スタッフが5人以下というのが実情である。

一方、上述した、ギビング・オーストラリアによると、少なくとも2000以上ある公益信託(財団を含む)の総資産は、10億米ドル以上ある。また、1997年中に15歳以上のオーストラリア人の66%以上が、公益セクターに2億8000万米ドル以上を寄付したというデータもある。個人が1997年中に寄付をした分野は、宗教(教会を含む)に37.2%、地域福祉に17.3%、国際協力に11.3%、教育に10.7%、スポーツ・クラブに8.9%、研究団体に5.2%、健康団体に3.5%、残りは環境団体、動物愛護、病院、趣味の団体、芸術などである。寄付額は以上のとおりであるが、寄付者の数では、地域福祉が59.1%とダントツに多い。次は宗教への25.8%である。

2-2-2. オーストラリアにおける非営利組織とその法形態

オーストラリアにおける非営利組織には、(1) 権利能力のない非営利団体(Unincorporated Associations)と、(2) 公益信託(Charitable Trust)、(3) 非営利社団法人(Incorporated Associations)、(4) 会社法の下で設立される非営利目的の法人 - 保証有限会社(Company limited by guarantee)がある。それぞれについて特徴を述べていく。

(1) 権利能力のない非営利団体

権利能力のない非営利団体(いわゆる任意団体)は、個人のグループが営利目的でない一般的な団体(規模の小さい同好会から規模の大きい宗教団体や政治団体まで多彩である)を作るときに利用される。行政の規制がなく、比較的自由に活動できるので、多くの人々が利用する組織形態である。義務付けはないにもかかわらず、定款や規則を作成し、名称や目的を決め、事業内容、会議、

役員、運営方法などを定めている団体が多い。法人格がないというデメリットは、資産（特に不動産）を団体の名前で登記できない、団体の名前で契約できない、団体の名前で訴訟提起ができないなどがあるため、当初は権利能力なき団体で設立するが、あとで非営利社団法人になるものも多い。また、最近、連邦政府や州の政府から、非営利団体に補助金を交付する場合、法人であることを要求する場合も多くなり、権利能力なき非営利団体は不利に扱われるケースも出てきている⁷。

オーストラリアの政治団体の多くは、権利能力なき非営利団体で、その財産の管理は、信託形式や法人形式で行っているのが特徴である。

権利能力なき非営利団体は、収益事業を行うこともできるが、非営利性を有するため、収益事業収入をメンバーに分配しないという規制を内部規定で決めておくべきである⁸。もし、収益事業収入をメンバーに分配した場合は、営利団体と同視される。

権利能力なき非営利団体の解散後の残余財産については、その処分方法や処分先について、各団体の任意に決定できる。通常は、定款や規則に規定してあるので、それに従う。

権利能力なき団体は登録の必要がない。そのため、権利能力なき非営利団体の状況はほとんどわからないのが実情である。

（２）公益信託

① 意義

公益信託とは、委託者が、財産を一定の公益目的（たとえば育英奨学、高齢者福祉、国際交流、環境保全など）に出捐し、受託者は、不特定多数の受益者のためにその財産を運用し、公益目的を達成する信託である。オーストラリアでは、公益信託は、英国法の考え方と同様な規制がある。特に公益性の判定基準は、1891年のペムセルケース(Commissioner for Special Purposes of Income Tax v. Pemsel(1891) AC 531 at 583(1891-94) All ER28)で、マクノートン判事が示した、1) 貧困救済、2) 教育振興、3) 宗教振興、4) その他コミュニティに有益な目的の4つのいずれかに当てはめて判断する。コモンローの英国では、多くの判例を積み重ねて、公益性の判定基準が出来上がっている。その際、すでに廃止されている1601年の公益ユース法(Statute of Charitable Uses, 1601(43 Eliz.1, c. 4))の前文に掲げられている公益性の例示も配慮するようである。英国では、チャリティ・コミッションが、公益性を判断して、チャリティの登録を認めるのである。オーストラリアでは、公益信託は登

⁷ 石村前掲書9頁

⁸ Myles McGregor-Lowndes 前掲レポート54頁参照

録の必要性はない。税制優遇が認められる場合、税務当局が判断することになる。

② 公益性の基準

上述したとおり、公益信託の公益性については、マクノートン判事の示した a) 貧困救済、b) 教育振興、c) 宗教振興、d) その他コミュニティに有益な目的の 4 つに当てはめて税務当局が判断していくのであるが、たとえば、スポーツやレクリエーション、政治活動、共益活動、自助活動など、公益性があるかどうかの限界がどこにあるかを判断することは難しい。英国では、その限界については、チャリティ・コミッションが判例などを参考にして判断している。しかしながら、オーストラリアでは、税務当局が判断するので、その判定基準には大きな問題を抱えることになる。実際は、多くの判例をその基準にしているが、その判定をする際、どのような問題があるか、どのような事例が公益性ありとされたか、またはなしとされたか、以下簡単に触れておく。

a) 貧困救済 (relief of poverty)

この中には、単なる貧困者だけでなく、高齢者、病人、精神薄弱者などで、生活が困窮している者が対象として含まれる。ただし、必ずしも”poor”という用語が入らなくとも認められるケースがある。具体的には、(i) 特定の戦争で戦った者を父親に持つ遺児のため (Armenian General Benevolent Union v. Union Trustee Company of Australia Limited, 1952 87 CLR 597 at 615 (per Williams, Webb and Kito JJ) のケースでは、必ずしも貧しい孤児 (poor orphans) ではなく、その戦争で父親を亡くした孤児 (orphans) のための信託が公益信託として認められた。また、(ii) 元軍人またはその被扶養者の生活の救済 (Downing v. Commissioner of Taxation (Cth) (1971) 125 CLR 185 :2 ATR 472) や (iii) 特殊学校に通学する児童・生徒の救済 (Perpetual Trustee Co Ltd v. Ferguson (1951) 51 SR (NSW) 256 at 257)、(iv) 渡航費の必要な移民の支援 (Re Wallace: Trustees Executors and Agency Co Ltd v. Fatt (1908) VLR 363.) などは、公益性のあるものとして、認められたが、一定額以上の所得層の女性の支援 (Union Trustee Co of Australia Ltd v. Church of England Property Trust, Diocese of Sydney (1946) 46 SR (NSW) 298: 63 298: 63 WN (NSW) 153.) や、特定の企業の従業員を対象とする支援 (Re Cullimore's Trust (1891) LR 27 Ir 18) などは、公益性なしとされた⁹。またオーストラリア国税庁発行の『非営利団体の所得税ガイド』(“Income Tax Guide for Non-profit Organisations”, The Australian Tax Office)によれば、高齢者や精神薄弱者に対

⁹ 石村前掲書 100 頁から 101 頁、Denis SK Ong, “Trusts Law in Australia”, The Federation Press (2003) 321 at 325 参照。

する食事の配達や、困窮者に対する宿泊施設の提供など貧困者や高齢者に対するさまざまなコミュニティサービスなどを行う団体の公益性は認めるが、政治活動やロビー活動が目的であったり、単なる社交クラブ(たとえ参加者の多くが高齢者であっても)は、公益性はないとされる¹⁰。

b)教育の振興

教育については、その分野を問わず、広く認められている。芸術、法律、医学、文学、経済学などの特定の分野はもちろんのこと、学術研究(たとえば、*Tayler v. Tayler* (1910) 10 CLR 218 at 229(per Barton J))のように、自然科学研究の振興)、教育機関や研究機関など(大学、高等学校、幼稚園、博物館、美術館、公共図書館、学会などの学術団体も含む)への寄付も教育の振興と認められる(たとえば、*Royal College of Surgeons of England v. National Provincial Bank Ltd*(1952) All ER 984, *Re Royal Society of London*(1881) 17 Ch D 407 など)。また、学生に対する奨学金給付なども当然教育の振興になる。ボーイ・スカウトやガール・スカウトも認められている。一方、特定のスポーツ選手の育成や、特定の職業(会計士、弁護士、文筆家、セールスマンなど)の専門職業団体、コンピュータ愛用者クラブなどの社交クラブなどは、公益性が認定されない。ただし、大学のラグビーチームの強化育成は、特定の選手の育成ではなく、公益性が認められたケースはある(たとえば *Kearins v. Kearins*(1957) SR (NSW)286)。

c)宗教の振興

宗教の振興を定義するのは困難である。多くの判例をまとめると、次のようなことが「宗教の振興」にあたりとされる¹¹。

i)宗教の教義を守り、広めること

ii)宣教活動

iii)礼拝施設の提供

iv)礼拝を行う、または宗教上の教えを広める者の支援

前述したATO発行の『非営利団体のための所得税ガイド』によると、具体的には、聖書大学(Bible Colleges)への支援、宗教関係出版物を配布している聖書協会、学校における宗教教育のための基金などは公益性ありと認められるが、宗教関係書籍や物品を販売する営利企業、特定宗教の信徒のための社交クラブなどは、公益性が認められない。

d)その他コミュニティに有益な目的

¹⁰ ATOのガイドブックの詳細は、第4章参照。

¹¹ 石村前掲書109頁

この 4 つ目の目的には、さまざまなものが、含まれる。コミュニティに有益な目的としてあげられるのは、1)オーストラリアの原住民であるアボリジニーのための目的、2)動物愛護、3)環境保全、4)国防・治安、5)災害援助、6)公共事業、7)地域問題、8)文化・芸術支援、9)産業振興などがある。

1) 先住民アボリジニーのための公益信託には(Trustee Executors & Agency Co Ltd v. Mathew(1951) VLR 226: (1951) ALR 518: Aboriginal Hostels Ltd v. Dawin City Council (1985) 33 NTR 1: 55 LGRA 414: 75 FLR 197 など)、島嶼民のための健康福祉団体、島嶼民のための法律サービス、島嶼民のための教育支援団体、住宅供給団体、青少年サービスなどさまざまなものが認められている。これに対して、アボリジニーのための政治活動を行うものは認められていない。

2) 動物愛護として認められるのは、それがコミュニティにとって有益である場合に限る。たとえば、捨てられたり、病気になっている動物を保護する動物愛護団体、絶滅の危機にある動物の保護団体、捨てられた猫の飼い主を見つけてやったり、断種手術を推進する愛猫団体、盲導犬協会などは、公益性が認められる。しかしながら、動物虐待反対を目的として動物実験の禁止を求める「生体解剖禁止団体(Anti-Vivisection Society)」は公益性が認められなかった (National Anti-Vivisection Society v. Inland Revenue Commissioners(1948)AC 31 ,Re Inman (decd) (1965) VR 238)。動物実験により、人間の健康に何らかの利益をもたらすからという理由であり、また、生体解剖禁止団体の要求は、法律制定の推進が目的であるため、公益というより政治目的と認定したからである¹²。ほかに、競馬、伝書鳩レース、ドッグレースなど、動物の競技団体も公益性は認められていない。

3) 環境保全では、植樹など緑化に取り組む団体、オーストラリア沿岸やさんご礁の保護を目的とした海洋保全団体、国立公園支援グループなど公益性ありと認められているが、ロビー活動や政治運動を目的とする環境保護団体は認められていない。

4) 国の安全および防衛の推進(promotion of safety and protection of country)については、オーストラリアの国防や安全保障に関する調査研究機関、退役軍人向けの福祉サービスを提供する団体などは公益性が認められているが(Downing v. Commissioner of Taxation (Cth)(1971) 125 CLR185)、銃器愛好家グループは、公益性が認められていない。

5) 災害援助については、サイクロン災害救援基金や水難救助クラブ、各種の災害援助基金などは、公益性があると認められている。ただし、緊急サービスを担う従業員全体の利益を擁護する従業員会は、公益性は認められない。

¹² 石村前掲書 116 頁、 Denis SK Ong,前掲書 358 頁参照

6) 公共事業では、公共図書館、博物館、植物園、史跡の保存などを目的としたものは、公益性が認められるが、映画劇場や店舗など通常の生活娯楽場所では有料のものは、公益性が認められない。

7) 地域問題にはさまざまなものが含まれる。たとえば、郡、町などの一定地域の住民のための活動 - 具体的には、「市の再生のため」とか「地域市民の健康情報センター」、「DV から逃れるための女性のためのシェルター」、「移住者向け情報センター」などが含まれる。ただし、特定の国の出身者向けの社交クラブは認められない。

8) 文化・芸術支援では、美術鑑賞の奨励などを行う芸術団体、合唱団、オーケストラ、バレエの鑑賞奨励を行う団体、非営利のオペラなどが公益性を認められている。一方、ブリッジ同好会、映画同好会、カメラ同好会などのような趣味の会は公益性が認められていない。

9) 産業振興 - 特にオーストラリアは農業が主要な産業であるので、農業振興を目的とするものは公益性が認定される。その他、特定企業を対象としない職業訓練機関、特定の企業を対象としない産業に関する調査機関などが、公益性があると認められている。一方、会員の利益を目的とする同業者団体、経営者協会などには公益性は認められない。

③ 収益事業

公益信託は、その目的に関連する収益事業をすることができる。たとえば、学校のための公益信託では、授業料を取ることもできるし、歴史的遺産の保護を目的とする公益信託では、入場料を取ることもできる。公益信託では、受託者の個人的利益を図ってはならないとされる。受託者は、もっぱら受益者の利益になるよう信託事務を処理し、自己の利益を図ってはならないという信託義務 (fiduciary duties) を負っているからである。

④ 公益信託の根拠法

公益信託の根拠法は、各州の公益信託法 (たとえば、ウエスタンオーストラリア (WA) 州では、1962年公益信託法 (Charitable Trusts Act 1962)、クイーンズランド (QLD) 州では、1973年信託法 (Trust Act 1973)) による。

⑤ 受託者

公益信託の受託者 (Trustee) は、委託者から信託財産の譲渡を受け、その財産を一定の公益目的のために管理、運用し、一定の公益目的を実現する者である。自然人でも法人でも良いが、自然人の場合、信託財産を一定の目的のために管

理、運用、処分するのであるから、行為能力がなければならないし、委託者の信頼にこたえて財産の管理・運用、処分するのであるから、破産者であってはならない。この要件は私益信託の場合も同様である。法人はその定款の目的事業に公益信託の受託授業が記載してあれば、公益信託の受託者となれる。公共法人である、地方自治体が受託者になることを認めている州がある（クイーンズランド州とウエスタンオーストラリア州が認めている）。わが国では、まだ認められていない¹³。

⑥ 受託者の選任・解任

公益信託の受託者としてどのような者が選任されるかは、各州の信託法にもあまり明確な規定はない。受託者の数について規定する州はある。たとえば、ACT（オーストラリアンキャピタルテリトリー）や、NSW（ニューサウスウェールズ）州、WA（ウエスタンオーストラリア）州では、複数受託者の数は4人までとされる。在任中の受託者を解任する権限は裁判所にある。たとえば、受託者が信託違反をして信託財産を勝手に処分したような場合、裁判所は受託者を解任して、新しい受託者を選任することができる。

⑦ 公益信託の終了

公益信託の目的達成または達成不能の場合など、信託は終了する。公益信託が終了し、残余財産がある場合、通常は、信託条項に残余財産の寄付先（同種の公益信託など）を明記してあるので、それに従えば良い。

なお、公益信託の監督については、州の法務長官が、状況によっては裁判所が行う。

（3）非営利社団法人

① はじめに

非営利社団法人に関する規定は各州の非営利社団法人法にある。オーストラリアの非営利団体の法形態として、最も一般的なものである。特に、連邦や州の補助金や委託の対象になる非営利団体は前述したように、法人格を必要とする場合が、多くなっており、任意団体で設立した非営利団体もその後に法人格を取得する例が多い。

各州の非営利社団法人法を設立年代順に並べると以下のとおりである。

- 1) ACT 1953年社団法人法（Associations Incorporation Act 1953）
- 2) NT 1963年社団法人法（Associations Incorporation Act 1963）

¹³ 北海道の斜里町による知床100平方メートル運動の例

- 3) T A S 州 1 9 6 4 年 社 団 法 人 法 (Associations Incorporation Act 1964)
- 4) Q L D 州 1 9 8 1 年 社 団 法 人 法 (Associations Incorporation Act 1981)
- 5) V I C 州 1 9 8 1 年 社 団 法 人 法 (Associations Incorporation Act 1981)
- 6) N S W 州 1 9 8 4 年 社 団 法 人 法 (Associations Incorporation Act 1984)
- 7) S A 州 1 9 8 5 年 社 団 法 人 法 (Associations Incorporation Act 1985)
- 8) W A 州 1 9 8 7 年 社 団 法 人 法 (Associations Incorporation Act 1987)

② 非営利社団法人の登録

各州によって、登録機関は異なるが、概ね法務省の法人担当課または経済関係法人担当課などが登録に携わる。具体的には、N S W 州や、T A S 州、W A 州では法人担当委員長 (Commissioner for Corporate Affairs)、V I C 州、N T は、登録官 (Registrar) が担当する。

登録要件としては、1) 最低メンバー数、2) 登録費用、3) 定款、4) 州によっては、法人の目的の明細などの提出が要求される。1) については、最低メンバー数を決めていない州もあるが、たとえば、A C T や、N S W 州、V I C 州では、登録時に最低 5 名のメンバーを必要としている。W A 州では最低 6 名、その他の州では、最低メンバー数を決めていない。

なお、定款の記載事項としては、1) 法人の名称および目的、2) 社員 (メンバー) の資格に関する事項、3) 入会金および会費に関する事項、4) 理事会、役員会の構成、選任手続き、会議に関する事項、5) 総会召集手続、総会の決議に関する事項、6) 定款の変更に関する事項、7) 基金管理に関する事項、8) 財務に関する事項、9) 印章の管理・取り扱い、帳簿書類の作成・具備・閲覧に関する事項、10) 解散後の残余財産の帰属に関する事項、などである。

登録に当たっては、法人の目的が限定される州と目的が限定されない州とがある。N T、S A 州、T A S 州、W A 州では、法人の目的が限定されている。たとえば、W A 州法 4 条 1 項は、「本法にもとづき、社団は 5 人以上の社員を有し、かつ以下の目的で設立される場合は法人となることができる。

- (a) 宗教、教育、慈善 (charitable) または博愛 (benevolent) 目的¹⁴
- (b) 文芸、科学もしくは技芸の推進または奨励目的
- (c) スポーツ、レクリエーションもしくは娯楽目的
- (d) コミュニティセンター、社会センターもしくは文化センターの設立、運営もしくは改善、または地域コミュニティの利益の増進目的
- (e) 政治目的

¹⁴ ここで言う charitable と benevolent の違いであるが、オーストラリアの財務省での聞き取り調査では、charitable とは社会にとって非常に役に立つ (helpful) ことを言い、benevolent とは、社会にとって必要 (need) なことを言うとの説明を受けた。ただし、その明確な定義ないし訳語は困難である。

(f) その他この州の法人業務委員長が承認した目的」とされている。

SA州法18条では、WA州法に掲げられている項目のほかに、資源の保存、環境・歴史・文化的遺産の保存、教育団体の学生や教職員の利益目的、団体の会員や法人の年金基金の管理目的などが掲示されている¹⁵。

このように目的が限定されない州法もある。合法的な目的であれば、どのような目的でも非営利社団法人の設立が可能なのは、ACT、NSW州、QLD州、VIC州である。ただし、営利目的、財産に対しメンバーが持分を有するなどの場合は非営利法人になれないという規定が追加されている。

③ 収益事業

収益事業について、禁止しているのは、TA州とNTで、他の州法では、収益事業収入は、本来の目的事業に支出し、メンバーに分配してはならないという規定になっている。

④ 社団法人の役員

一般的に、社団法人の役員（理事）は、メンバーによる通常総会で選任される。

また、社団法人の役員（理事）には、会社法にもとづき取締役等に認められると同様に善管注意義務や忠実義務が課せられる。その義務に違反した場合、その役員に罰金等のペナルティが課せられる。

⑤ 情報公開

州によって異なるが、法人の事業報告や決算報告、法人の目的変更など、所轄当局に提出しなければならない。また、これら当局に提出された法人の書類については、いかなる者に対しても閲覧が認められる。

⑥ 解散及び解散後の残余財産

非営利社団法人の解散は、定款の規定に従って任意に行われるのが通常である。しかしながら、一定の期間、活動をしないで休眠している場合、債務超過になっている、目的外活動をしているなどの場合、裁判所による解散命令がなされることもある（例：ACT法6部、NSW法6部、QLD法10部など）。

解散後の残余財産については、社員は、非営利社団法人の財産に対して持分を認めていないが、解散後の残余財産については、同様の目的の非営利社団法人を帰属権利者と指定しなければならない州もあれば（たとえばACT、SA、WAである）州によっては、社員への分配を禁止していないところもある（た

¹⁵詳細は、石村前掲書38頁から39頁参照

例えばQLD州、VIC州)。

(4) 保証有限会社 (Companies Limited by Guarantee)

保証有限会社とは、会社法に基づく公的な会社で、社員(メンバー)の責任が、定款に記載された額に限定され、この責任は、会社の清算のときに、負うことになる。

オーストラリアでは、かつては保証有限会社形態の非営利団体が多かったが、最近では、連邦の規制強化のため、各州の非営利社団法人法にもとづく社団法人の設立が増加している。各州の非営利社団法人法が認めない目的のため、または複数の州にまたがった事業を行う場合に保証有限会社を利用するようである¹⁶。

① 保証有限会社の登録

保証有限会社は、連邦証券委員会 (Australian Securities Commission=ASC) の認可を得て、登録することにより、設立することができる。

保証有限会社の設立には、最低5人以上の社員(メンバー)と、自然人の理事3人以上が必要である。理事のうち2人以上は、オーストラリア居住者でなければならないし、少なくとも1人以上の事務長を置く必要がある。事務長は、オーストラリアに居住している者に限られる。

保証有限会社がASCの認可を得るには、以下の要件を充足しなければならない(会社法383条)¹⁷。

(a) レクリエーションもしくは娯楽を提供する目的、または商業、産業、技芸、学術、宗教、慈善、愛国主義、扶助料計画、年金計画の推進、その他コミュニティに有益な会社であること

(b) 収益または他の所得を会社の目的推進のために充当すること。

(c) 社員(メンバー)に対しいかなる配当の支払いも禁じていること。

以上であるが、(a)は、公益性を、(b)(c)は非営利性を示しているといっ
てよいであろう。

② 収益事業

保証有限会社が収益事業を行ってはいけないという規定はない。しかしながら、前述したように、非営利性ゆえに収益を分配してはならないという規制はある。通常の営利目的の会社が保証有限会社に転換することはできる。その際、ASCは、収益事業が主たる事業になっていないかを審査するようである。

¹⁶石村前掲書23頁から24頁参照

¹⁷石村前掲書24頁、31頁から33頁参照

3)保証有限会社の運営

保証有限会社の運営は、通常、理事会(Board of Directors)が行うが、最終的な意思決定が必要な重要事項については、社員総会が行うことになっている。

保証有限会社は、毎年、事業報告と決算報告をASCに提出しなければならない。さらに、保証有限会社の理事は、会社法のルールに従い、受任者として善管注意義務を負っている。

3) 情報公開と認可の取消し

前述したように、保証有限会社は、毎年、事業報告、決算報告をASCに届けなければならない。認可条件に違反して、たとえば、収益を分配したとか、目的外の事業を行ったような場合、ASCは、保証有限会社から意見聴取したうえで、認可を取り消すことができる。会社法383条(7)では、認可の取消しに先立って、ASCは、当該会社に対し、認可の取消しのあることを文書で通知し、ASCでの聴聞に出席し、当該事項について意見を述べ、証拠を提出する機会を与えることになっている。

4) 解散及び残余財産の処分

会社法には、任意解散の規定がある。通常は定款の規定に従って、任意に解散できる。ただし、会社が債務超過になった場合など裁判所が強制的に解散させることがある。残余財産については、定款の規定による。通常は同地域にある同種の法人に残余財産を譲渡するという規定をしていることが多い。特に税の優遇が認められる場合は、この種の規定を入れさせる。定款にまったく規定がない場合は、社員(メンバー)に分配することもありうる。

2-3. オーストラリアにおけるチャリティ法案

2-3-1. チャリティ法案をめぐる動き

(1) はじめに

オーストラリアは、大英帝国の流刑植民地に源を発し、20世紀初頭の1901年にオーストラリア連邦として独立国家となった。その後英連邦の一員となり、さらに完全独立したものの、現在でも元首は英本国の女王エリザベス二世であり、女王の代理として任命されたオーストラリア総督が形式上は統治することになっている。

その法制度は、当初は移民植民地として全ての本国法を継承することからス

タートし、次第に独自の現地法が整備されていったが、現在でも旧宗主国たる英本国の伝統を色濃く残している。従って、1986年オーストラリア法(Australia Act)によって、立法・司法両面で英国の支配が完全に休止符をうったものの、現在では何ら拘束力は持たぬ、英本国の最終上告審としての英国貴族院(The House of Lords)による判断が、現実にはオーストラリア最高裁判所(The High Court of Australia)を含め、各裁判所で追従される場合が多く、かなりの程度の実質的な影響力を持っている。

(2) チャリティ関する定義諮問委員会発足に至る背景事情

このような歴史的経緯により、オーストラリア法における公益性概念は、英本国のコモンローの伝統により、いずれも1601年エリザベス一世による公益ユース法前文の系譜を引き、歴史的な1891年ピムセル事件におけるマクノートン卿による4分類(「貧困からの救済」、「教育の振興」、「宗教の普及」、「その他地域社会の福祉の増進」)を設立目的とすることがそのまま踏襲されており、それぞれの項目の中身がさらに裁判所の判断により時代の変化に応じて類推適用されていた。

英本国や他のコモンロー諸国の場合と同様に、上述のコモンローの伝統的な判例に基づく判断が、一般社会の人々にとって非常に分かり難いものとなっていることから、近年オーストラリアにおいても連邦ベースの統一制定法による簡明な定義づけを求める声が強まってきた。

そもそも、6つの州、2つの準州からなる連邦制を採用しているオーストラリアでは、私法分野は一般に各州法によって規定されており、非営利団体も、その組織形態により異なった州法の適用を受けるという事情が存在している。従って、本問題の連邦レベルにおける差し迫った必要性は、連邦所得税法における非課税措置適用上の判断にあったが、

- ・ 各種の制定法上のチャリティの定義や統一的な取扱いの欠如
- ・ コモンロー上の判例がチャリティや公益目的に関する唯一の判断基準
- ・ 連邦税制における優遇措置対象としての非営利団体の区分がバラバラ

などの状況から、この定義如何は単に所得税法上の対応にとどまらず、現在各州法に委ねられている非営利法人法をはじめとする各種の法律に及んで全豪的に大きな影響を与えることになり、これらの調和や整合性を早急に図る必要が生じた。

2-3-2. チャリティ定義の検討～シェパード委員会

(1) チャリティに関する定義諮問委員会による検討

その結果、2000年9月18日に、オーストラリア連邦政府ハワード首相の指示により、シェパード委員長、およびフィツジェラルド、ゴンスキー両委員からなる『公益団体の定義に関する諮問委員会(The Inquiry into the Definition of Charities and Related Organisations)』が設置された。

本委員会により、チャリティならびに関連公益団体の新しい定義づけに関する問題点が詳細に検討、論議され、その論点整理が同年11月10日に公表されるとともに、これに対する意見書提出が求められた。これにより提出された373通の意見具申の内容も加味された上、当初の予定期限を3ヶ月延長した2001年6月末に同委員会による最終報告書が政府に提出され、連邦政府は2002年8月に「公益団体(Charities)に関する定義を規定した特別連邦法」制定の基本方針を決定した。

(2) シェパード委員会による検討結果とその内容

公益目的のために活動する非営利団体としての“チャリティ(Charity)”という用語については、コモンロー諸国では、バルバドス(Barbados)を除き、現在制定法上の定義がなく、また多くの裁判官も定義は事実上不可能ということで、判例法上も確定的な定義が下されていないのが実情である。

また、チャリティ設立の基本となる公益目的(Charitable Purposes)の具体的適用例については数多くの判例があるが、これらの淵源は1601公益ユース法であり、同法自体は当の昔に効力を失っているものの、前文だけは今日でもコモンロー諸国で引き続き影響を及ぼしていることは前述の通りである。

従って当該委員会では、単にコモンロー諸国だけではなく、制定法主義の各国の事例(日本のNPO法も紹介されている)を検討した上で、チャリティの定義は“コモンローの伝統に基づきながら、必要な柔軟性と一層の明確さをもたらすものであるべきである”との基本方針により、

- ① 非営利を目的とする団体であること。(期間収益、解散時の残余財産ともに処分禁止が、前提条件)
- ② 以下の要素を具備した最優先の設立目的を有する団体であること。
 - イ 慈善的(公益的)『Charitable』
 - ロ 利他主義的『Altruistic』
 - ハ 普遍的な社会公共性『for the Public Benefit』

を要件と考えた。

また、その法人格如何が、チャリティとしての資格(Status)に影響を及ぼすべきではないとする一方、設立目的が違法なものや公序良俗に反するものではないこと、特定の政党や候補者を支援するものであってはならないことを組織要件として規定すべきであるとしている。さらに、公益的なサービス提供者と営利としてのサービス提供者の間に生じる競争と中立性の問題は、課税政策を立案する上で考慮するのが適当な事項であって、チャリティの定義そのものには関係がないとの判断である。

なお、「設立目的が公益性に適うものか」を判断する公益性テストとして、

- ①『利他的』であるためには、“普遍的、もしくは万人共通の善行の達成を狙いとする (must be aimed at achieving a universal or common good) こと “が必要であること、
- ②『普遍的な社会公共性』についても、受益者の社会的な広がり、 “コミュニティ全般、ないしはその相当部分(The General Community or Sufficient Section of it)の社会的な利益 “であること、

が必要とされている。

従って、開放的かつ非差別的なメンバーシップの自助団体は適合するが、公益団体や受益者と寄付者の間に家族関係や雇用関係が存在するグループについては除外すべきとの結論である。

さらに、当該委員会としてはチャリティを定義する方法として、「マクノートン卿の 4 分類をガイドラインとした裁判所の判断に一任する方法」、「社会にとって有益な目的であれば、全て公益性のある(Charitable)目的であると定義する方法」など 5 つの選択肢がある中で、「チャリティに該当する目的の広範なカテゴリー分類の下に、適当と判断された目的を列挙する方法」を最終的に選択している。

2-3-3. チャリティ法案の策定と審議

(1) チャリティ特別法ドラフトの策定と公表

前述の連邦政府による「公益団体(Charities)に関する定義を規定した特別連邦法」制定の基本方針の下に、ピーター・コストロ連邦財務相は、2003 年 7 月 22 日、諮問委員会による報告書を基に策定され、所得税法のみならず全ての連邦法規に適用される「チャリティと公益団体に関する定義」を規定した特別法の素案(Exposure Draft)を公開した。

この『チャリティ、公益目的、および関連諸目的の定義に関する法律』(略称：

2003年チャリティ法)の素案は、3章12条から構成されており、その内容は、基本的には現行のコモンロー上の伝統による法律上の解釈や実務処理を何ら変更するものではなく、要はチャリティに関する一層の明確さと透明性ととともに、時代とともに変化する社会の需要に適合する柔軟性の確保を主たる目的としているが、以下の団体を新たにチャリティに加えることによって、伝統的なコモンロー上の定義の拡大が試みられている。

- ① 広く社会一般により利用可能な非営利の児童養護施設(Child Care)
- ② 広く一般に開放され、差別的な加入条件のない会員制の自助団体
- ③ 社会一般のために信心深い第三者にも参加の機会を提供する、閉鎖的ないは黙想中心の宗教的な修道会(Religious Orders)

(2) 税制審議会による取り組み

ところが、将来初のイタリア系首相候補と嘱望されているピーター・コストロ財務相は、極めて異例の措置ながら、議会への法案提出に先立って、税制審議会¹⁸(The Board of Taxation)が、下記の2点を中心に広く各方面の意見を募り、その結果を2003年12月初めまでに答申するよう求めた。

- ① 本法案におけるチャリティの定義の一般的実用性(Workability)、
- ② 諮問委員会の提言した「公益性テストにおける利他(Altruistic)の要件」の是非、

なお、従来チャリティの定義を専らコモンロー上の原則によっていたオーストラリアとしては、本法案は連邦ベースで法制化する初の野心的な試みであったために、各方面からの意見聴取は、①あくまでセクター側の立場からの判断によること、②行政側の管理体制や各州法との抵触の問題は考慮外とすることが、検討の前提として明示された。

この指示により、税制審議会は、4名の委員からなるワーキング・グループが中心になり、官側審議会メンバーやコンサルタントの助力を得て、

¹⁸税制審議会の内容は、以下の通り。

* 審議会委員の構成：Warburton 委員長以下、税制に関する有識者、実業界・コミュニティ代表(6名) 官側委員 Carmody 税務長官以下、大蔵次官、議会議長法律顧問を含む(3名) 委員合計10名以内

* 任期：2年間、但し重任を妨げない。

* 身分：民間出身委員 パートタイム公務員。一般納税者としての立場による利益相反は特別の場合以外問題なし。

① 2002 年 8 月に政府が発表した基本方針の是非

(400 年間に蓄積されたコモンロー上の判断に新たな要因を付加し、所得税制のみならず、全ての連邦法に適用する新定義を確立する。収益事業も、公益性があれば可)。

② チャリティの一層の明確性、透明性の実現の可能性

③ 社会的なニーズの変化に対応可能な弾力性の有無

④ 現行のコモンローによる定義を拡大し、例えば非営利児童養護施設や非閉鎖的な自助組織などを正式な対象に加えることの是非

④ チャリティ側の過重な運営上の負担の有無

などについて、前回諮問委員会に意見提出を行った合計 373 の個人・団体を含め、この問題に直接関係する民間セクターの各種の公益組織に対して、2003 年 9 月末を期限として意見を提出するよう要請した。さらに、7 月から 8 月にかけて全ての州都において代表的な団体とのグループ討議を合計 20 回実施した。その結果、最終的には総計 267 通の意見が各方面から税制審議会に寄せられたが、政府としては、これらの意見を最終的に取り纏めた上で、2004 年 7 月 1 日以降本特別法の施行を予定していた。

(3) 税制審議会に対する各界の具体的な反響

各方面から寄せられた意見の大多数は、『定義の法規化のコンセプト自身は賛成。但し、(法案内容の全てを支持する意見は少数で、) 内容的には、基本的に修正を要する点が種々あり、受け入れ難い。』というものであった。

① 本法案におけるチャリティの定義の一般的実用性

指摘された主要な問題点は、以下の通り。

イ アドボカシー活動と『不適格目的』条項の適用

チャリティとしての資格を保持しながら行え得るアドボカシー活動の程度が、現行のコモンロー上の取扱いよりも厳しく制限的。

ロ『中心的な定義』条項の内容

公益目的の一層の推進を目指した昨今の公益団体の多様化に対して不十分として、大規模な複合的団体(特に宗教関係)に反対意見が多かった。具体的には、

(a) 非適格な「行政によりコントロールされる団体」の範囲の明確化

昨今の社会サービスの民間への移行に絡み、地方の行政機関により

設立された団体や、行政からからの委託契約や補助金・助成金により事業活動を行っている多様な公益団体が多い事情が反映されていない。

(b) 関係団体グループの取扱いの明確化

非営利性の定義では、剰余金をグループ内の関連チャリティに分配することは認めているコモンローの考え方が正確に反映されていない。

(c) 収益事業と募金活動の認容限度の削除

本来事業を支援するための収益事業や募金活動への従事割合に関する認容限度が、前者は“附随的”、後者が“小規模”と表現されているが、判断基準に不安。

(d) パートナリーシップの不適合対象の明確化

最近ボランティア・セクターでは、より効果的に公益目的を達成するために行政・営利企業との協働、公益法人相互や社会的起業とのJVなど多様な活動が行われる傾向があり、比較的ルーズな表現として使用されているので、営利組織としてのパートナーシップの除外との区別が不明確。

(e) 従来設定された遺言公益信託の取扱い

コモンロー上公益性が認められていた、寄託者の“貧困家族”、“貧困従業員”の個人的利益も対象とする遺言公益信託が公益目的性を否認された後の対応。

(f) 主宰団体・傘組織の取扱いの明確化

従来、ATOにより所得税免除チャリティとして取扱われていたチャリティを代表する主宰団体(Peak Bodies)や傘組織は、当然他の会員と公益目的を共有するチャリティとの認識が不明確。

ハ『重大な違法行為』条項と資格喪失

重大な違法行為によるチャリティ資格喪失につき、コモンロー上の取扱いとの乖離の可能性の排除。

② 「公益性テストにおける利他(Altruistic)の要件」の是非

今般導入の可否につき検討が求められている「利他(Altruistic)の要件」は従来コモンロー上では要件とはされていない新概念であり、その中心は非自己中心主義(Unselfishness)と他人に対する配慮(Concern for Others)の理である。

グループ討議への参加者のほとんどが、“この新しい要件は不要で、かえって解釈上の混乱を招く”との理由で導入反対であり、意見書提出者の過半は“ノーコメント”、ないしは“賛成でも、反対でもない”との態度であった。

反対の主な理由としては、(イ) 公益性のある自助組織を新たにチャリティとして認めることとの論理的矛盾、(ロ) 主たる(Dominant)公益目的が利他的な動機に由来することの評価上の困難さ、(ハ) 新概念導入の実質的效果が期待薄、(ニ) 概念自体が曖昧で今後の司法判断が必要不可欠、(ホ) 現行チャリティを見直す手間と費用、などである。一方、これを不適格な団体を排除するために公益性テストを強化する上で有効な手段と考えたり、“チャリティの際立った特徴として一般社会の理解を求めるべき重要なポイント”として積極的に賛成する者はごく少数に留まった。

最終的には、従来のコモンロー上の原則に立脚した、完全非分配による非営利性、公益的な主たる設立目的(Charitable Purposes)、社会一般を受益対象とする公益性(for the Public Benefit)の3本柱で可と結論である。

③ その他の問題

今回の検討過程で、上記諮問事項の他に以下の問題がセクター側から提起されている。

イ 現行の課税庁(ATO)に代わる、独立した統一的なチャリティ管理機関の必要性の指摘

ロ 「コモンロー上の公益性推定原則」の転換に伴うチャリティ側の負担増に対する不満(特に宗教関係団体)

ハ 公益性テスト上の少数受益者(Numerically negligible)を理由とする不適格性に対する批判

ニ 10項目にわたる公益目的の列举内容に対する批判、追加・修正要求

税制審議会は、以上のようなチャリティ・セクター側の反響を取り纏め、2003年12月19日に財務省の報告書を提出したが、この報告書の結論は、この法案ドラフトでは政府が期待しているようなチャリティに関する定義の明確化、定着化の域(the level of Clarity and Certainty)には“到達実現不可能”と言うものであった。

(4). チャリティ法案に関する政府の対応策

政府は、当初税制審議会による報告内容を公表せず、内々でその対応につき検討を加えた結果、政治的考慮から法案の議会提出の断念し、

① チャリティの定義の制定法化は、取合えず断念する。

② 従来からのコモンロー上の定義を引き続き適用する。

- ③ 従来コモンロー上の取扱いが明確でなかった一部の福祉事業(Child Care and Self-Help Groups)や宗教活動(Closed or Contemplative Religious Orders)についてのみ、個別に対応する。

との対処方針を、2004年5月11日にはじめて、報告書の内容とともに、公式発表するに至った¹⁹。

この結果、社会一般で利用可能な非営利の児童養護施設や、開放的で会員資格を非限定とする自助組織をチャリティに加えるために、コモンロー上のチャリティ概念を拡大するべく制定法上の手当てを行い、2004年7月1日から施行することとし、このための法案(The Extension of Charitable Purposes Bill 2004)を、2004年5月27日議会に提出した。その後、6月25日に上院を通過し、6月30日に総督の裁可により制定されている²⁰。

2-3-4. チャリティ法案の挫折と今後の見通し

以上述べてきたように、シェパード委員会による詳細な検討報告と、それに続くハワード政権による「チャリティと公益目的に関する定義を規定する連邦特別法案の制定」という極めて意欲的かつ画期的な試みは、洵に残念ながらここに挫折したのであるが、この公益性概念の法文化という試みは、現在公益法人制度の抜本的改革が進行中の我が国にとって、貴重な先例として大いに参考になる筈であったことから、その不成就は大いに惜しまれる。

当方として本法案の意欲的な試みを高く評価し、その制定化を大いに期待していたとの感想に対して、税制審議会の事務当局者は、“審議会の委員は、民間の有力者でそれぞれチャリティ活動に理解も深く、個人的にも直接関与してい

¹⁹ 2003年12月に税制審議会からの報告を受け取りながら、政府の最終的な決定が翌年5月まで半年近くずれ込んだ理由については、財務省のNPO関係担当課長からは、「この時期は、丁度予算案検討のピークで、世論や議会との要らざる紛糾をさけたことと、偶々クリスマスに続く、夏休みシーズンと重なっただけで格別の事情があった訳ではない。現に、児童養護施設や自助組織をチャリティに加えることの成文法上の手配検討は、2月に上司から下命されている。」との説明であった。

²⁰ なお、従来は自己申告制であったチャリティに対する給与外給付税(Fringe Benefits Tax: FBT)、物品サービス税(Goods & Service Act: GST)に関する優遇措置につき、本来は2004年7月1日から税務長官の承認が必要に変更の予定であったが、この際2005年まで1年間延期されている。

る委員もあり、委員会として決して **Draft Bill** をスクラップしたいと思った訳ではない。要は、このままでは、**Not Workable** であり、修正が必要だという考えを答申したもので、それ以上は政治的判断である。”との答えであった。本法案が挫折した主たる理由としては、

- * アドボカシー活動への影響へのセクター側の強い懸念
- * 伝統的な団体のコモンローへのこだわり
- * 事業型の大型宗教団体の影響力

などが考えられるが、これだけの検討経過を経ながら何故不成功に終わったかの当方に疑問に対する関係者の一般的な見方としては、

- ① シェパード諮問委員会の検討・報告段階では、大いに歓迎され、**Positive** な印象を誰しもが抱いた、
- ② 一方、具体的な成果物(**Products**)として目に見える形で提示されると、それぞれの立場で色々な注文・不満が出てくる、
- ③ 長年の経験と智慧の積み重ねであるコモンロー上の問題を成文法上の規定化(**Codify**)することは、かくも単純ではなく、難しいのだ！

ということであった。

今後の見通しについては、民間非営利セクター消息筋の個人的な話によれば、本問題の直接担当責任者であるピーター・コストロ財務相の実兄、トム・コストロ師はキリスト教関係団体の有力者であり、何れ時期を見てチャリティ法案の再提出があり得るとのことであった。一方、財務省の NPO 関係担当責任者、ならびに税制審議会事務局担当者の話では、コモンロー上のチャリティ概念を拡大するべく 2004 年 7 月 1 日施行の制定法上の手当てを一応終えたので、当面直ちに対応すべき問題はないとのことで、“**The Issues Have Died !**”との見解であった。

参考文献

- Industry Commission (1995) 'Charitable Organisations in Australia, Overview report No.45' Australian Government
- 石村耕治『オーストラリアのNPO法制と税制の構造』 1999年 法律文化社
- T. Silk (1999) "Philanthropy and Law in Asia" Jossey-Bass Publishers
- Report of the Inquiry into the Definition of Charities and Related Organisations (June 2001)
- Treasurer's Press Release No.049 (August 29, 2002)

Ann O'Connell (2002) " Tax Issues for Charities in the New Millennium",7 Deakin L. Rev.
131

Denis SK Ong (2003) 'Trusts Law in Australia' The Foundation Press

Exposure Draft of Charities Bill 2003

Explanatory Material for the Exposure Draft of Charities Bill 2003

Treasurer's Press Release No.059 (July 22, 2003)

Treasurer's Press Release No.066 (July 30, 2003)

Board of Taxation Press Release No.12 (July 22, 2003)

Consultation on the Definition of a Charity: A Report to the Treasurer (December 2003)

Frequently Asked Questions on the Consultation on the Definition of a Charity:

Treasurer's Press Release No.031 (May 11, 2004)

参考ウェブサイト

www.treasurer.gov.au

www.cdi.gov.au

www.taxboard.gov.au

第3章 ニュージーランド非営利法人税制

公益法人協会理事 宮川守久

3-1. 財務省内国歳入庁の概要

ニュージーランドにおける税務は、財務省内国歳入庁（The Inland Revenue Department, The Treasury ; IRD）の管轄となっているが、同部の概要は、以下の通り。

- * 内国歳入庁コミッショナー兼事務総長 : David Butler
- * 組織図 : (添付資料参照)
- * 事務所所在地 : IRD 内の地域担当は、Auckland, Hamilton, Wellington, South Island (Cristchurch) の4地区に分担され、NZ 全土には5 サービス・センター、5 電話コール・センター、12 支所、3 事務処理センターがある。(添付地図参照)
- * 職員総数 : 4,852 名 (2005 年 2 月現在)
Wellington 本部要員は、職員総数の約 10%、
各地の配置要員数、および人口対比は添付資料参照のこと。
- * 年間税収 397.8 億 NZ ドル (2003 年)
- * 納税者総数 380 万人 (2004 年 1 月現在)

なお、内国歳入庁の沿革としては、1878 年 Land Tax Department として誕生し、その後ニュージーランド各地に事務所を開設、1892 年には Land and Income Department と改名され、本部が Wellington に設置された。1952 年 Stamp Duties Department を合併し、現在の Inland Revenue Department に至っている。

3-2. 非営利税制における主要な定義

3-2-1. 非営利団体 (Non-profit Organisations) の定義

非営利団体とは、その構成員 (Member) の利益追求を目的とせず、また金銭、その他の財物、もしくは利益の構成員に対する分配を認めない旨の規約を有する団体 (Society, Association or Organisation) を指し、必ずしも法人格の有無を問わない。

非営利団体は、The Incorporated Societies Act 1908、もしくは The Companies Act 1993 により経済開発省の企業局営業登録課 (Business and Registries Branch, the Companies Office, the Ministry of Economic Development) に登録し、法人格を持っている場合もある。

非営利団体は、通常事業収益として課税対象となるような営利事業を行うこと自体は可能であるが、所得税の免税を認められるには、定款上特定の基準を定めることが必要である。なお、一部の非営利法人は、NZ\$1,000 までの所得控除が認められている。

収入や基金につき一切分配禁止の原則が規定されている限り、当該団体の主たる目的や活動が免税資格の特定要件に該当する場合には、何らかの免税措置が認められる可能性がある。しかしながら、上記特定要件に該当する非営利団体が自動的に免税資格を取得する訳ではない。定款・寄付行為・基金拠出文書や活動状況報告、その他の必要書類を添付した承認申請を内国歳入庁に提出する必要がある。

3-2-2. 公益団体 (Charitable Organisations ; Charities)

公益団体とは、法人格の有無を問わず、公益活動 (Charitable Activities) に従事したり、専ら公益目的のために設立された団体であって、その所得税は免除され、また当該団体に対する個人または企業からの寄付につき、寄付税制上の優遇措置が適用される。その公益性の認定に際しては、①その設立目的が公益的 (Charitable) であり、②その活動が、一部少数の受益者に限定されることなく、広く社会一般の利益に資する (換言すれば、社会の大きな部分が受益者としての対象になる) もの でなければならない。さらに、個人的な便益や利益の追求のために運営されることがあってはならない。

例え The Charitable Trusts Act 1957 に基づいて設立登録された団体であっても、別途免税適格公益団体としての要件に適合しなければ、所得税免税資格が認められないとともに、この所得税免税資格は物品サービス税 (GST)、PAYE、給与外給付税 (FBT)、居住者利子配当源泉徴収税 (RWT) などの免税資格に自動的に連動せず、それぞれ別個の適格要件が適用される点に注意を要す。

3-2-3. 公益目的 (Charitable Purposes)

公益性判断における最初の基準として、「設立目的が公益的であること」が必要である。当該団体の設立目的が、1601 年に英本国で制定された公益ユース法以来のコモンロー上の伝統に基づくマクノートン卿の 4 分類として有名な、

①貧困から救済、②教育の振興、③宗教の普及、および④その他コミュニティの利益に資する活動のいずれかに該当すれば、公益性ありとされる。

この公益目的は、後述の所得税や贈与税の免税、寄付税制における寄付金控除や損金算入などの適用に際し、判断要件として求められる。

3-2-4. 適格寄付先団体 (Donee Organisations)

Income Tax Act 1994 (KC5(1) & DJ4 of ITA)に規定された設立目的に該当することが内国歳入庁により承認されたり、所得税法上のリストに特別に記載された内国の適格寄付先団体に個人が寄付を行った場合には、所得税に対する寄付金控除、企業が寄付を行った場合には、損金算入が認められる。

適格寄付先としての資格要件については、所得税免税適格公益団体の場合よりも広汎なものに定義されている点に注意を要する。まず、設立目的が免税適格公益団体の場合の“exclusively Charitable Purposes”に対して、適格寄付先の場合には、“wholly or principally Charitable, Benevolent, Philanthropic or Cultural Purposes¹ in New Zealand”と規定されており²、世間的な通念では“Charitable”と解されていても、伝統的なコモンロー上の法的概念としての“Charitable”には該当しない”ものまで対象とされる。また、設立目的の公益性の如何を問わず、その資金が広く社会の利益に資する（換言すれば、社会の大きな部分が受益者としての対象になる“Public Benefit”の）ために利用される限り、適格性が認められている。

しかしながら、このように適用範囲が広汎な一方で、適格寄付先団体 (Donee Organisations)として認められた場合でも、前述の免税適格公益団体の資格要件を全て満たさない限り、所得税免除は適用されない点に注意を要する。

3-3. 各種税制

3-3-1. 所得税 (Income Tax)

Income Tax Act (Sec 2, 61 of ITA 1976), (Sec CB4 of ITA 1994), (Sec CW34, CW35, CW36 of ITA 2004)に基き、所得税の免税が適用される。

① Organisations with Charitable Purpose

¹ この場合の Cultural Purposes には、ドラマ、各種の劇場公演、オペラ、バレエ、コーラスなども含まれる。

² 国際赤十字、ユニセフ、セーブ・ザ・チルドレン、アムネスティ・インターナショナルなどの場合には、“NZ 国内における資金の利用”という制約条件につき、所得税法上の適用除外として認められている。

内国歳入庁（IRD）による免税承認の前提条件（Sec 61 of ITA 1976）は、以下の通り。

- （イ）団体組織性（個人は不可。一般には、Charitable Trusts Act 1957、ないしは Incorporated Societies Act 1908 により設立される。）
- （ロ）専ら公益を目的（Exclusively for Charitable Purposes）とすること。
公益目的の範囲は、伝統的なコモンロー上の概念であるマクノートンの4分類に準拠（Sec 2 of 1976, Sec OB1 of ITA 1994）。但し、マオリ関係の血族性は、その特殊性から認容される。
- （ハ）個人による金銭的私益追求の禁止
- （ニ）解散時の残余財産の完全非分配：定款上の明記をチェック。なお、税務当局の一般的な指導では、目的・構成員に対する非分配・解散時の残余財産に関する規定は変更できない旨を規定することを求めている。

しかしながら、上記要件に該当する公益団体が自動的に免税資格を取得する訳ではない。一応自己申告制となっているものの、実務的には各公益団体は定款・寄付行為・基金拠出文書や活動状況報告、その他の必要書類を添付した申請書を内国歳入庁に提出し、その承認を求めるのが通常である。一方、内国歳入庁による承認実務では専ら定款等の基礎書類の内容チェックが中心であり、活動実態の詳細なチェックは行われていない。また、一旦承認後の指導監督や事後チェックは、不正行為の可能性のある場合の監査以外は、ほとんど行われていないのが実情である。

内国歳入庁による免税承認の効果として、免税資格の承認取り付け後は、収益や基金の運用益のみならず、収入源泉の如何を問わず、営利事業収益を含む全ての収入³につき免税が適され、課税当局により特に請求された場合を除き、毎年の所得税申告書の提出は不要⁴である。なお、新チャリティ法が制定された後は、チャリティ委員会への登録が、免税申請の前提条件となる予定。

② Sporting Bodies, その他（Sec 61 of ITA 1976, CB4 of ITA 1994, CW31-44 of ITA 2004）

社会一般に提供されている運動場、公園、体育館などのスポーツ、リクリエーション施設は、公益目的に該当するとされているが、NZ で特に盛んな各種の

³資産運用益の公益目的のための NZ 国内ならびに海外における使用の場合は、共に免税対象となるが、営利事業収益の場合は、NZ 国内における公益目的のための使用のみ免税対象となる。（Sec CB4 of ITA 1994）

スポーツ・クラブや競技団体は伝統的なコモンロー上は公益性(Charitable)が認められていない。従って、所得税法上の特別な規定により、免税資格が認められている。

アマチュア・スポーツ団体の場合、免税適格に関する内国歳入庁長官による判断要件は、以下の通り。

- (イ) 団体組織性 (Society や Association、法人格取得の有無は無関係)
- (ロ) アマチュア競技やスポーツの振興が主たる目的
- (ハ) 一般対象のリクリエーションや娯楽が対象
- (ニ) 一切の所得や基金につき、所有者・会員・持分権者による金銭的私益のための利用禁止

なお、アマチュア・スポーツ団体以外にも、各種のレース・クラブ（ただし、賞金は除く）、地域開発団体、獣医サービス団体、科学・産業開発研究推進団体（the Royal Society of NZ による承認を条件として）、家畜改良推進団体なども、一切の所得や基金が会員・持分権者による金銭的私益のための利用されることなく、広く社会一般の利益に貢献するために利用されることを条件に、所得税免税資格が認められている⁵。なお、一般のクラブや社団でも通常の会費は、課税対象の収入には該当しない。

③ 特別法に基づき免税資格を付与された Charitable Organisations

特別法の規定に基づき自動的に免税適用される。The Maori Education Foundation, The Royal New Zealand Foundation for the Blind, The Royal Society of New Zealand, The Winston Churchill Memorial Trust Board など。

④ 寄付税制上の適格寄付先である Approved Donee Organisations

⇒ 別項にて詳述。

3-3-2. 給与外給付税 (Fringe Benefit Tax: FBT)

⁴但し、営利事業を行なっている場合には、財務諸表のコピーの提出が求められている。

⁵ 実例としては、切手やコインの収集家個人が集まって作った同好会は個人的な趣味(Hobbies)として公益性が否定されるが、ダンスクラブ、カルチャークラブ、動物交配・品評会、チェスクラブ、自動車クラブ、カントリー音楽クラブ、銃砲クラブ、美術・クラフトクラブの類は、公益性の面で境界に位置している。

Friendly Society とは、Friendly Societies and Credit Unions Act 1982 により登録された団体を指し、その会員間以外の外部を対象とした収益事業から生じた収入を除き、所得税が免除される。なお、Industrial and Provident Society は、所得税の免税対象となる Friendly Society とは別物である。

一般に被雇用者に対して各種の給与外給付⁶を行なっている場合には、複数税率計算方式、もしくは一律 64%適用方式のいずれかを選択の上、給与外給付税 (FBT) を支払わなければならない。しかしながら、公益団体の場合には、所得税法 (Sec CX21 of ITA 2004) の規定に基づき、本来の公益活動に従事中の被雇用者については免税適用がある。なお、FBT の適用除外資格としての公益団体には Charities のみならず、適格寄付先団体 (Donee Organisations) も含まれている。

給与外給付を行っている場合には、FBT 申告書の提出が必要となる一方、給与外給付を行っていない場合には、その状況報告を行い、課税対象外の事実を確認してもらうことが必要である。一度課税対象外の確認を取り付けておけば、事情の変更がない限り、FBT 申告書の提出は不要である。なお、小額の給付については、一般的な免除が規定されているが、金額などの一定の制限条件あり。

3-3-3. 土地税 (Land Tax)

Land Tax Act 1976 (Sec 27) のリストに記載された特定の種類の土地は免税であり、Charitable Organisations, Sporting Organisations が事業活動のため利用する土地も免税対象に含まれていたが、Land Tax Abolition Act 1990 により Land Tax Act 1976 の土地税自身が 1992 年 3 月 31 日をもって廃止されている。

3-3-4. 相続税・贈与税 (Estate and Gift Duties)

公益目的を有する団体に遺贈された財産については、Estate and Gift Duties Act 1968 (Sec 5 of the Act) の規定により、最初の NZ\$25,000 部分の相続税が免除されていたが、Estate Duty Abolition Act 1993、Estate Duty Repeal Act 1999 により 1992 年 12 月 17 日以降の死亡につき、相続税 (Estate Duty) が廃止されている。

また、個人が年間 NZ\$27,000 以上の贈与を行うと贈与税 (Gift Duty) の支払義務を生じるが、公益目的を有する団体の設立や活動支援に対する寄付は、Estate and Gift Duties Act 1968 (Sec 73 of the Act) の規定に基づき、全て贈与税が免除される。

⁶ 給与外給付の代表的な例としては、①自動車の貸与、②物品・サービスの無償ないしは低廉な価格による提供、③低利融資、④傷害・疾病・死亡給付基金、追加年金制度、特定な保険への加入ないしは掛金・保険料の負担・補助などがある。

3-3-5. 取引証票税 (Conveyance Duty; Stamp Duty)

公益目的のために設立された団体との取引や財物の移転に関しては、Stamp and Cheque Duties Act 1974 の規定に基づき、取引証票税の適用が免除されていたが、Stamp Duty Abolition Act 1999 により印紙税自身が 1999 年 5 月 20 日をもって廃止されている。

3-3-6. 物品・サービス税 (Goods and Services Tax: GST)

物品・サービスの供給については、物品・サービス税 (税率 12.5%、2004 年 3 月現在) に関するチャリティ、その他の非営利組織の取扱いは、原則として営利法人と同じである。従って、課税対象となるような商取引を行った場合には、年間取引額が一定金額 (NZ\$40,000) を超える場合には登録手続を要し、物品・サービス税の徴収や還付申請が必要となる。

一方、Goods and Services Tax Act 1985 (Sec 14(1)(b) of the Act) ⁷ の規定に基づき、自身では物品やサービスの供給は一切行わず、また収入が専ら寄付や募金活動に依存している場合には、課税対象となるような商取引には該当しないので除外される。なお、寄付を受けた商品を後で販売したような場合に、その売り上げについては、GST が課税されない一方、課税対象として購入した物品やサービスについて支払った Input Tax 部分については、還付申請が可能である⁸。

3-3-7. 居住者利子配当源泉徴収税 (Resident Withholding Tax; RWT)

公益団体が銀行、その他の金融機関に預金をした場合の利息、その他の運用利子配当には、通常受取利息から 19.5%~39% の金額段階別に区分された居住者利子配当源泉徴収税 (RWT) が源泉徴収される。従って、事前に内国歳入庁に申請して RWT 適用免除確認書 (Certificate of Exemption, IR 15C) の交付を受けておけば、所得税法上の規定 (327M of ITA) に基づき本確認書により RWT

⁷ 法律上では、物品やサービスを購入時に支払う GST は、Input Tax と呼ばれ、販売時に徴収する GST は、Output Tax と呼ばれる。一般的には、前者は GST Credit、後者は GST Payable、または GST Collected と呼ばれる。

⁸ 一般的な所得税、物品サービス税に関する課税対象の有無については、添付資料参照のこと。なお、GST の適用除外 (Exempt from GST) と GST の免税 (Not liable for GST) の違いに注意を要す。

の源泉徴収なしに利息を受取ることが出来る⁹。また、利息支払者が既に源泉徴収済みの場合には、徴収された分の還付請求が可能となる。

3-3-9. 寄付税制

個人や企業が、内国歳入庁により承認され、所得税法上のリストに列挙された適格寄付先団体 (Donee Organisations) に金銭による寄付を行った場合には、次のような優遇措置が図られている。(適格寄付先団体については、前述の説明を参照のこと。)

① 個人の場合

Income Tax Act 2004 (Sec KC5 of ITA)の規定に基づき、適格寄付先団体に NZ\$5 以上の金銭を寄付した者は、下記の条件に該当する限り、「上限 NZ\$1,890 までの寄付金総額の 1/3」(最高 NZ\$630) を限度として、所得税の寄付金控除 (Rebate)が認められる¹⁰。

- (イ) 金による寄付であること (物品や不動産は適用外)
- (ロ) 遺贈は対象外になること
- (ハ) 分割払いの場合には、1 回の寄付金額が NZ\$5 以下であっても、年間寄付総額が NZ\$5 を超える場合は対象となること

② 企業の場合

Income Tax Act 2004 (Sec DB32 of ITA)の規定に基づき、適格寄付先団体に金銭を寄付した者は、「企業の正味収入の 5%」を限度として、損金算入が認められる¹¹。

参考文献

IRD Guidance

Tax and Duties: an introduction to New Zealand's tax system (IR 295 February 2001)

Charitable Organizations: a tax guide for charities, donee organizations and other groups (IR 265 December 2002)

Clubs and Societies (IR 254 August 2001)

Trusts' and Estates' Income Tax Rules; types of trusts and how they're taxed (IR 288 January 2005)

⁹ 本税の免税対象としては、公益団体のみならず、スポーツ・競技団体や、前会計年度の収入が NZ\$1,000 以下の小規模非営利団体にも適用がある。

¹⁰ Income Tax Act 1976 (Sec 56A of ITA), 1994 (Sec KC5 of ITA)の寄付金控除限度額が、2005 年 4 月 1 日から発効する Income Tax Act 2004 (Sec KC5 of ITA)で引き上げられている。

Fringe Benefit Tax Guide; a guide to working with FBT (IR 409 May 2002)
Gift Duty; a guide to gift duty and how to pay it (IR 194 April 2002)
Gift Duty; a guide for legal and tax practitioners (IR 195 November 2003)
GST Guide ; working with GST (IR 375 January 2005)
GST – Do you need to register? (IR 365)
Resident Withholding Tax on Dividends (IR 284 March 2001)
RWT on Interests – Payer’s Guide (IR 283 June 2003)
Application for Exemption from RWT on Interest and Dividends (IR 451 April 2005)
Smart Business; an introductory guide for businesses and non-profit organisations (IR 320 March 2002)
Employer’s Guide; information to help fulfil your responsibilities as an employer (IR 335 April 2004)
“Are you connected?” Version 5 of the Tax Agent’s CD Rom (IR 780 April 2003)
Guide to the Inland Revenue Charter (IR 613 March 2001)
Inland Revenue Statement of Intent 2004–05 (B – 23 SO1, 2004)

関連法規

Income Tax Act 1976, 1994, 2004、およびこの間の Amendments Acts
Estate and Gift Duties Act 1968
Goods and Service Tax Act 1985

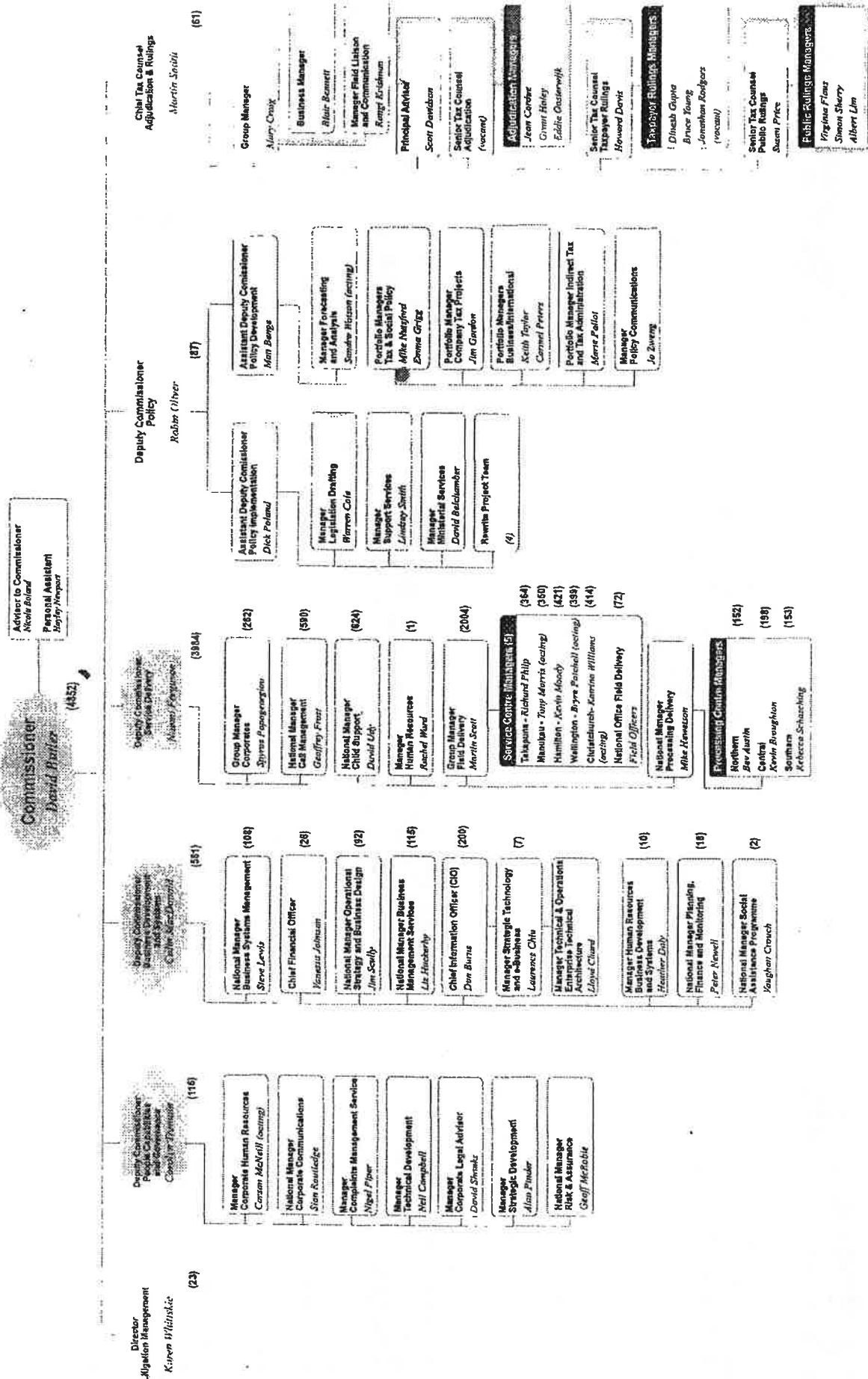
参考ウェブサイト

www.ird.govt.nz

添付資料

1. 内国歳入庁・組織図
2. 内国歳入庁・事務所所在地図
3. 内国歳入庁・要員配置ならびに人口対比表
4. 所得税・物品サービス税 (GST) 課税対象収入一覧表

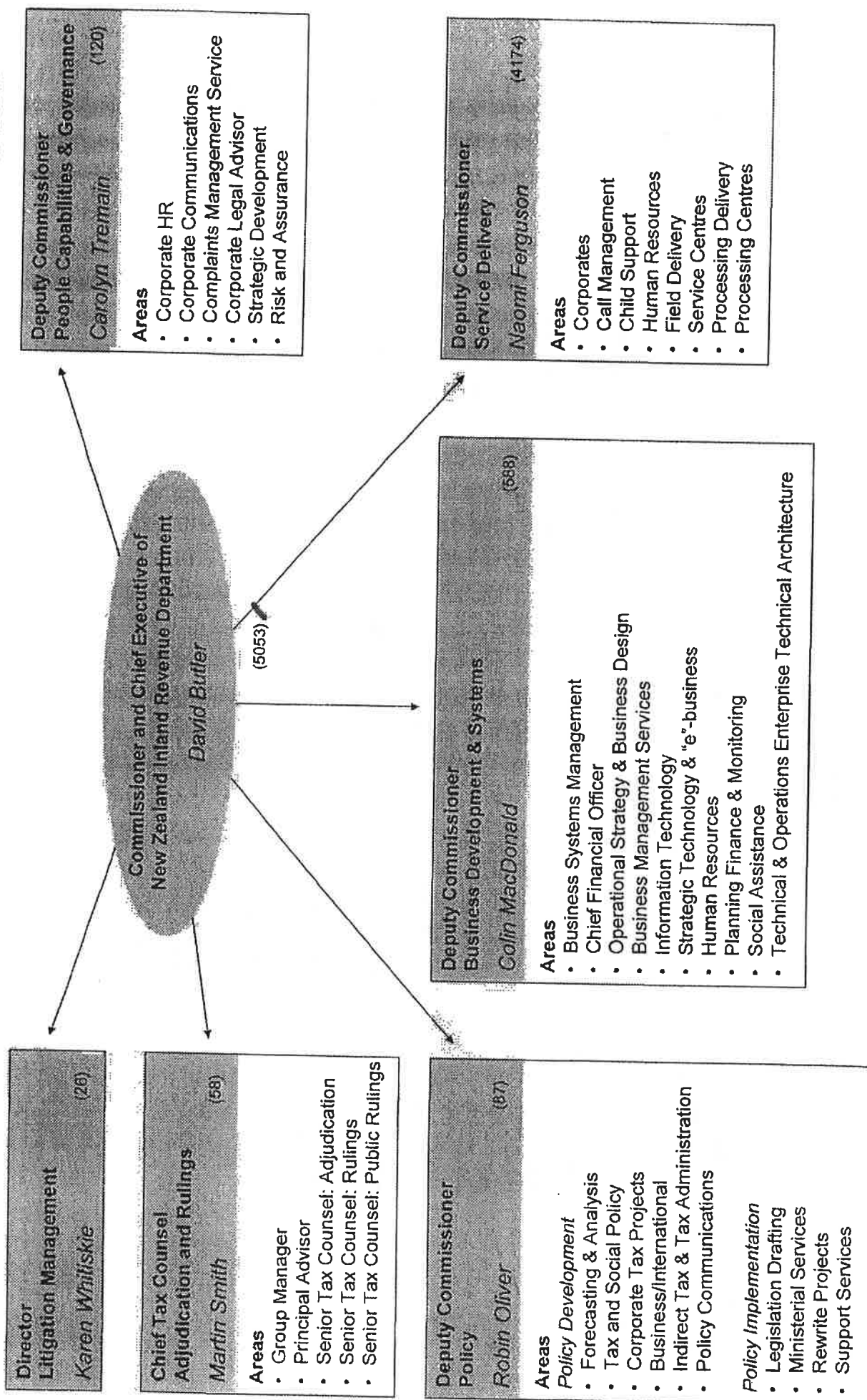
¹¹ 2003 年以降の適用分につき、寄附税制の優遇措置の限度額が引き上げられている。





Snapshot of Commissioner's Responsibilities

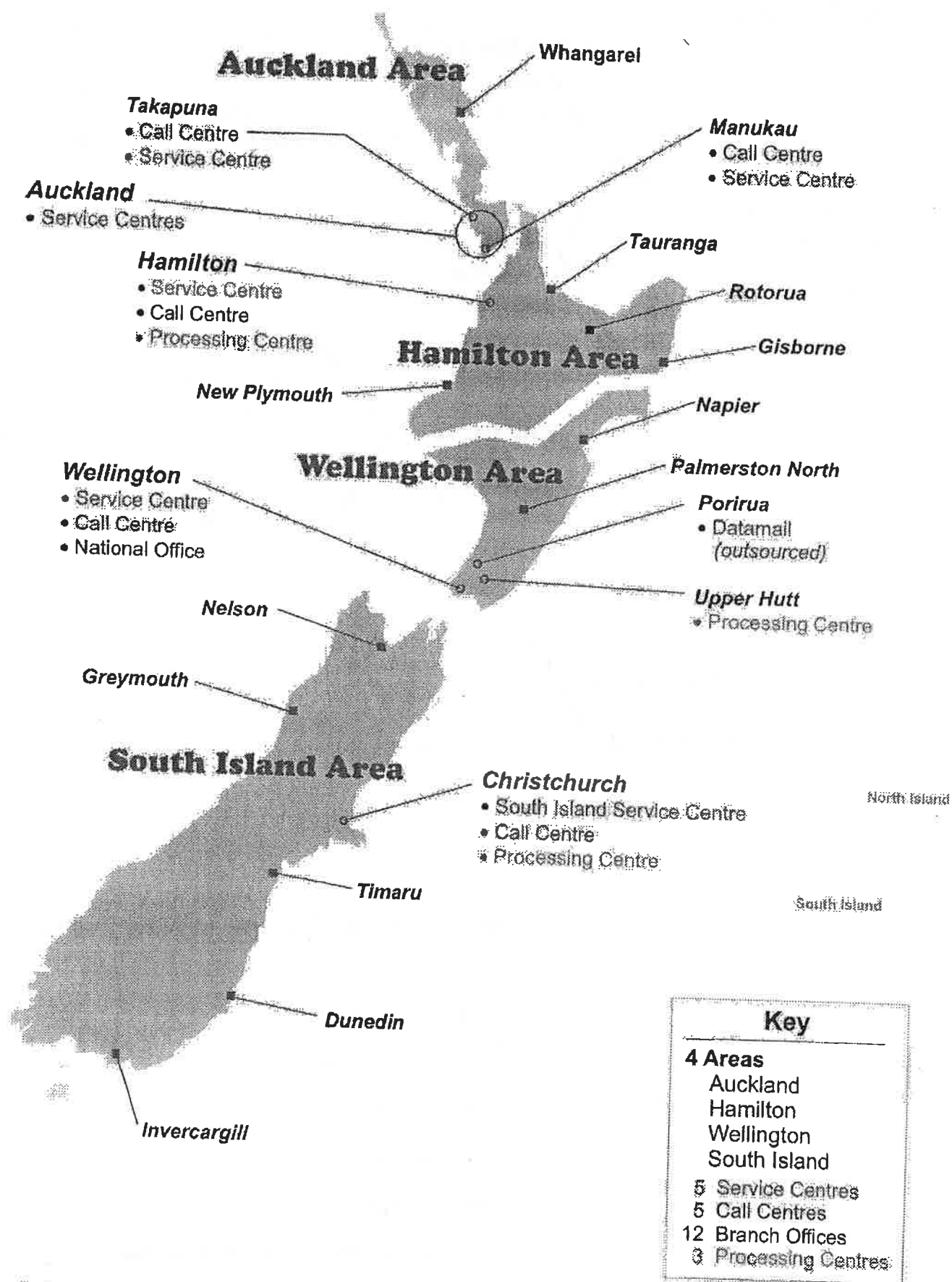
添付資料1





Location of IRD offices Service Centre Areas and Call Centres

添付資料2





資料3 Total of Population & IRD Staff: January 2004

Total Population = 3.8 Million

IRD Total staff = 4,843 *

Auckland Area (pop 1.2m)

Takapuna	378
Takapuna Call Centre	56
Whangarei	86
Auckland	79
Manukau	465
Manukau Call Centre	47
Auckland Area	1111

Gisborne	28
Hamilton	334
Hamilton Call Centre	54
Northern Processing Centre	167
New Plymouth	63
Rotorua	68
Tauranga	117
Hamilton Area	831

Hamilton Area (pop 760,000)

Wellington Area (pop 790,000)

Napier	66
Palmerston North	144
Wellington	480
Wellington Call Centre	273
Central processing Centre	221
National Office	974
Wellington Area	2158

South Island Area (pop 950,000)

Christchurch	274
Christchurch Call Centre	148
Southern Processing Centre	159
Greymouth	13
Nelson	53
Dunedin	129
Invercargill	48
Timaru	34
South Island Area	858

Business Landscape in New Zealand

Tax population 3.8 million.

1.2 million in Auckland region.

550,000 entities registered for GST.

175,000 employers.

55,000 new registrants for GST a year.

19,000 new employers a year.

300,000 small businesses of which 200,000 are home based.

Part 3 – Income and expenses

Remember to check the glossary on pages 5 and 6 if you come across words and phrases that are not familiar to you. If the terms are used to explain GST, you might find the glossary in the *GST guide* (IR 375) helpful.

Income

Organisations can receive many types of income, including subscriptions, grants, subsidies, donations, fees, raffle money, trading profits and proceeds from the sale of assets.

Table of income

The table below shows whether the different types of income are liable for:

- income tax (for organisations that are not fully exempt), and
- GST (for organisations that are registered).

You'll notice income that is "Exempt from GST" is different from income that is "Not liable for GST". This is important when working out your claim for GST credits (GST you have paid) on goods and services purchased to run your organisation.

Type of income	Liable for income tax	Not liable for income tax	Liable for GST	Not liable for GST	Exempt from GST
Admission fees	✓		✓		
Advertising and sponsorship	✓		✓		
Affiliation fees	✓		✓		
Bequests		✓		✓	
Donations (unconditional gifts)		✓		✓	
Gaming machine income	✓		✓		
Grants		✓*	✓		
Hire of hall or equipment	✓		✓		
Insurance receipts		✓*	✓		
Interest and dividends	✓				✓
Koha		✓*		✓*	
Overseas income	✓		✓*		
Penalty payments (fines)	✓		✓		
Raffler and house proceeds		✓*	✓		
Rent (commercial)	✓		✓		
Rent (residential)	✓				✓
Selling assets and equipment		✓	✓		
Selling donated goods and services		✓			✓
Selling purchased goods	✓		✓		
Subscriptions		✓	✓		
Subsidies		✓*	✓		
Suspensory loans	✓		✓		
Trading activities	✓		✓		

*Liable in certain situations

See pages 24 to 28 for more information.

第4章 オーストラリア非営利法人税制～現行の非営利法人税制の内容

公益法人協会理事 宮川守久

4-1. 前提としての非営利性の定義

非営利団体とは、直接たると間接たるとを問わず、個々の構成員（メンバー）の利得（**Profit or Gain**）を目的とせず、定款・規約などの基本的な文書において、活動時のみならず解散時においても、一切の財産分配を行うことが明確に禁止されており、これに則った活動を行っている団体を指す。（なお、一般非営利法人は、収益活動を禁止されている訳ではないが、収益は本来目的の推進のために使用されなければならない。）

この“非営利性”に関する定義では、日本において現在検討が進められている公益法人制度改革論議とは異なり、解散時における残余財産の完全非分配が、（公益団体にとどまらず、）一般非営利団体の条件となっている点を特に指摘して置きたい。このような前提にたってはじめて、各種の非営利団体が¹、後述の税制上の優遇措置を受けるのである。

4-2. 税制区分と税優遇の概要

4-2-1. 非営利法人課税

連邦制を採用しているオーストラリアでは、私法分野は一般に各州法によって規定されており、非営利団体も、その組織形態によって異なった州法の適用を受けていることは、前述の通りである。

一方、税法分野では、一連の連邦税につき、それぞれの連邦税法の規定がオーストラリア全土で統一的に適用されるが、州税については各州・準州の定める関連税法にそれぞれ多少の相違点がみられる。さらに、各州内でも地方自治体毎に **Local or Municipal Councils' Governments** の定める各種の地方税が適用される。

非営利法人に関連する課税制度は以下の通りである。

（連邦税）所得税（**Income Tax**）・・・免税

¹ 非営利団体の一般的な事例としては、教会学校、教会、地域児童養護センター、文化団体、環境保護団体、近隣友好団体、公共博物館・図書館、奨学基金、科学研究団体、ボーイ/ ガール・スカウト、スポーツ・クラブ、海浜救助活動クラブ、伝統的な奉仕クラブなどが挙げられる。

給与外給付税(Fringe Benefit Tax: FBT)・・・免税、控除
物品・サービス税(Goods & Services Tax: GST)・・・優遇
株主配当源泉徴収課税(Imputation or Franking)・・・還付
*(連邦税制関連法規)

Income Tax Assessment Act (ITAA) 1936、1997

Fringe Benefit Tax Assessment Act 1986

A New Tax System (Goods and Services Tax) Act 1999

Pay-roll Tax Assessment Act 1941

その他については、添付別表を参照のこと。

(州 税) 土地税(Land Tax)

雇用税(Pay-roll Tax)

印紙税(Stamp Duties)

銀行取引税(Debit Tax)

(地方税) 物品税(Property Tax)

各種公共サービス利用料(Various Levies)

4-2-2. 寄付税制

(連邦税) 所得税

当該非営利団体が、所得税法上の寄付金控除適格団体(Deductible Gift Recipient : DGR)に該当する場合、下記の優遇措置の適用あり。

個人寄付者・・・所得控除

企業寄付者・・・損金算入

4-3. 非営利団体に対する主要な優遇内容

各種の非営利団体が、税制上の優遇措置を全く同様に享受できる訳ではない。それぞれ公益性の内容と税の種類に応じて、程度の異なる様々な税制上の優遇を受けるという複雑な制度を構成している。例えば、同じ公益団体としてのチャリティの中でも、最も公益性が高いとされる①Public Benevolent Institution: PBI² (総数約 10,500) を頂点として、②Health Promotion Charity: HPC³、さ

² オーストラリアの非営利税制上最も優遇されている PBI は、オーストラリア特有の典型的なチャリティであるが、広汎にわたるチャリティの一類型に過ぎず、チャリティと PBI は同一ではない点に注意を要する。

³ Health Promotion Charity (HPC) とは、人類に対する疾病の予防とコントロールを主たる活動目的とする非営利公益団体で、患者・医療関係者・一般社会に対する疾病関連情報の提供、疾

らに③一般 Charity(この中が、組織形態により、さらに Charitable Funds および Charitable Institutions の両者に区分される)の 3 者の間には、税制上の優遇措置には差異が設けられている(添付図表参照のこと)。

4-3-1. 連邦税

(1)『所得税』の内容と免税手続(免税対象チャリティを中心として)

オーストラリアの連邦税制上、所得税(Income Tax)については、基本的には、Income Tax Assessment Act (ITAA) 1936, 1997 の 2 つの法律によって規定され、原則として毎年 7 月 1 日～6 月 30 日の期間における課税対象収益－控除対象経費に課税される。(もっとも、連邦所得税法上の課税対象収益・控除対象経費の解釈に関する訴訟が、他の法律と比較して一番多いといわれている。)この ITAA の規定に基づき、Sec 23 of ITAA 1936, Sec 50 of ITAA 1997 に規定された免税適格団体については所得税が免除される⁴。この非営利団体に対する所得税免税には、他国に比較して 2 つの著しい特色がある。即ち、

- ・ 非常に広汎な範囲の団体を免税適格団体として認めていること。
- ・ 本来目的の推進に使用される限り、関連・非関連の区別はなく、全ての収益事業収益が免税されること。

である。

チャリティの場合には、2000 年の税制改革により、免税適格団体としての資格(Income Tax Exempt Charities: ITEC)を得るためには、全てオーストラリア連邦税庁(Australian Tax Office: ATO)に申請して承認(Endorsement)を受けることが必要になり、自動的な適用ではない点に注意を要する。なお、チャリティとは“利他的な”公益目的(Altruistic Charitable Purposes)のために設立された団体で、公益目的の解釈は ATO 独自の法的判断基準によるものではなく、専ら伝統的なコモンロー上の判例に準拠している。所得税免税適格団体(ITEC)承認申請書フォームは、20 項目を記入し、宣誓署名を行うだけの簡便なものであり、通常 28 日以内に承認が得られる。(添付資料参照のこと) 非営利団体が、ATO に対して所得税の免税資格承認の申請を行う際には、同一の申請書フォームで後述の GST、FBT に関する優遇措置の承認を同時に求めることが可能である。

病の原因究明・防止・治療に関する研究調査、患者に対する医療器具の開発・提供などを主として行う点で、患者に対する治療行為中心の通常の病院(Hospital)とは異なっている。

⁴ これに該当する非営利団体については、章末の補遺を参照のこと。

一方、チャリティ以外の非営利団体の場合には、自己申告(Self-Assess)により免税適格団体に該当することを確認するだけで良く、免税資格の承認を ATO に申請する必要はない。また、免税資格に該当する場合には、毎年の所得税申告書(Tax Returns)の提出も不要である。

なお、例え上記の免税に該当しない場合でも、“完全非分配を定款で明記”しておれば、非営利団体として課税所得の計算上の特例（例えば、共益団体の共益的收入）や特別税率の適用などの優遇を受けられる。

また前述の通り、『免税の認められる範囲』が、基金の運用による金融収益を含む一切の収入であり、その源泉の如何を問われない。収益事業も、その収益が本来の公益目的に使用される限り、チャリティ本体で行うことが可能で、非関連事業を含めて一切課税されないという、他国に見られないほど寛大な扱いとなっている⁵。もっとも、この点に対しては、議会を含め、国内で反対の声がない訳ではない。

また、『キャピタル・ゲインに対する課税制度』が 1985 年に連邦税として導入され、所得税法の下で適用されている。このキャピタル・ゲインに対する課税は、独立した別個の税ではなく、あくまで所得税の一部であり、非営利団体にも適用されるが、免税適格団体に寄付や遺贈された資産が後日処分された場合には、キャピタル・ゲイン分はその他の所得とともに免税される。

なお、従来オーストラリア税制上は納税者による自己申告制度(Self-assessment Approach)が一般に採用され、リスク管理方式により選択的な監査が行われて来たものが、2000 年度税制改革の結果、Charitable Institutions or Charitable Funds に該当する限り、所得税免税資格団体 (Income Tax Exempt Charities : ITEC) として全て ATO による承認制度(Endorsement)の適用を受けることとなった。以後、この制度が所得税以外の各連邦税に順次導入される傾向にある。何故 ITEC だけが承認手続きが必要なのかは、政府がチャリティの場合には社会の信用を強固にするために、一層の透明性が必要と判断したからに他ならない。更に今一つの要因としては、チャリティの行う収益事業との競合につき、営利セクターから苦情が出されていることによる。

(2) 『給与外給付税』の内容と免税・還付手続

給与外給付とは、雇用者が被雇用者（従業員）に対して供与する給料・賃金以外の給付(Fringe Benefit)を指し、この給付に対して Fringe Benefit Tax Assessment Act 1986 の規定により、当該給付の課税評価額に対して現行税率

⁵但し、タスマニア州と北部準州では、非営利社団法人による収益事業は、法人法において一切認められていない。

48.5%が課税される。なお、給与外給付税 (FBT) の課税対象は、所得税の免税資格とは直接関係なく適用される。

FBT の対象となる給与外給付の例としては、①社有車の個人的利用の容認、②低利融資の提供、③個人健康保険料の負担、④食事・催し物の費用負担、⑤社宅の提供などが挙げられるが、一方ラップトップ型パソコンや携帯電話の貸与、施設内の健康維持設備の利用、特定のタクシー利用、その他 A\$100 以下の少額給付などは FBT の適用が除外される。

FBT 法上の優遇措置としては、非営利法人のタイプにより、①免税資格が認められる場合（例えば、宗教団体による聖職者やその使用人に対する給付、PBI による従業員一人当たり年間 A\$30,000 までの給付、公共の非営利病院による従業員一人当たり年間 A\$17,000 までの給付、高齢者・身体障害者の非営利介護施設における住込み介護人に対する給付など）と、②一定の上限額を条件とした控除が認められる場合がある。後者については、所得税の免税が適用されるほとんどの非営利団体は、給付額 A\$30,000 を限度として、FBT 課税額の 48% の控除 (Rebate) が認められる。

なお、2005 年 7 月 1 日以降は新要件が導入される結果、全てのチャリティが FBT の免税や控除の適用を受けるためには、所得税の場合と同様に ATO に対して適格団体としての承認申請を行い、ATO による承認の取得が必要となる。

(3) 『物品・サービス税』の内容と優遇手続

物品サービス税 (Goods and Services Tax) は、従来の Withholding Tax に替わって 2000 年 7 月 1 日から導入された消費税であり、A New Tax System (Goods and Services Tax) Act 1999 の規定に基づき、日常生活に必需な食料品・医療・教育などの一部の適用外を除く、全ての取引に対して一律 10% の税率が適用される。

本税は、一定の商取引に対して課税する趣旨であり、所得税の場合とは異なり、公益団体という資格に対して自動的に適用除外になる包括的な免税制度がある訳ではない。公益団体が行う一定の取引につき、適用除外になったり、ゼロ料率が適用されたり、支払った GST に対する還付請求が認められるのである。

年間取引総額が、A\$100,000 以上の非営利団体(企業の場合は A\$50,000 以上)は登録が必要となり、登録非営利団体は原則として物品・サービスの提供・販売 (GST 法の規定上の用語は、Supply) に対して 10% の GST を課徴しなければならぬ一方、自己の活動のために購入 (GST 法上の用語は、Acquisition) した物品・サービスに対して支払った GST の還付請求を行うことが出来る⁶。一

⁶購入 (Acquisition) した物品・サービスに対して支払う GST は Input Tax と呼ばれ、既にこ

方、年間取引総額が A\$100,000 未満の場合には、登録は任意とされている。

また、チャリティ、寄付金受入適格団体、公立学校などが行う、①寄付された中古品の販売、②富くじやビンゴや募金イベント、③商売ベースを離れた物品やサービス（宿泊施設を含む）の提供⁷などは、GST の適用外である。

なお、2005 年 7 月 1 日以降は新要件が導入される結果、全てのチャリティが GST の免税や控除など一連の優遇措置の適用を受けるためには、所得税の場合と同様に ATO による承認の取得が必要となる⁸。

（４）『株主配当源泉徴収課税』の内容と優遇措置

オーストラリア国内企業が株主配当を行う際、税金が源泉徴収されるが、企業の法人税が株主に分担帰属させられることから“Imputation Credits”(または“Franking Credits”)と呼ばれている。この源泉徴収分に対して、2000 年 7 月から免税適格団体(ITEC)、適格寄付金受入団体(DGR)、その他特定の非営利団体は、FBT や GST などの要納税額と相殺の上、超過分の還付請求を行うことが認められている。

4-3-2. 州税・地方税

一般に、州税・地方税上の各種の優遇措置が、各州や地方自治体によって定められているが、内容的には一様ではない。優遇措置の適格団体に関する法律上の規定については、原則 ATO の公益目的テストに従っているが、各州・地方自治体の行政当局が判断している。

（１）州税

の Input Tax 込みで販売 (Supply) される場合は Input Taxed Sale と呼ばれる。従って、Input Taxed Sales に更に GST は賦課されない一方、購入時に支払った GST は既に Input Taxed Sales により次の購入者に転嫁されているので、当然ながら還付請求は行えない。

⁷ 商売ベースを離れた物品やサービスの提供とは、一般には市価の 50%以下、または当該団体による購入原価の 75%以下の値段で販売された場合を指すが、宿泊施設の場合には、宿泊料市価の 75%以下、またはサービス提供原価の 75%以下の場合をいう。

⁸ 支部組織の登録非営利団体では、支部を別個に登録することによって、支部単位での販売に対する GST の賦課や還付請求を行うことも可能である。この場合、親団体と支部、或は支部同士での取引は GST の対象となる。また、同一の非営利合同組織のメンバーで相当程度の相互間取引のある非営利団体が、合同して GST グループを結成することにより、相互間取引の GST 賦課や還付請求を省略することも可能である。

① 『土地税』(Land Tax)の内容

一定の土地所有者による土地の所有や利用に対し、所有する土地の評価額に対して課せられる税金（但し、北部準州では課税されない）。歴史的な宗教団体、救貧団体の他に、Charitable, Educational, Benevolent, Religious or Philanthropic Purposes のために設立された団体が所有する土地で、その主たる目的のために利用したり、それからの収益も本来目的に使用される場合は一般に免税対象となる。

なお、スポーツ団体、各種のレース団体、地域のリクリエーション団体も、その収益を本来目的の推進に使用し、会員や団体の金銭的な利用を目的としない限り、免税されるのが通常である。各州の課税の金額的な範囲、税率等については、添付資料参照のこと。

② 『雇用税』(Payroll Tax)の内容

雇用者が被雇用者（従業員）に対して支払う給料・賃金の年間支払総額が一定額を超える場合に、支払賃金総額に対して雇用者に課せられる税金で、賃金総額の計算の中には賞与、手当、各種の給与外給付（Fringe Benefits:いわゆる現物給付）も含まれる。本税は、1971年以降、連邦税から州税に移管されたが、宗教団体、Public Benevolent Institutions(PBI)、非営利病院、非営利ヘルス・サービス、児童養護センター、非営利民間教育機関をはじめ、各州により異なる範囲の非営利・公益団体が課税を免除される。各州の課税の金額的な範囲、税率等については、添付資料参照のこと。

③ 『印紙税』(Stamp Duty)の内容

印紙税は、一定の文書や取引に対し、一定税率ないしは取引高に応じた税率により支払われるが、その対象取引の範囲や税率などは各州により様々であり、あらゆる取引に関して免税資格を認められる者は限られている。資産譲渡に伴う取引高税としての Conveyance Duty や Mortgage Stamp Duty については、一般に非営利・公益団体は免税が認められている。Conveyance Duty に関する各州の課税の金額的な範囲、税率等については、添付資料参照のこと。

④ 『銀行取引税』(Debits Tax)の内容

銀行との取引、預金の引き出しに対して課せられる税金で、以前は Bank Account Debits Tax(BAD Tax)と呼ばれていた。一般に、非営利の宗教団体、教育機関、病院、その他のチャリティ団体の場合には、適用が除外される。なお、本税は 1991 年 1 月 1 日より連邦税から州税に移管されたものであるが、近年連邦レベルで統一的な廃止を申し合わせる動きがある。現に NSW 州では

2001年1月から既に廃止しており、他州でも本年1月から廃止のQLD州など、これに追従する気運にある。各州の課税の金額的な範囲、税率等については、添付資料参照のこと。

(2) 地方税

①『物品税』

②『各種公共サービス利用料』

各地方自治体で、それぞれコミュニティーの実態に応じた、非営利団体、公益団体に対する課税上の優遇措置が図られている。

4-4. 寄付税制～（連邦税）所得税上の取扱い

所得税法上、非営利法人に対する課税上の免税適格団体と、寄付税制上の優遇措置の対象となる適格寄付金受入団体(Deductible Gift Recipients: DGRs)とは、必ずしも同一ではない。従って、チャリティ全てが、必ずしも適格寄付金受入団体とは限らない。

寄附金に関する所得控除が認められる寄付先としての適格団体(DGR)に該当するためには、以下の要件が適用される。

- (1) ITAA (1997)Sec.30 に団体名が個別明記されるか、または Prescribed Private Finds の場合には官報に団体名が公示されること、(現在、前者が 200 団体弱、後者が約 100 団体)、または、
- (2) 上記の団体以外は、ITAA(1997)Sec.30 に規定された一般的な分類(約 30 種類以上)に該当する場合には、2000 年 7 月 1 日以降は AOT に申請して承認(Endorsement)を受けることにより適格団体として認められる。一般分類は、さらに健康、教育、研究、福祉・人権擁護、防衛、環境、家庭、国際協力、スポーツ・レクリエーション、文化団体、Ancillary Funds の 11 分野に大別されており⁹、チャリティという総括的な分野での適格承認はない。

ATO による承認を申請するためには、「当該団体はオーストラリアに所在し、オーストラリアの公益に資すること」、「本来目的のための寄付基金を

⁹ 一般分類該当の代表例としては、Public Benevolent Institutions (PBIs), Public Universities, Public Hospitals, School Building Funds, Public Libraries, Registered Cultural and Environmental Organisations, Ancillary Funds などが挙げられる。現在、約 19,000 団体以上。

保持していること」、「事前にオーストラリア商業ナンバー (Australian Business Number: ABN) を取得していること」が条件とされている。適格寄付金受入団体 (DGR) としての承認申請書フォームは、僅か6項目を記入し、宣誓署名を行うだけの極めて簡便なものである。(添付資料参照のこと) なお、申請結果は書面にてATOから申請者に連絡される。

一般的な寄付控除の内容は、以下の通り。

- (1) 『個人寄付者』は、一定条件の下に対価性のない寄付(Gift)につき所得額控除(Deduction)を受ける。一定の条件とは、例えば現金はA\$2以上、物品は過去1年以内に購入した物、あるいは商売上のストック品、あるいはAOTによる評価ベースでA\$5,000以上の財物。一方、金額的には上限はなく、相殺すべき課税対象所得額がマイナスになればよい。
- (2) 『企業』の場合には、寄付以外に協賛広告 (Sponsorship) などの資金援助についても損金控除 (Cost of doing business) が認められる。AOTの裁量により損金として妥当な範囲であれば、金額的な制限はない。

なお、文化財寄付プログラム、文化財遺贈プログラム、登録された政党に対する寄付 (企業には認められていない)、環境保全プログラムに基づく土地の提供、職場寄付プログラム (英国の Pay-roll Giving 類似の給料天引き) などにより、それぞれ内容の異なる寄付控除が認められている¹⁰。

4-5. その他

4-5-1. 国税庁による事後チェック、モニターの実情

チャリティの日常活動については、一旦免税適格資格の審査を行い、承認を与えた後は、一般に年次税務報告書提出の必要がないので、ATOとしては恒常的に事後チェックを行っている訳ではない。例え免税適格団体としてATOから承認されても、常に資格要件が充足されているかの自己チェックが求められており、このような問題はすべからく団体の自律性に依存すべき自己責任の範疇と考えられている。

¹⁰ 募金ディナーのテーブル予約、ガラ・パーティーへの参加、慈善オークションへの参加、富くじの購入、会費の支払などは、寄付とは見なされない。

ATO としては、問題のある可能性がある場合の監査や、適宜免税適格団体のランダム・チェックを行い、資格要件に該当しない事実が判明すれば、当然資格取消しの権限を行使するし、更に脱税目的で虚偽の申告をしたような悪質なケースについては、刑事処分を求めて関係機関に連絡する。このようなチェックの際に、書類提出や報告を求めることがあるが、この提出命令に違反すると適格性承認が取消されるとともに、罰則が適用される。

前述のように、「形式的なチェックで免税適格団体としての資格が承認され、以後は自己チェックのみで年次税務申告書の提出は不要で、一方本来目的の推進に使用する限り、関連・非関連に関係なく収益事業を免税で行うことが出来る制度」の是非について ATO 担当官に質した所、以下のような返答を得たのが非常に印象的であった。

「本来チャリティは、利他的な社会に役立つことを設立目的として活動している非営利団体であり、ATO による一応の審査の結果免税資格を認められている。中には、不当ないしは不適切なものも紛れ込んでいるかもしれないが、ほとんどは社会のために役立つことを一生懸命やっている。よほどおかしいケースは、必ず何処からか情報が入りし、利益を目的としていないので、大体利益がでる筈がない。従って税収面における影響も、ビジネスに比較して遥かに少ない。現在、ATO の職員総数は約 2 万人で、NPO 担当課は中小企業部門(Small Business Dept.)に所属し、総員約 70 名に過ぎず、毎年税務報告書を取付けて詳細な事後チェックをすることは、時間と労力の面で無理である。コスト・ベネフィットの見地からは、むしろその分で、Small Business を含め、ビジネス・サイドの税務調査に注力すべきと考えている。」

若し ATO の判断や決定に同意できない場合には、ATO による再審査(Review)を求めることになる。さらに再審査の結果にも不満のある場合には、行政不服審判所(Administrative Appeals Tribunal)、または連邦裁判所に提訴する権利がある。

4-5-2. オーストラリア商業ナンバーと取得の効果

オーストラリア商業登記簿制度(The Australian Business Register:ABR)は、New Tax System (Australian Business Number) Act 1999 Sec. 24 の規定に基づいて設置されたもので、オーストラリア商業ナンバー(ABN)を取得するために当該団体が登録に際して提供した固有情報を広範囲に収録したデータベースである。この 11 桁からなる各団体固有の ABN をキーとして政府関係諸機関は、即座に当該団体に関する詳細な情報にアクセス可能であり、GST における登録資格など容易に確認可能となっている。

この ABN の取得は、所得税免税団体(ITEC)の資格取得のみならず、適格寄付金受入団体(DGR)の資格申請に必要な不可欠の前提条件となっている。また、GST の登録や Input Tax の還付請求、FBT の登録、PAYG、投資運用機関との取引にも必要とされている。従って、当該団体としても、ABR に記載されている登録内容が常に最新のものに保たれるよう努めなければならない。

なお、上記 ABN は、連邦会社法(The Corporations Act)の下で会社として設立登録され、連邦証券取引委員会(The Australian Securities and Investment Commission: ASIC)により割当てられるオーストラリア会社ナンバーとは異なる点に注意を要す。

4-5-3. 国税庁による情報公開

なお、2005 年 7 月 1 日以降、ATO は全ての免税適格団体について、名称・チャリティの種類・課税上の資格・資格承認日付・ABN などが、オーストラリア商業登録簿上の情報公開事項としてインターネット上で検索可能となる予定。なお、若しチャリティがこの情報公開を望まない場合には、関連の税制上の優遇措置を返上しなければならない。

4-5-4. PBI の取扱いの是非

オーストラリアの非営利税制上最も優遇される Public Benevolent Institution (PBI) は、オーストラリア特有の典型的なチャリティであるが、広汎にわたるチャリティの一類型に過ぎない¹¹。公益性の定義に関する諮問委員会の報告書、それに基づいて策定されたチャリティ法案のドラフトでも、コモロー上のチャリティを、さらに「通常のチャリティ」と「PBI チャリティ」に区分して両者の税制上の取扱いを別にすることの複雑さが問題となり、PBI の一般チャリティへの統合が図られた。しかしながら、関係団体の強い反対もあり、現在この問題は持ち越しとなっているが、非営利団体に関する極めて複雑な現行優遇措置をより明快に統一簡素化するためには、避けては通れぬ問題で

¹¹ Public Benevolent Institution (PBI) とは、貧困・疾病・苦痛・苦難・不幸・身体傷害・身寄りのないことなどによって社会的に差し迫った援助を必要としている人々の直接的な救済活動を目的とする非営利団体であり、一般のチャリティと区分されるポイントは、“Benevolent Relief の提供”を主たる(predominantly)目的にする点にある。例えば、ホームレス収容施設、難病患者の治療、高齢者・身障者へのホームヘルパー提供、病人や身障者の搬送、災害遭難者の救援、難民救済センターなどが該当するが、単なる情報・助言の提供、一般的なコミュニティーの福祉の向上、困窮者の調査や提言活動などは、いずれも PBI には該当しない。なお、“Charitable”と“Benevolent”の違いについて、財務省の担当課長は「後者は、Strongly Needed に対する慈善的な行為である」と説明していた。

あろう。

4-6. むすび

オーストラリアの非営利法人税制は、セクター側にとって多くの点で有利な面を備えている一方、(1) コモンローに立脚した英国の法制度や法律の伝統に準拠することにより、現代オーストラリアの社会情勢を十分反映しきれない面を残していること、(2) 各税法上優遇されるべき非営利団体、公益組織の定義や取扱いに関し相互の統一性に欠け、極めて複雑で理解困難なものにしていること、(3) 英国のチャリティ委員会のように、時代に即したガイダンスを示して、非営利団体を指導・助言する機関が存在しないこと、(4) 政治形態として連邦制を採用しており、その歴史的経緯から、税制面でも各州が独自の立場を主張し、全豪的な調整が難しいことなどから、今回のチャリティ法の導入という画期的な試みの挫折にも見られる通り、多くの問題点が先送りされている。

(補遺 1)

Sec 23 of ITTA 1936 で免税を認められている非営利団体は、大要以下の通り。

- Religious, Scientific, Charitable, or Public Education Institutions
- Public and Nonprofit Hospitals
- Hospital and Medical Benefits Organisations
- Trade Unions and Associations of Employers or Employees
- Friendly Societies
- Associations for Musical, Artistic, Scientific, or Literary Purposes
- Society, Associations, or Club for the Encouragement and Promotion of Games or Sport, including Animal Races
- Community Service Associations
- Associations for the Development of Australian Aviation, Agriculture, Pasturage, Horticulture, Viticulture, Manufacturing, or Industry
- Funds established by a Will or Trust for Public Charitable Purposes or Scientific Research through a Public University or Hospital

(補遺 2)

Sec 50 of ITAA 1997 で所得税免税を認められて適格団体は、下記の 9 つのグループに分類される。

- Charity, Education, Science and Religious;
- Community Service;
- Employees and Employers;
- Finance;
- Government;
- Health;
- Mining;
- Primary and Secondary Resources and Tourism; and
- Sports, Culture, Film and Recreation.

参考文献

- The Australian Tax Office (2003) "Tax Basics for Non-Profit Organisations: an overview of tax issues for non-profit organisations including Charities, clubs, societies and associations"
- The Australian Tax Office (2004) Income Tax Guide for Non-Profit Organisations
- The Australian Tax Office (2003) Gift Pack for Deductible Gift Recipients & Donors: a comprehensive guide on tax deductible gifts for organizations and donors
- The Australian Tax Office (2003) Deductible Gift Recipients listed by name in the Tax Law
- The Australian Tax Office (2004) Instructions for Endorsement as a Tax Concession Charity
- The Australian Tax Office (2004) Instructions for Endorsement as a Deductible Gift Recipient
- Department of Treasury and Finance, Government of Western Australia (2005) Overview of State Taxes Western Australia 2004 – 2005
- Report on Comparative Country Studies on "Laws and Regulations governing Charitable Organizations" for the International Charity Law Comparative Seminar at Beijing China October 12–14, 200
- Ann O'Connell "Tax Issues for Charities in the New Millennium"
- Richard Chisholm and Garth Nettheim "Understanding Law: An Introduction to Australia's Legal System"
- Myles McGregor-Lowndes "Part Two: Nonprofit Law Reports 2. Australia"
- Michael Meek "The Australian Legal System"
- Christopher Bevan "Corporations Law"
- Martin Dubler "Tax Law"
- Robert Baxt, Keith Fletcher, Saul Fridman "Corporations and Associations"

- ・ 石村耕治(1999)「オーストラリアの NPO 法制と税制の構造」法律文化社

参考ウェブサイト

www.ato.gov.au

www.abr.business.gov.au

www.osr.nsw.gov.au

www.osr.qld.gov.au

www.revenue.act.gov.au

www.sro.vic.gov.au

www.revenuesa.sa.gov.au

www.revenue.nt.gov.au

www.treasury.tas.gov.au/tax

www.srd.wa.gov.au/index.html

添付資料

1. 連邦税制関連法規リスト
2. 所得税免税適格団体 (ITEC) 承認申請書フォーム
3. 公益団体における優遇措置の差異 (図表)
4. 各州の土地税、雇用税、印紙税、銀行取引税比較資料
5. 適格寄付金受入団体 (DGR) 承認申請書フォーム
6. ATO 申請手続きチェック・リスト (図表)
7. チャリティ法案の概要 (試訳)

- Home
- Membership
- Terms of Reference
- How to make a Submission
- Published Material
 - Issues Paper
 - Press Releases
- Public Submissions
- Contact the Inquiry
- Search

PUBLISHED MATERIAL

Appendix D

Commonwealth and State Acts - References to Charity and Related Terms

Commonwealth Acts

A New Tax System (Goods and Services Tax) Act 1999
Aircraft Noise Levy Act 1995
Bank Account Debits Tax Administration Act 1982
Broadcasting Act 1942
Corporations Law
Defence (Special Undertaking) Act 1952
Disability Discrimination Act 1992
Foreign Acquisitions and Takeovers Regulations 1989 No.177
Fringe Benefits Tax Assessment Act 1986
Home and Community Care Act 1985
Income Tax Assessment Act 1936
Income Tax Assessment Act 1997
Industrial Relations Act 1988
Marriage Act 1961
Pay-roll Tax (Territories) Assessment Act 1971
Pay-roll Tax Assessment Act 1941
Political Broadcasts and Political Disclosures Act 1991
Racial Discrimination Act 1975
Sales Tax (Exemptions and Classifications) Act 1992
Trade Practices Act 1974
Workplace Relations Act 1996

State and Territory Acts

Anti-Discrimination Act 1977 (NSW)
Anti-Discrimination Act 1991 (Qld)
Art Unions Act 1992 (Qld)
Associations Incorporation Act 1964 (Tas)

添付資料1

Associations Incorporation Act 1981 (Qld)
Associations Incorporation Act 1981 (Vic)
Associations Incorporation Act 1984 (NSW)
Associations Incorporation Act 1985 (SA)
Associations Incorporation Act 1987 (WA)
Associations Incorporation Act 1991 (ACT)
Auction Sales Act 1973 (WA)
Auctioneers and Real Estate Agents Act 1991 (Tas)
Charitable Collections Act 1946 (WA)
Charitable Fundraising Act 1991 (NSW)
Charitable Fundraising Regulation 1998 (NSW)
Charitable Trusts Act 1962 (WA)
Charitable Trusts Act 1993 (NSW)
Charitable Trusts Procedure Act 1922 (SA)
Charities Act 1978 (Vic)
Charities Funds Act 1958 (Qld)
Collections Act 1959 (ACT)
Collections Act 1966 (Qld)
Collections for Charitable Purposes Act 1939 (SA)
Collections for Charities Bill 2000 (Tas)
Collections Regulation 1998 (Qld)
Conveyancing and Law of Property Act 1884 (Tas)
Debits Tax Act 1990 (NSW)
Debits Tax Act 1990 (Qld)
Debits Tax Act 1990 (Vic)
Debits Tax Act 1994 (SA)
Debits Tax Act 1997 (ACT)
Debits Tax Assessment Act 1990 (WA)
Discrimination Act 1991 (ACT)
Dormant Funds Act 1942 (NSW)
Dormant Funds Regulation 1999 (NSW)
Duties Act 1997 (NSW)
Education (General Provisions) Act 1989 (Qld)
Education Act 1958 (Vic)
Equal Opportunity Act 1984 (SA)
Equal Opportunity Act 1984 (WA)
Equal Opportunity Act 1995 (Vic)
Financial Institutions Duty Act 1982 (Vic)
Financial Institutions Duty Act 1983 (SA)
Financial Institutions Duty Act 1983 (WA)
Financial Institutions Duty Act 1986 (Tas)
Financial Institutions Duty Act 1987 (ACT)

添付資料1

Financial Institutions Duty Act 1989 (NT)
Financial Institutions Duty Regulations 1989 (NT)
Fundraising Act 1991 (NSW)
Gambling (Two-up) Act 1998 (NSW)
Gaming Commission Act 1987 (WA)
Gaming Machine Act 1987 (ACT)
Gaming No.2 Act 1997 (Vic)
Gift Duty Act 1968 (SA)
Health Services Act 1988 (Vic)
Hospitals and Health Services Act 1927 (WA)
Imperial Acts (Substituted Provisions) Act 1986 (ACT)
Imperial Acts Application Act 1969 (NSW)
Imperial Acts Application Act 1986 (ACT)
Land and Income Taxation Act 1910 (Tas)
Land Tax Act 1915 (Qld)
Land Tax Act 1936 (SA)
Land Tax Act 1958 (Vic)
Land Tax Assessment Act 1976 (WA)
Land Tax Management Act 1956 (NSW)
Law of Property Act 1936 (SA)
Limitation Act 1969 (NSW)
Limitation Act 1974 (Tas)
Limitation Act 1985 (ACT)
Limitation of Actions Act 1936 (SA)
Limitation of Actions Act 1958 (Vic)
Limitation of Actions Act 1974 (Qld)
Local Government Act 1934 (SA)
Local Government Act 1989 (Vic)
Local Government Act 1993 (NSW)
Local Government Act 1993 (Tas)
Local Government Act 1995 (WA)
Lotteries Act 1964 (ACT)
Lotteries and Art Unions Act 1901 (NSW)
Lotteries Gaming and Betting Act 1966 (Vic)
Parking Space Levy Act 1992 (NSW)
Patriotic Funds Act 1958 (Vic)
Pawnbrokers and Second-Hand Dealers Act 1996 (NSW)
Pay-roll Tax Act 1971 (Qld)
Pay-roll Tax Act 1971 (SA)
Pay-roll Tax Act 1971 (Tas)
Pay-roll Tax Act 1971 (Vic)
Pay-roll Tax Act 1971 (WA)
Pay-roll Tax Act 1987 (ACT)

添付資料1

Pay-roll Tax Act as at 1 July 1996 (NT)
Perpetuities Act 1984 (NSW)
Perpetuities and Accumulation Act 1968 (Vic)
Perpetuities and Accumulations Act 1985 (ACT)
Perpetuities and Accumulations Act 1992 (Tas)
Presbyterian Church (New South Wales) Property Trust Act 1936 (NSW)
Property Law Act 1958 (Vic)
Property Law Act 1969 (WA)
Property Law Act 1974 (Qld)
Property, Stock and Business Agents Act 1941 (NSW)
Public Charities Funds Act 1935 (SA)
Public Service Act 1996 (Qld)
Racing and Betting Act 1980 (Qld)
Rates and Land Tax Acts 1926 (ACT)
Recreation Grounds Rates and Taxes Exemption Act 1981 (SA)
Retail Trading Hours Act 1987 (WA)
Road Safety Act 1986 (Vic)
Sex Discrimination Act 1994 (Tas)
Stamp Act 1894 (Qld)
Stamp Act 1921 (WA)
Stamp Duties Act 1920 (NSW)
Stamp Duties Act 1923 (SA)
Stamp Duties Act 1931 (Tas)
Stamp Duties and Taxes Act 1987 (ACT)
Stamps Act 1958 (Vic)
Succession Act 1981 (Qld)
Supreme Court Civil Procedures Act 1932 (Tas)
Trade Unions Act 1958 (Vic)
Trustee Act 1898 (Tas)
Trustee Act 1925 (NSW)
Trustee Act 1936 (SA)
Trustee Act 1958 (Vic)
Trustees Act 1962 (WA)
Trusts Act 1973 (Qld)
Variation of Trusts Act 1994 (Tas)
Variation of Trusts Regulations 1994 (Tas)
Vocational Education and Training Act 1996 (WA)
Water Boards Act 1904 (WA)
Water Supply Authorities Act 1987 (NSW)
Waterworks Act 1932 (SA)
Wills Act 1997 (Vic)



Australian Government
Australian Taxation Office

Application for endorsement as a tax concession charity

Complete this application if your organisation wants to apply for endorsement to access one or more of the following concessions:

- income tax exemption
- GST charity concessions
- fringe benefits tax (FBT) rebate
- fringe benefits tax (FBT) exemption

This application should be completed by a person authorised by the organisation to act on its behalf.

A charity seeking endorsement as a deductible gift recipient should apply on an *Application for endorsement as a deductible gift recipient* (NAT 2945).

106510504

If the pre-printed address is incorrect or not supplied, please print your organisation's correct address in the box above.

To complete this application:

- Use **BLOCK LETTERS** and print one character per box.

2	0	0	5
---	---	---	---
- Place an

X

 in all relevant boxes. • Print clearly, using a black pen only. • All questions must be answered unless advised otherwise.
- Read the accompanying instructions – *Instructions for endorsement as a tax concession charity* (NAT 10652)

Applicant information

1 Your organisation's Australian business number (ABN) is:

If the pre-printed ABN is incorrect or not supplied, please print your organisation's correct ABN here.

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

2 Your organisation's legal name is:

If the pre-printed name is incorrect or not supplied, please print your organisation's correct legal name here

Handwriting practice lines with a grid pattern. The first row contains the letters 'S', 'E', 'V', 'E', 'N' written in a cursive style. The second row contains the letters 'S', 'E', 'V', 'E', 'N' written in a cursive style.

3 What entity type best describes your organisation? Place an ☒ in one box only.

- ☐ charitable fund ☐ public benevolent institution
- ☐ charitable institution ☐ health promotion charity

4 Is your organisation a hospital?

Yes		No	
-----	--	----	--

Note: If Yes, your organisation does not need to be endorsed to receive the FBT exemption up to the \$17,000 cap per employee.

5 What is your organisation's main charitable purpose? Place an ☒ in one box only.

- ☐ advancement of health
- ☐ advancement of education
- ☐ advancement of social and community welfare
- ☐ advancement of religion
- ☐ advancement of culture
- ☐ advancement of the natural environment
- ☐ other purposes beneficial to the community

If you selected 'other', describe your organisation's main charitable purpose.

[illegible]

6 What are the areas of your organisation's main charitable activities? Place an ☒ in all boxes that apply.

- ☐ representative or peak body for other charities
 ☐ aged persons
 ☐ science
- ☐ education
 ☐ youth
 ☐ research
- ☐ religion
 ☐ child care
 ☐ culture
- ☐ poverty
 ☐ health
 ☐ environment
- ☐ disaster relief
 ☐ Indigenous
 ☐ animals
- ☐ people with disabilities
 ☐ unemployment
 ☐ moral improvement
- ☐ public works and utilities
 ☐ defence and public order
 ☐ other
- ☐ locality or neighbourhood
 ☒ industry, commerce, agriculture

If you selected 'other', describe your organisation's main charitable activities.

7 Governing documents:

- (a) Does your organisation have written governing documents?
Yes ☐ go to part (b) No ☐ refer to the instructions that accompany this application
- (b) Do those documents contain a suitable non-profit and winding up clause?
Yes ☐ go to question 8 No ☐ refer to the instructions that accompany this application

8 In what year was your organisation established?

9 To what extent does your organisation pursue its purposes outside Australia? %

			%
--	--	--	---

10 What percentage of your organisation's expenses are devoted to pursuing its purposes outside Australia? %

			%
--	--	--	---

Endorsement information

11 Is your organisation applying for:

- (a) endorsement of your organisation as a whole ☐ go to question 12
or
(b) endorsement for an FBT exempt public benevolent institution employer that your organisation operates (up to a \$30,000 cap per employee) ☐ provide details below
Please note this does not apply to hospitals that your organisation operates.

The name of the public benevolent institution employer your organisation operates.

The address of the public benevolent institution employer your organisation operates (if different from your organisation's address)

[illegible]

Suburb or town

State/Territory: Postcode

Country If outside Australia

[illegible]

From what date would your organisation like to be endorsed?

Day Month Year

this date cannot be earlier than 1 July 2005

If your organisation is seeking endorsement for more than one public benevolent institution employer that it operates, you will need to lodge a separate endorsement application for each one.

12 What charity tax concessions is your organisation applying to be endorsed for and from what date?

- (a) ☐ all available tax concessions

BT

- (b) one or more of the following:

this date cannot be
earlier than 1 July 2000

- ☐ income tax exemption

this date cannot be
earlier than 1 July 2005

- ☐
- GST charity concessions

this date cannot be
earlier than 1 July 2005

- ☐ FBT rebate up to a \$30,000 cap per employee - applies to charitable institutions only

this date cannot be
earlier than 1 July 2005

- ☐ FBT exemption up to a \$30,000 cap per employee - applies to public benevolent institutions and health promotion charities only, does not apply to hospitals

Financial information

- 13 Are your organisation's financial statements audited by an independent auditor each year? Yes ☐ No ☐

Note: If the year your organisation was established is the current year, please put the current year.

Year				
------	--	--	--	--

- 15 For that year provide the following information (in whole dollars) (ALL fields MUST be entered. If there is a NIL amount insert 0 in that field)

Note: If the year your organisation was established is the current year, please provide an estimate.

end of year book value of net assets \$

RECEIPTS (whole dollars only)

TOTAL RECEIPTS \$ [] [] [] [] [] [] [] [] .00

OUTGOINGS (whole dollars only)

113

TOTAL OUTGOINGS \$ [] [] [] [] [] [] [] [] .00

16 Does your organisation own shares in a company that is not listed on a stock exchange? Yes ☐ No ☐

17 Does your organisation provide property of any kind for the use of associated persons? Yes ☐ No ☐

18 Does your organisation make loans? Yes ☐ No ☐

19 Has your organisation purchased property of any kind (including money) from associated persons? Yes ☐ No ☐

20 Has your organisation sold property of any kind (including money) to associated persons? Yes ☐ No ☐

Declaration

I am authorised to make this declaration on behalf of the organisation. The information contained within this application is true and correct.

Signature

Name of signatory

Position held

Business hours phone number (8.30am to 5.30pm weekdays)

Mobile phone number

Date Day / Month / Year

Penalties may be imposed if you provide false or misleading information.

Please provide the time taken (in minutes) to complete this application. minutes

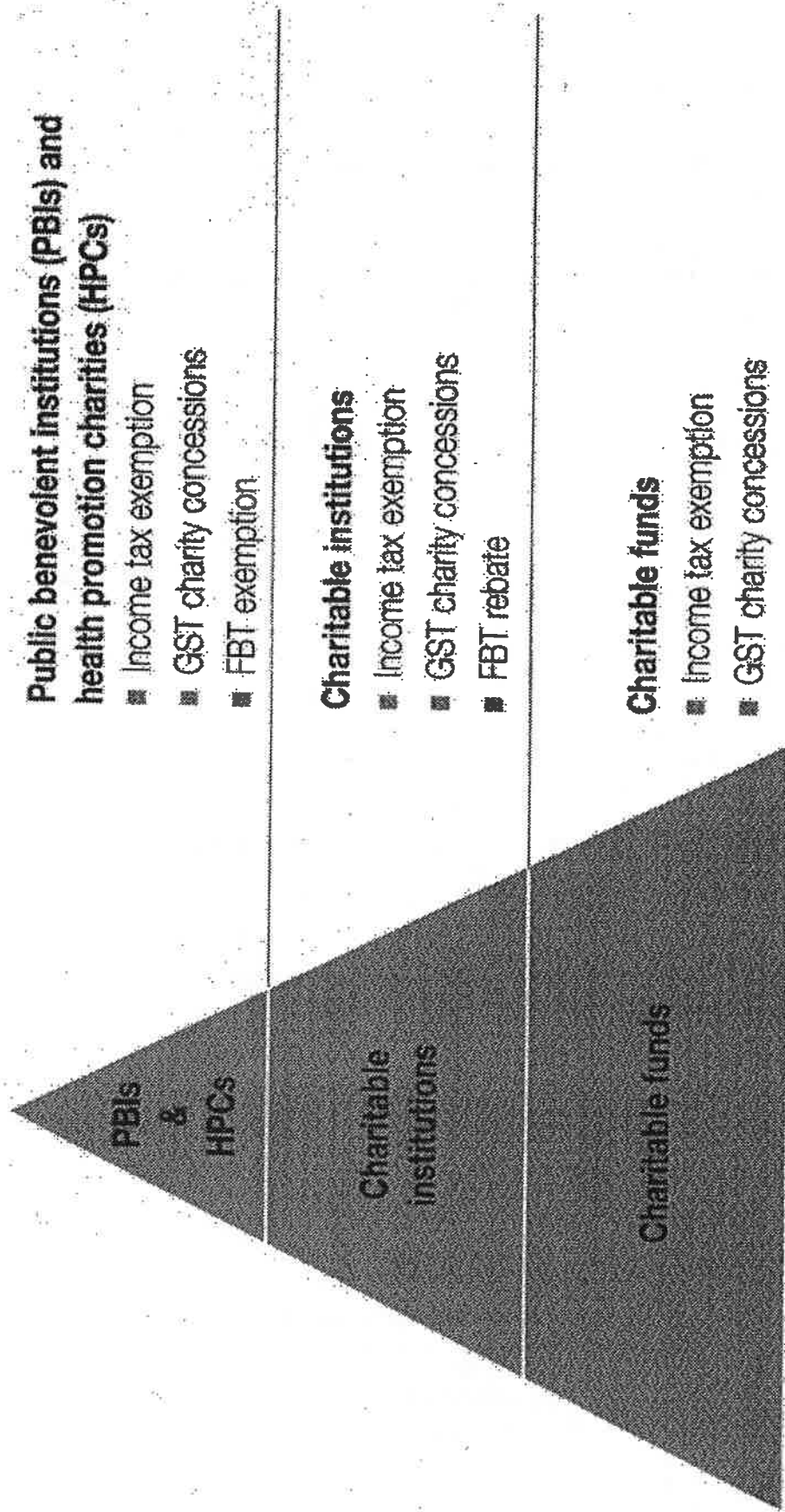
Privacy

The information requested in this application is required for your organisation's endorsement as a tax concession charity under the Income Tax Assessment Act 1997, Fringe Benefits Tax Assessment Act 1986, A New Tax System (Goods and Services Tax) Act 1999 and the Taxation Administration Act 1953.

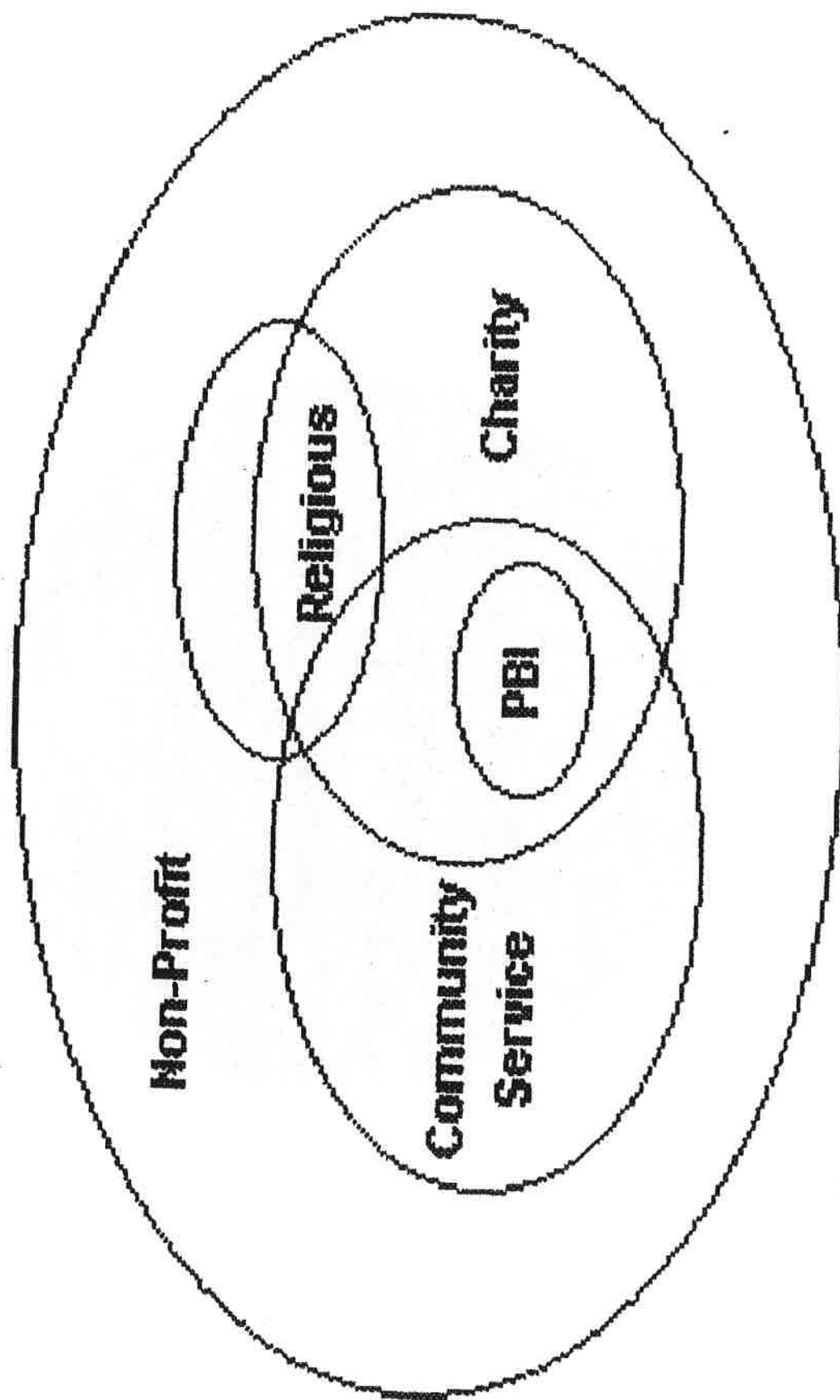
Send your completed application to:

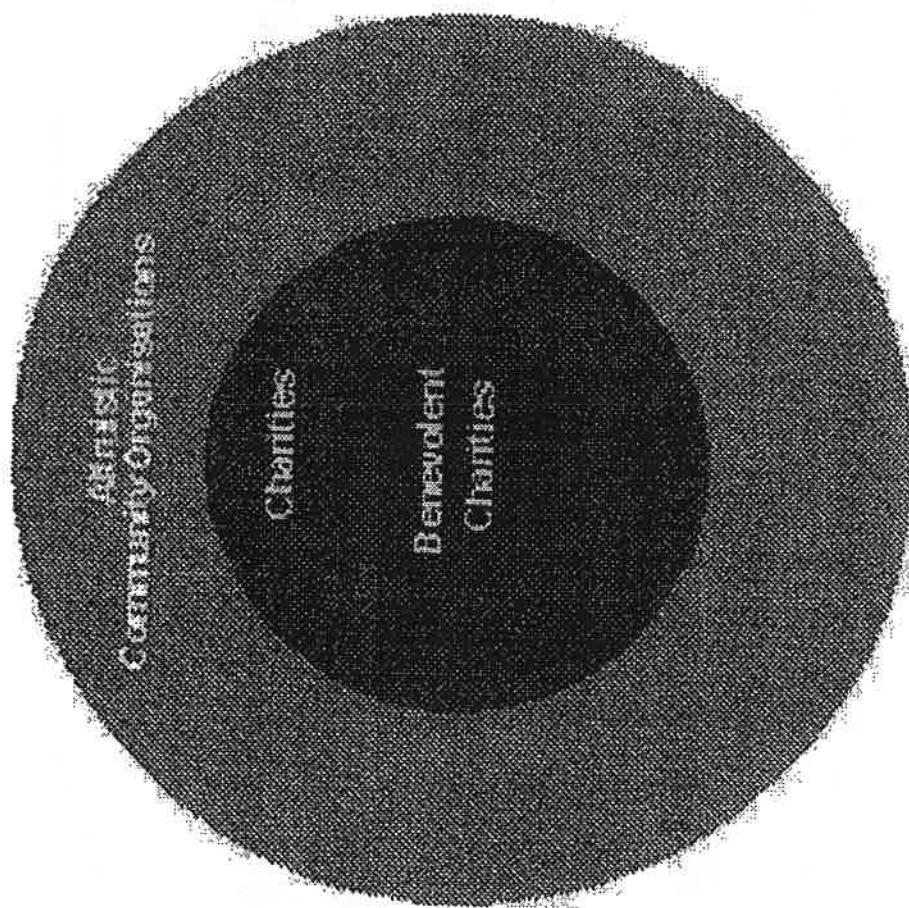
Australian Taxation Office
PO Box 3373
Albury NSW 2640

Overview of charity types and related concessions



Note: Endorsement as an income tax exempt charity is a condition for entitlement to refunds of franking credits.





Interstate Comparison as at 1 January 2005

PAY-ROLL TAX SCALES								
	WA	NSW	VIC	QLD	SA	TAS	NT	ACT
Exemption Threshold \$	750,000	600,000	550,000	850,000	504,000	1,010,000	800,000	1,250,000
Max Rate %	5.50	6.00	5.25	4.75	5.50	6.10	6.20	6.85
Tax Scale	Marginal rate of 5.50% of pay-roll in excess of \$750,000	Marginal rate of 6.00% of pay-roll in excess of \$600,000	Marginal rate of 5.25% of pay-roll in excess of \$550,000	Average rate slides from 0 % at \$850,000 to 4.75% at \$3.4m	Marginal rate of 5.50% of pay-roll in excess of \$504,000	Marginal rate of 6.10% of pay-roll in excess of \$1,010,000	Marginal rate of 6.20% of pay-roll in excess of \$800,000	Marginal rate of 6.85% of pay-roll in excess of \$1,250,000

TAX PAYABLE AT SELECTED PAY-ROLLS								
Annual Pay-roll \$	WA	NSW	VIC	QLD	SA	TAS	NT	ACT
700,000	—	6,000	7,875	—	10,780	—	—	—
1,000,000	13,750	24,000	23,625	9,500	27,280	—	12,400	—
2,000,000	68,750	84,000	76,125	72,833	82,280	60,390	74,400	51,375
3,000,000	123,750	144,000	128,625	136,167	137,280	121,390	136,400	119,875
5,000,000	233,750	264,000	233,625	237,500	247,280	243,390	260,400	256,875
10,000,000	508,750	564,000	496,125	475,000	522,280	548,390	570,400	599,375
20,000,000	1,058,750	1,164,000	1,021,125	950,000	1,072,280	1,158,390	1,190,400	1,284,375

AVERAGE TAX RATES								
Annual Pay-roll \$	WA	NSW	VIC	QLD	SA	TAS	NT	ACT
700,000	—	0.86	1.13	—	1.54	—	—	—
1,000,000	1.38	2.40	2.36	0.95	2.73	—	1.24	—
2,000,000	3.44	4.20	3.81	3.64	4.11	3.02	3.72	2.57
3,000,000	4.13	4.80	4.29	4.54	4.58	4.05	4.55	4.00
5,000,000	4.68	5.28	4.67	4.75	4.95	4.87	5.21	5.14
10,000,000	5.09	5.64	4.96	4.75	5.22	5.48	5.70	5.99
20,000,000	5.29	5.82	5.11	4.75	5.36	5.79	5.95	6.42

Financial Transactions Taxes

Debits Tax

Debits tax is levied on all withdrawals (including cash withdrawals) from accounts on which cheques can be drawn. The tax was transferred by the Commonwealth to State governments from 1 January 1991. In Western Australia, it is collected under the *Debits Tax Act 2002* and the *Debits Tax Assessment Act 2002*, which are administered by the Office of State Revenue.

Legislation has been passed to abolish debits tax from 1 July 2005.

Rate of Tax

Size of Withdrawal	Tax Payable
\$	\$
0 – 1	Nil
1 – 99	0.30
100 – 499	0.70
500 – 4,999	1.50
5,000 – 9,999	3.00
10,000 and over	4.00

Exemptions

Accounts operated by government departments and non-commercial authorities (for all levels of government) and non-profit religious, educational, hospital and charitable bodies are eligible for exemption from debits tax.

Interstate Comparison

DEBITS TAX RATES								
Size of Withdrawal \$	WA \$	NSW \$	VIC \$	QLD \$	SA \$	TAS \$	NT \$	ACT \$
1 – 99	0.30	Abolished 1 January 2002	0.30	0.30	0.30	0.15	0.15	0.30
100 – 499	0.70		0.70	0.70	0.70	0.35	0.70	0.70
500 – 4,999	1.50		1.50	1.50	1.50	0.75	1.50	1.50
5,000 – 9,999	3.00		3.00	3.00	3.00	1.50	3.00	3.00
10,000 and over	4.00		4.00	4.00	4.00	2.00	4.00	4.00

Interstate Comparison

CONVEYANCE DUTY SCALES

	WA	NSW	VIC	QLD	SA	TAS	NT ^(a)	ACT
Min Rate (%)	2.0	1.25	1.4	1.5	1.0	1.5 ^(b)	2.1	2.00
Min Threshold (\$'000)	0	0	0	0	0	1.3	0	0
Max Rate (%)	5.4	5.5	5.5	3.75	5.5	4.0	5.4	6.75
Max Threshold (\$'000)	500	1,000	870	500	500	225	500	1,000

^(a) For conveyances less than \$500,000, duty is derived by the formula $D = (0.065 \times V^2) + 21V$, where D = duty payable in \$ and V = value of property transferred divided by 1000. Over \$500,000, duty is 5.4% of the property value.

^(b) Duty of \$20 applies for values below \$1,300.

An interstate comparison of stamp duty payable on various property values is as follows:

CONVEYANCE DUTY PAYABLE ON SELECTED PROPERTY VALUES

Property Value	WA	NSW	VIC	QLD	SA	TAS	NT	ACT
\$'000	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$
50	1,000	765	1,000	975	1,080	1,050	1,213	1,000
100	2,200	1,990	2,200	2,350	2,830	2,425	2,750	2,000
150	4,200	3,740	4,660	3,975	4,830	3,925	4,613	3,750
250	8,200	7,240	10,660	7,225	8,955	7,550	9,313	7,500
500	20,700	17,990	25,660	15,975	21,330	17,550	26,750	20,500
1,000	47,700	40,490	55,000	34,725	48,830	37,550	54,000	49,250
5,000	263,700	260,490	275,000	184,725	268,830	197,550	270,000	319,250

Note: The above table does not include New South Wales' vendor duty levied on sellers of investment property.

AVERAGE TAX RATES

Property Value	WA	NSW	VIC	QLD	SA	TAS	NT	ACT
\$'000	%	%	%	%	%	%	%	%
50	2.00	1.53	2.00	1.95	2.16	2.10	2.43	2.00
100	2.20	1.99	2.20	2.35	2.83	2.43	2.75	2.00
150	2.80	2.49	3.11	2.65	3.22	2.62	3.08	2.50
250	3.28	2.90	4.26	2.89	3.58	3.02	3.73	3.00
500	4.14	3.60	5.13	3.20	4.27	3.51	5.35	4.10
1,000	4.77	4.05	5.50	3.47	4.88	3.76	5.40	4.93
5,000	5.27	5.21	5.50	3.69	5.38	3.95	5.40	6.39

Interstate Comparisons

LAND TAX SCALES

	WA	NSW	VIC	QLD	SA ^(a)	TAS	NT	ACT
Min Threshold	\$100,000	\$0	\$175,000	\$275,997	\$50,000	\$15,000	Not Levied	\$0
Max Threshold	\$5,000,000	\$317,000	\$2,700,000	\$1,500,000	\$1,000,000	\$500,000		\$225,000
Min Tax Rate	0.15%	0.40%	0.10%	0.20%	0.35%	0.55%		1.00%
Max Tax Rate	2.50%	1.40%	4.00%	1.80%	3.70%	2.50%		1.70%

LAND TAX PAYABLE

Land Value \$	WA \$	NSW \$	VIC \$	QLD \$	SA \$	TAS \$	NT \$	ACT \$
20,000	—	—	—	—	—	53	Not Levied	200
50,000	—	200	—	—	—	218		500
100,000	150	400	—	—	175	493		1,000
150,000	225	600	—	—	350	1,118		1,600
200,000	300	800	200	—	525	1,743		2,300
500,000	1,590	2,200	800	2,427	4,175	8,493		7,325
1,000,000	9,473	9,200	5,755	8,741	12,425	20,993		15,825
5,000,000	96,073	65,200	145,905	73,134	160,425	120,993		83,825

AVERAGE TAX RATES

Land Value \$	WA %	NSW %	VIC %	QLD %	SA %	TAS %	NT %	ACT %
20,000	—	—	—	—	—	0.26	Not Levied	1.00
50,000	—	0.40	—	—	—	0.44		1.00
100,000	0.15	0.40	—	—	0.18	0.49		1.00
150,000	0.15	0.40	—	—	0.23	0.75		1.07
200,000	0.15	0.40	0.10	—	0.26	0.87		1.15
500,000	0.32	0.44	0.16	0.49	0.84	1.70		1.47
1,000,000	0.95	0.92	0.58	0.87	1.24	2.10		1.58
5,000,000	1.92	1.30	2.92	1.46	3.21	2.42		1.68

- (a) The South Australian Government announced in February 2005 that a new land tax scale will apply fully in 2005-06. The new scale will increase the exemption threshold from \$50,000 to \$100,000, and reduce the minimum tax rate from 0.35% to 0.30%. A related partial rebate paid to land holders in 2004-05 is not taken into account in these tables.



Australian Government
添付資料5
Australian Taxation Office

Application for endorsement as a deductible gift recipient



29480504

Complete this application if your organisation wants to apply for endorsement as a deductible gift recipient, and your organisation meets the requirements to be entitled to endorsement.

This application should be completed by a person authorised by the organisation to act on its behalf.

A charity seeking endorsement as a tax concession charity should apply on an Application for endorsement as a tax concession charity (NAT 10651).

If the pre-printed address is incorrect or not supplied, please print your organisation's correct address in the box above.

To complete this application:

- Use BLOCK LETTERS and print one character per box.
- Place an ☒ in all relevant boxes.
- Print clearly, using a black pen only.
- All questions must be answered unless advised otherwise.
- Read the accompanying instructions - Instructions for endorsement as a deductible gift recipient (NAT 2949).

Applicant information

1 Your organisation's Australian business number (ABN) is:

If the pre-printed ABN is incorrect or not supplied, please print your organisation's correct ABN here.

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

2 Your organisation's legal name is:

If the pre-printed name is incorrect or not supplied, please print your organisation's correct legal name here.

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0

3 Are you applying for:

(a) endorsement of your organisation as a whole as a deductible gift recipient? ☐

or

(b) endorsement of your organisation as a deductible gift recipient for a fund, authority or institution your organisation owns or includes? ☐

Please provide details below

The legal name of your organisation's fund, authority or institution

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0

The address of your organisation's fund, authority or institution (if different from your organisation's address)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0

Suburb or town

State/Territory

Postcode

Country (if outside Australia)

If your organisation is seeking endorsement for more than one fund, authority or institution that it operates, you will need to lodge a separate endorsement application form for each one.

4 Which item number applies to your organisation or to your organisation's fund, authority or institution?

See the **添付資料5** more information. Show all items that apply.

Item number -

Item number

Item number -

Item number

5 Is your organisation or your organisation's fund, authority or institution in Australia?

If not, your organisation is not entitled to endorsement.

See the instructions for more information.

Yes ☐

No ☐

6 From what date does your organisation want to be endorsed as a deductible gift recipient?

This date cannot be earlier than 1 July 2000.

Day Month Year

Declaration

I am authorised to make this declaration on behalf of the organisation. The information contained within this application is true and correct.

Signature _____

Name of signatory

Position held

Business hours phone number (8.30am to 5.30pm weekdays)

Mobile phone number

Day Month Year

Date

Penalties may be imposed if you provide false or misleading information.

Please provide the time taken (in minutes) to complete this application. minutes

minutes

Privacy

The information requested in this application is required for your organisation's endorsement as a deductible gift recipient under the *Income Tax Assessment Act 1997* and the *Taxation Administration Act 1953*.

Send your completed application to:

Australian Taxation Office

PO Box 3373

Albury NSW 2640

TAXATION CONCESSIONS AVAILABLE TO CHARITABLE AND RELATED ENTITIES

Tax concessions (a)	Entity types (a)					
	Not-for-profit organisation (b) (d)	Community service organisation (c) (d)	Charity (c) (d) (e)	Public benevolent institution (PBI) (c) (d) (e) (f)	Religious institution (c) (d)	Deductible gift recipient (DGR) (c) (d) (f)
Tax-free threshold of \$416						
Income tax exemption						
Receives deductible gifts						
Refund of imputation credits						
Fringe benefits tax (FBT) rebate						
FBT exemption						
GST non-profit concessions						
GST charity/gift-deductible entity concessions						
GST religious organisation concessions						

- Indicates that taxation provisions specify that this entity type is entitled to this tax concession, or conversely, that this tax concession is available to this entity type.
- (a) Refer to the glossary that follows for further details of entity types and tax concessions.
- (b) 'Non-profit' is the term used in Australian Taxation Office (ATO) publications and relevant legislation.
- (c) These entities also have the attribute of being non-profit.
- (d) These entity types may also satisfy the criteria for other entity types, eg. all these entity types are non-profit and therefore are entitled to the concessions available to non-profit organisations; a charity or community service organisation could also be a DGR and therefore entitled to gift deductibility, and a PBI could also be a charity and therefore entitled to the concessions available to charities.
- (e) A charity must be endorsed as an income tax exempt charity to be entitled to income tax exemption.
- (f) An entity falling under one of the general categories of DGR must be endorsed to receive deductible gifts.
- (g) The GST concessions apply only to certain transactions of the entities indicated.

Source: Report of the Charity Definitions Inquiry (2001).

添付資料7

『チャリティ法案（試訳）』

この『チャリティ、公益目的、および関連諸目的の定義に関する法律（略称：2003年チャリティ法）』の素案は3章12条からなるが、以下その概要を紹介する。

第1章 前文

第1条～第3条（省略）

第2章 チャリティ

第4条 中心的な定義

- (1) 全ての制定法でいうチャリティ、慈善団体(Charitable Institution), もしくはその他の慈善的な組織(Charitable Body)とは、下記の団体を指す。
 - (a) 非営利目的の団体であること、および
 - (b) 慈善的(Charitable)であり、サブセクション(2)適用の場合を除き、かつ公益(the Public Benefit)に資することを最優先の目的とすること、さらに
 - (c) この最優先目的の推進、支援とは無関係な活動には、従事しないこと、さらに
 - (d) 不適格な目的を有しないこと、さらに
 - (e) 重大な犯罪行為に、過去・現在とも荷担していないこと、さらに
 - (f) 個人、パートナーシップ、政党、老齢退職基金(Superannuation Fund)、行政機関ではないこと。
- (2) 下記の団体については、当該団体の最優先目的が公益に資することを要しない。
 - (a) 開放的、かつ差別的な加入条件のない自助グループ
 - (b) 世間一般の人々の求めに応じて恒常的に信心深い第三者の参加の機会を提供する、閉鎖的ないしは黙想中心の宗教的な修道会(Religious Order)

第5条 非営利目的の団体

以下の団体が、非営利目的の団体である。

- (a) 活動中または解散時のいずれにおいても、当該団体の所有者、構成員を含む、特定の人間に対する利益や利得を目的とする活動を行わないこと、かつ

- (b) 活動中または解散時のいずれにおいても、当該団体の所有者、構成員を含む、特定の人間に対して利益や資産の分配を行わないこと。

第6条 最優先目的

- (1) 以下に該当する限り、当該団体は、慈善性(Charitable)を最優先目的とするものとする。
 - (a) 慈善的(Charitable)な1つ以上の目的を有すること、さらに
 - (b) 慈善的な目的の推進、支援、もしくはその補助的、付随的な各種の目的を有すること。
- (2) 以下に該当する限り、当該団体は、公益性を最優先目的とするものとする。
 - (a) 公益に資する(for the Public Benefit)1つ以上の目的を有すること、さらに
 - (b) 公益に資する目的の推進、支援、もしくはその補助的、付随的な各種の目的を有すること。

第7条 公益性

- (1) 当該団体が有する目的が、以下に該当する場合に限り、公益に資するものとする。
 - (a) 普遍的、もしくは万人共通の善行(Universal or Common Good)の達成を狙いとし、かつ
 - (b) 実用性(Practical Utility)があること、さらに
 - (c) 社会一般、もしくはその相当部分の利益を目指すものであること。
- (2) 利益を目指すべき対象者が数的に非常に少ない場合には、その目的が社会一般の相当部分の利益を目指すものとは云えない。
- (3) 上記(2)の規定は、社会一般、もしくはその相当部分の利益に資することを目的としない、その他の状況を制限するものではない。

第8条 不適格な目的

- (1) 違法な活動に従事することを目的とするものは、不適格な目的である。
- (2) 以下の目的は、いずれも不適格な目的である。
 - (a) 政党や政治的な大義の擁護を目的とすること、
 - (b) 公職選挙の候補者の支援を目的とすること、
 - (c) 法律改定や政策変更の試みを目的とすること。これらの目的の1つ、あるいはそれ以上が独立もしくは共同し

て、当該団体が関係するその他の目的の補助的、ないしは付随的なものの域を超えている場合には、不適格である。

第9条 開放的、かつ差別的な加入条件のない自助グループ

以下の団体は、開放的、かつ差別的な加入条件のない自助グループである。

- (a) 開放的、かつ差別的な加入条件のない会員制による個人からなる社団(an Association of Individuals)であること、かつ
- (b) 特定の障害、差別を蒙っていたり、あるいは困窮している個人を支援する目的で設立されたこと、さらに
- (c) 不当な不利益、差別、あるいは困窮に悩んでいる個人により構成されたり、管理されていること、さらに
- (d) 会員資格のための全基準が、当該目的に関連していること、さらに
- (e) 会員制度が、上記基準を満たす全ての個人に対して開放されていること。

第3章 慈善目的

第10条 慈善目的への言及

- (1) 全ての制定法でいう慈善目的(Charitable Purposes)とは、下記の諸目的のいずれかを指す。
 - (a) 健康の増進、
 - (b) 教育の振興、
 - (c) 社会もしくは地域の福祉の増進、
 - (d) 宗教の普及、
 - (e) 文化の振興、
 - (f) 自然環境の保護、
 - (g) 地域の利益に資するその他の目的。
- (2) 振興(Advancement)とは、保護、維持、支援、研究調査、改善を含むものである。

第11条 社会もしくは地域の福祉の増進

下記のものは、その構成要件について格別の限定をせずに、社会もしくは地域の福祉の増進に含まれるものとする。

- (a) 児童や青少年の養護、支援ならびに保護、および
- (b) 特に、児童の養護サービスの提供。

第12条 宗教 (省略)

第5章 ニュージーランドにおける非営利組織の財務報告

公益法人協会客員研究員 城多 努

5-1. ニュージーランドの財務報告制度

5-1-1. はじめに

ニュージーランドにおける会計制度の特徴として、しばしば取り上げられるのが企業会計システムの公会計の適用と、官民を問わない企業会計ベースの会計フレームワークの存在である。1970年代後半に端を発するニュージーランドの行政改革において、企業会計的手法、すなわち複式簿記システムの活用や原価計算・管理会計を用いたマネジメント手法は、一定の成果をもたらすとともに、全世界の公会計の動向に大きな影響を与えたものとして評価されている。

企業会計のフレームワークが公会計にも拡大したことは、ニュージーランドにおける非営利組織の会計システムの発達においても無縁ではなかった。同国の非営利組織における会計システムは、これまで独自のフレームワークを持つほどには発達してこなかった。企業会計が公会計にも拡大したことにより、政府部門および産業界に比べ規模が小さい非営利セクターの会計制度もまた、独自のフレームワークを持たないまま現在に至ることになった。かくしてニュージーランドでは公会計および非営利会計の両方が、企業会計に包含された会計制度のフレームワークが形成されることになった。

5-1-2. 1993年財務報告法

現在ニュージーランドにおける財務報告を規定するのは、1993年に制定された財務報告法(Financial Reporting Act 1993)であり、これはセクターを問わず適用される財務報告における基本法として機能する。また会計基準の設定主体は、ニュージーランド会計基準レビュー委員会(Accounting Standard Review Board: ASRB)である。これらの法規および基準は、一般公衆に向けて財務報告を行わなければならないすべての主体に適用されるものであり、特別の目的をもってなされる財務報告は、通常特別の法規に規定されることから、この限りではない。またこの財務報告法は「いかなる主体が財務報告を行うか」について規定するものではなく、財務報告を行うか否かについては、あくまでも当該主体の根拠法令に依存することになる。

したがって財務報告法においては報告主体(Reporting Entity)という用語が

用いられ、民間セクター、政府セクターの両方に用いられるセクター中立的な財務報告体系が定義されている。ここにおいて財務報告法が財務報告のための書類として位置づけるものは

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書（非営利組織では収支計算書）
- ・ キャッシュフロー計算書
- ・ 貸借対照表および損益計算書の注記ないし付属関連文書

である。ただしこれらの財務諸表の名称は、ニュージーランド会計基準において異なる名称を与えられているものもある。また法定されていないが、会計基準によって会計慣行として作成が求められるものもある。財務諸表の詳細については後節で記述する。

また財務報告法では会計基準設定主体である **Accounting Standard Review Board(ASRB)** についての規定もあり、その機能と権限を定めている。

5－2．法人類型と財務報告

上述のようにニュージーランドでは、いかなる主体が財務報告を行うかは財務報告法ではなく、それぞれの主体の設立根拠となる法令に依存することから、非営利組織における財務報告を整理する場合はその点に留意する必要がある。本節では以下、非営利組織が通常用いる法人類型別に、それぞれの財務報告のあり方を整理することとする。

5－2－1．非営利社団法人

ニュージーランドの非営利組織の代表的な法人類型として、1908年非営利社団法人法(**Incorporated Societies Act 1908**)による非営利社団法人がある。同法第23条に、非営利社団法人に課せられた財務報告の規定がある。非営利社団法人は毎年、登記官の求めに応じ、以下の計算書類を提出できるようにしなければならない。

- ・ 前年度の収支計算書
- ・ 前期末の財産目録（資産・負債の状況）
- ・ 法人の資産・負債の詳細

また、これらの書類には複数の事務担当者の署名が必要であり、法人の社員総会において承認されなければならない。

なお、非営利社団法人が証券を発行しているケースでは上記の規定はあてはまらず、財務報告法に準拠した財務報告が求められることになる。

5-2-2. 会社法に基づく会社

ニュージーランドにおける非営利組織では、会社法に基づいて会社を設立し活動を行うものが多く見られる。これらの法人の財務報告は、会社法の定めるところに従って行われる。1955年会社法では第151条から167条、1993年会社法では第194条から214条において会計、監査および財務報告が規定されている。

非営利組織が会社形態を採った場合、財務報告のあり方は会社法の規定および一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠する。しかし全ての組織に対し一律に同様の報告義務が課されるのではなく、組織の規模および会社の所有のあり方に応じて、取り扱いが異なることになる。

財務報告法では、第2条において財務報告が基本的に免除される会社について定義している。そこでは

- ・ 総資産45万NZD（ニュージーランドドル、以下NZDと略）
- ・ 年間収支100万NZD以下
- ・ 企業グループの一部ではないこと（当該会社の子会社である場合、もしくは子会社をもっていない）
- ・ 株主数が25人以下であること

とされ、これらのいずれかにあてはまれば小規模な会社については財務報告にかかるコストとその効果を勘案し、免除することとされている。免除された会社のことを **Exempt Companies** (もしくは **Exempt Entities**) と呼ばれ、財務報告が課せられる **Reporting Companies** (もしくは **Reporting Entities**) と区別する。ただし、証券を発行している会社、海外会社のニュージーランド支社に対してはこの規定は適用されず、規模の如何を問わず財務報告が求められることになる。

また **Reporting Companies(Entities)** に分類された会社も、会計基準への完全準拠が求められるものと、基準適用が一部免除されるものとに区分される。その基準は

- ・ 総利益500万NZD
- ・ 総資産250万NZD
- ・ 従業員20名

であり、これらのうち2つを上回る会社については会計基準の適用が一部免除される。またこれとは別に、会社の株主が全て取締役会のメンバーであるような会社も、基準適用の一部免除が受けられる。無論これらの条件を満たした場

合であっても、基準完全準拠の財務諸表の作成は妨げられない。またここでも証券発行会社については、基準適用の一部免除は認められない。

5-2-3. 友愛組合・信用組合法に基づく非営利組織

1982年友愛組合・信用組合法(Friendly Societies and Credit Unions Act 1982)に基づいて設立された組織の場合は、同法第59条から77条までの規定に従い、財務報告を行うことになる。同法では友愛組合・信用組合が

- ・ 会計記録を適切に保持すること
- ・ 財務状況計算書（貸借対照表に相当）の作成
- ・ 収支計算書の作成
- ・ 登記官に対する年次申告書（財務諸表を含む）の提出

することを求められている。また各友愛組合・信用組合は毎年、財務諸表について公認会計士による監査が義務付けられている。ただし以下に当てはまる場合には監査が免除される。

- ・ 年間の収支が2万NZD以下
- ・ 年度末の資産合計が2万NZD以下

なお、これら免除の規定をはじめとする友愛組合・信用組合法に関する会計の規定および免除規定については、証券を発行している組合の場合には適用されず、あくまで法令・会計基準に完全準拠することが求められる。

5-2-4. 産業協同組合

ニュージーランドにおける産業協同組合の場合、1908年産業協同組合法第8条の規定に基づき、財務諸表の作成、年次報告書と財務諸表の提出、監査が求められている。産業協同組合の場合も他の法人形態と同様に、証券を発行する主体である場合は、法令及び会計基準への完全準拠が求められる。

5-3. 財務諸表

ニュージーランドの財務報告法および会計基準によって規定されている財務諸表の種類は、日本において一般的に認知される財務諸表と大部分は共通するが、一部異なるものがある。その主たる構成は以下の通り。

- ・ 財務業績計算書
- ・ 資本変動計算書

- ・ 財務状況計算書
- ・ キャッシュフロー計算書
- ・ サービス業績計算書
- ・ 会計方針および財務諸表の注記

5-3-1. 財務業績計算書

ニュージーランドで財務業績計算書(Statement of Financial Performance)と呼ばれるものについての位置付けは、「一定の報告期間における収入、支出およびその結果としての余剰もしくは不足額を示すもの」(FRS2)というものである。これは営利企業一般における損益計算書に相当し、わが国の公益法人における正味財産増減計算書に相当するものでもある。この財務業績計算書作成に当たっての留意事項は以下の通りである。

- ・ 報告期間における総収入を対象とすること
- ・ 業務による収入と業務による支出を分けて表示するなどにより、組織の業績を説明することが出来るようにする
- ・ 経常的な余剰額および不足額を表示する（特別損益は除外）
- ・ これら余剰額および不足額は純額で表示する（特別損益を含む）
- ・ 経常的な余剰額および支出額を、継続する事業によるものと継続しない事業によるものとに区別する

なお会社の支配形態や規模により、会計基準適用が一部免除される組織については、

- ・ 経常的な余剰額と不足額について、継続的な事業によるものとそうでないものに区別する必要は無い
- ・ 配当収入と利子収入の一括表示可
- ・ 回収不能債権と回収不能の恐れのある債権の一括表示可
- ・ 監査人への報酬
- ・ 寄付

を区分表示しなくてもよいとされている。

ここまでは財務業績計算書の一般的な適用のあり方であるが、次に非営利組織とくにボランティア組織における財務報告における、同計算書のあり方を見る。

ニュージーランド勅許会計士協会では、そのガイドラインの中で、ボランティア組織における収入の核となるのは補助金や寄付金であることから、経常的な活動をまかなうことを目的にするもののほか、資本的支出にあてる目的のものも含むと解釈できよう。またその形態も現金のみではなく、土地や建物もこ

れに含めるべきであろう。加えてボランティア組織の行う商業活動や募金活動についても、その結果を相殺して表示するのではなく、収入と支出を区分すべきという立場をとっている（）。

また同協会はボランティア組織向けの財務業績計算書の表示内容として、以下のような例示を挙げている。

収入

- ・ 会費、購読料
- ・ 拠出金
- ・ 寄付（募金収入を含む）
- ・ 遺贈、遺産
- ・ 資金調達活動からの純収入
- ・ 補助金

事業収入

- ・ 入場料
- ・ コース受講料
- ・ 出版売上
- ・ 賃借料収入
- ・ その他の売上収入（物品・サービスの提供を含む）

投資収入

- ・ 配当収入
- ・ 利子収入
- ・ リース料収入

支出

経常費支出

- ・ 人件費
- ・ 賃借料、建設費など施設関係支出
- ・ 通信費
- ・ 印刷費、消耗品費
- ・ 一般管理費
- ・ 資金調達費
- ・ 減価償却費
- ・ 弁護士など専門家への費用
- ・ 監査報酬
- ・ 会議費
- ・ 諸謝金

- ・ 支払利息
- ・ 貸倒損失
- ・ 税

事業支出

- ・ 販売費

補助金・寄付金

- ・ 寄付
- ・ 補助金

5－3－2．資本変動計算書

資本変動計算書は、組織における余剰および不足額のうち、財務業績計算書において認識されない変動分を記載する計算書である。ニュージーランドの会計基準では、

- ・ オーナーへの分配
- ・ オーナーからの寄付
- ・ 資産再評価や為替差損益などによる収支など

を当該計算書によって開示すべき事項として挙げている（FRS2）。

しかしながらボランティア組織としての性格を考えた場合、オーナーへの分配額やオーナーからの寄付額といったものは現実問題として発生するとは考えられないことから、ボランティア組織における資本変動計算書では、専ら資産評価による差損益や為替差損益が認識・表示されるものと考えてよいだろう。

5－3－3．財務状況計算書

ニュージーランドの会計基準によれば、財務状況計算書は貸借対照表とも呼ばれ、ある時点（通常は期末）における資産、負債および資本を表示するものと位置づけられている（FRS2）。

会計基準で示されているのは、通常の営利企業における当該報告書の雛形であることから、ニュージーランド勅許会計士協会は、ボランティア組織における財務状況計算書の記載事項の例として、以下の項目を挙げる。

流動資産

- ・ 手許現金
- ・ 預金
- ・ 売掛金
- ・ 受取利息

- ・ 棚卸資産
- ・ 仕掛品
- ・ 貯蔵品
- ・ 定期預金（満期日が近いもの）
- ・ 短期保有有価証券
- ・ 短期貸付金

固定資産

- ・ 定期預金
- ・ 社債および投資債権
- ・ 貸付金
- ・ 株式
- ・ 土地
- ・ 建物
- ・ 借地
- ・ 設備
- ・ 備品
- ・ 車両
- ・ 機械

流動負債

- ・ 当座借越
- ・ 買掛金
- ・ 短期借入金

固定負債

- ・ 長期借入金

財務状況計算書において、全ての資産負債が漏れなく記載される必要は無い。しかし組織において重要性が高いものについて、網羅的に記載される必要がある。

ボランティア組織特有の資産、特に使途を指定して寄付された資産の処理に関して、勅許会計士協会は区分表示を求めている。ただしその資産にかけられた制限や条件については、財務状況計算書の注記により開示すべきとしている。すなわち財務諸表上でのファンド別会計は求められておらず、追加情報で足るものとしている。またボランティア組織が第三者のために保有する信託財産については、その当該組織が信託財産をコントロールし得るか否かをもって、開示の対象とするかどうかを決定すべきとしている。

5-3-4. キャッシュフロー計算書

ニュージーランドの会計基準において、上述の簡略な財務報告が認められる規模を上回る組織について、キャッシュフロー計算書を作成することを求めている（FRS2）。この計算書は文字通り現金とその等価物（当座預金など流動性が極めて高いものを含む）のフローを記録するものである。同計算書作成における一般的な留意事項として

- ・ 期中のキャッシュフローすべてを記録するものであること
- ・ キャッシュフローは①経常的活動によるもの、②投資活動によるもの、③融資活動によるもの、の三種類に区分すること
- ・ 期初と期末の貸借対照表における現金勘定を反映すること
- ・ 物品・サービス税の取り扱いは財務業績計算書と整合性を保つこと
- ・ 投資活動及び融資活動のうち、現金の移動を伴う部分のみを記載することを挙げる。またその他の留意事項として所得税、外国通貨および利息の区分表示、偶発事象などの区分表示などを求めている。

ボランティア組織の場合、キャッシュフローのうち遺贈されたものや基本財産についても、記載することが求められる。

5-3-5. サービス業績計算書

サービス業績計算書の目的は、ある組織が提供した物品およびサービスに関する業績を開示することである。一般的にボランティア組織はこの計算書を作成する義務はないが、作成することが推奨される（FRS2）。

サービス業績計算書は基本的に非財務情報を提供するものであり、たとえば組織における資源使用のあり方等、財務諸表上は現れてこないものの、依然として重要な情報を開示するものである。ニュージーランドの会計基準によれば、同計算書の記載内容として

- ・ 期中における組織のアウトプットに関する情報：量、質、場所、コストなどを提供する
- ・ サービス提供の計画と実績

を挙げる。

ニュージーランド会計士協会はボランティア組織が同計算書を作成する意義の背景として、ボランティア組織の多くが免税措置を受け、国や地方公共団体からの補助金を給付されている組織も多く、こういったボランティア組織には納税者に対し、資源の利用とサービス提供に関する説明責任を負っているという考え方を挙げる。またボランティア組織は寄付者に対しても同様の説明責任を負っており、この観点からもボランティア組織におけるサービス業績計算書

の作成意義を強調している。

5-3-6. 会計方針ステートメント

この書類は財務報告を行う組織が、財務諸表を作成する際に採用した会計方針を説明するものであり、財務諸表の利用者が財務諸表をより理解しやすいようにするのが目的である。この書類の記載事項は以下の通りである(FRS1)：

- ・ 財務報告がいかなる法令に準拠して行われているか
- ・ 費用認識の方法等
- ・ 採用した会計方針
- ・ 前回の財務報告と異なる会計方針を用いた場合は、その旨
- ・ 会計基準に準拠しない部分がある場合は、その旨
- ・ 会計基準の適用一部免除がある場合は、それが適用される基準と当てはまる旨
- ・ 報告主体に報告基準が適用もしくは不適用になった時点

ニュージーランド会計士協会は、ボランティア組織が会計方針ステートメントを作成する場合の記載事項例を、以下のように示している：

- ・ 費用認識の基準
- ・ 子会社や関連組織の会計方針
- ・ 物品・サービス税に関する会計方針
- ・ 会計基準の適用一部免除があるか否か
- ・ 減価償却方法と資産評価基準
- ・ 棚卸資産評価基準
- ・ 現金に分類されるものの定義
- ・ 会費、補助金、寄付金などの認識基準
- ・ 募金活動による収入と支出
- ・ 事業収益および支出
- ・ 投資収益
- ・ 使途制限のある基本財産、制限付の資産

5-3-7. 財務諸表の注記

これは文字通り財務諸表への注記であり、それぞれの財務諸表に関する補足説明のために作成される。ここでは詳細は省略するが、ニュージーランドの会計基準においては、財務諸表への注記事項が詳細に設定されている。ボランティア組織特有の注記のあり方については、ニュージーランド会計士協会は以下

のような指針を示している：

- ・ 理事会の構成、利害関係など
- ・ 会費の詳細
- ・ 補助金、寄付金、遺贈および基本財産の詳細
- ・ 使途制限付の財産と制限無し財産の詳細
- ・ 債権者の詳細
- ・ 物品による寄付、ボランティアサービスの詳細
- ・ その他組織の財務に関わる事項

5－4．財務報告法以外の財務報告

財務報告法に基づく財務報告以外に、ボランティア組織に課せられる報告義務として主なものは

- ・ 内国歳入部に対するファイリング
- ・ 公共機関との業務委託契約等における報告義務が挙げられる。

5－4－1．内国歳入部に対するファイリング

ニュージーランドではチャリティ団体等ボランティア組織が収益事業を行っている場合は、1994年所得税法の記載に従い、会計情報を内国歳入部に対して提出しなければならない。内国歳入部はIR10というフォームを準備し、その提出を求めている。IR10の主な記載内容は以下の通りである。

損益計算諸項目

- ・ 売上総収入
- ・ 売上原価
- ・ 売上総利益
- ・ 総収入
- ・ 費用内訳
- ・ 総費用

貸借対照表項目

- ・ 流動資産
- ・ 固定資産
- ・ その他資産
- ・ 資産合計
- ・ 流動負債

- ・ 総負債
- ・ 出資者ないし株主持分
- ・ 出資者ないし株主持分合計
- ・ その他情報（評価損、キャピタルゲイン等）

この情報は毎年の納税申告の際に求められるものであり、公表のための情報ではなく、あくまでも課税当局側が必要とする情報の収集を目的としたものであることから、公開を原則とした財務報告のあり方とは基本的に異なっている。実際にフォーム自身はコンピュータでの読み取りが可能な形式になっており、迅速な収集情報の処理が図られている。

5-4-2. 公共機関との業務委託契約等における財務報告

ニュージーランド大蔵省は、政府機関と非営利組織との間に行政サービス委託等の契約を結ぶ場合のガイドラインを2003年に作成し、公表している。このガイドラインにおいて、サービスを受託する非営利組織は公金に対する説明責任を負っており、それが適切に果たされるような体制が必要である旨を記述している。政府にとって非営利組織との契約によって拠出した資金に対して適切な財務報告がなされることは、単に説明責任という観点だけでなく契約に関わるリスクの算定や、業務の遂行に関わるモニタリングにとっても重要な意味を持つ。

当ガイドラインでは具体的な報告のあり方について、詳細には言及していないが、

- ・ シンプルかつ効果的な業績指標の設定
- ・ 非営利組織が情報を提供しやすいようなフォーマットの用意
- ・ 非営利組織自身の業績評価との整合性を図る

といった方向性を示している。この方向性には業務を受託する非営利組織が、委託者である政府に対し過剰なコストを負担することなく、必要な情報を提供できるようにするというガイドラインにおける基本的思考が反映されている。一方で行政サービス委託契約という性格上、政府機関が非営利組織に対して求める情報の範囲は、一般に公表される財務情報だけでなく、業績評価に必要な情報などを含む、より広いものとなっていることが特徴として挙げられよう。

5-5. 非営利組織に対する会計監査

5-5-1. 法定監査と任意監査

ニュージーランドの非営利組織に対する監査は、会社法に基づく非営利法人、

および友愛組合・信用組合法に基づく非営利組織に対して法定の監査が適用されることになる。このうち非営利の会社については、財務報告法において財務諸表監査の適用要件が定められている。その要件は

- ・ 証券を発行する会社
- ・ ニュージーランド外設立の会社もしくはその子会社
- ・ 上記の会社、もしくはニュージーランドに居住しない者が議決権の25%以上を保有する場合

となっている。また友愛組合・信用組合法に基づく非営利組織については、上述の通り、年間の収支が2万NZD以上ないし年度末の資産合計が2万NZD以上であれば、財務諸表監査を受ける必要がある。

一方、監査の適用が法定されている組織以外は財務諸表に対する監査を受ける義務がないことから、非営利社団法人が監査を受ける場合は任意監査ということになる。この任意監査を受けている非営利団体は、定款に会計士による財務諸表監査の規定を設けているケースが多く見られる。

5-5-2. 監査報告書

財務諸表の監査を行った会計監査人は、その監査結果を報告書としてまとめなくてはならない。財務報告法はその内容について以下のように定めている(第16条)：

- ・ 監査人が行った監査業務
- ・ 監査の範囲とその限界
- ・ 監査人と監査対象およびその子会社との利害関係
- ・ 監査人が必要な情報並びに説明を受けることが出来たか否か
- ・ 監査対象が会計記録を適切に保持しているかについての、監査人の意見
- ・ 財務諸表および連結財務諸表が、一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠しているか否かについての、監査人の意見
- ・ 財務諸表および連結財務諸表が、監査対象につき真実かつ公正なる概観を表示しているかどうかについての監査人の意見、およびもしそうでない場合は、そう判断される原因

任意監査の場合は、必ずしも財務報告法に従った監査報告書の作成が行われるわけではない。ただしニュージーランド会計士協会に所属する会計士の場合は、会員として協会の設定する監査基準に拘束されることになる(倉茂他 1996)。監査意見の種類は、無限定適正、限定付適正、不適正、意見差控の四種類となる。

5-5-3. 監査人の資格

ニュージーランドにおいて法定監査を行うことが出来る者の要件について、会社法を例にとると、以下ようになる：

- ・ 勅許会計士（1996年勅許会計士法に基づく）
- ・ 海外の会計士団体のメンバー（政府の認可が必要）
- ・ 上記以外の場合で、政府の認可がある者

ただし上記の要件を満たしていた場合であっても、監査対象と以下のような利害関係を有する場合は、監査人となることはできない：

- ・ 監査対象である会社の取締役ないし従業員
- ・ 上記の者の共同事業者および被雇用者
- ・ 監査対象である会社の清算人ないし管財人
- ・ 法人
- ・ 関連会社の取締役・従業員およびその共同事業者と被雇用者

友愛組合・信用組合法に基づく非営利組織の監査人についても、会社法の規定とほぼ同様の資格要件が課されている。

5-6. 1993年財務報告法の改正

現在ニュージーランド政府は1993年に制定された財務報告法の見直し作業を進めている。その中で非営利組織の財務報告や監査に関しても、見直しの対象となっており、昨年相次いで公表された改正へ向けたレビュー報告書においても、チャリティ組織を中心とする非営利セクターの財務報告について、検討が加えられている。

5-6-1. チャリティ団体に特化した財務報告フレームワークの必要性

これまでチャリティ団体は、どのような形態で設立したかに応じて財務報告のあり方が異なっていた。今回のレビュー報告書では、チャリティ法成立に伴い、チャリティ団体特有の財務報告システムが導入されることを勧告している。

チャリティ団体は一般公衆に対する一般的な説明責任を有するだけでなく、政府から受け取った税金を財源とする補助金や、一般からの寄付や募金を受け取ることから、こういった資金の使途に対する説明責任も有する。しかしながら現在の財務報告法のフレームワークは、このようなチャリティ特有の事情に対応していないことから、チャリティ団体特有の財務報告および会計基準を導入することの重要性が指摘されている。具体的な対応としては、会計基準の設

定にあたってチャリティ委員会やボランティア・セクターからの意見を募集することが検討されている。

またチャリティ団体は今後、チャリティ委員会に対して登録をすることになり、同委員会の求めに従い年次申告書とともに財務諸表を提出するという体制が組まれることになる。したがってレビュー報告書では、会社として登記をしているチャリティ団体が、会社法とチャリティ法両方の報告義務を果たさなければならないような、いわゆる「二重報告義務」が発生することを回避し、チャリティ団体に対する過剰な負担を避けるため、チャリティ会社がチャリティ法に基づく財務報告を行えば足りる体制を整えるべきという勧告を行っている。

5-6-2. 団体規模と財務報告

財務報告レビュー報告書は、団体の規模と財務報告のあり方は再検討されるべきと勧告している。これは団体の規模に関わらず同様の財務報告を課すことは、事務的負担およびコストの両面から、小規模団体にとって不利になるとの認識に基づいている。報告書ではチャリティ団体のレベルを

(1) 小規模：収入10万NZD未満

(2) 中規模：収入10万NZD～250万NZD未満

(3) 大規模：収入250万NZD以上

の3段階に分け、規模に応じた財務報告のあり方を提起している。その内容は小規模のチャリティ団体には現金主義会計を認める一方、大規模の団体に対しては、会計基準への完全準拠を求める。中規模の団体に対しては通常の発生主義会計を要求するものの、財務報告に関しては会計基準への完全準拠は求めず、緩和された報告スタイルを許容するものとなっている。

5-6-3. 監査

チャリティ団体等の非営利団体の監査については、これまで会社法などの規定に合致するもの以外は、原則として監査を受ける義務はなく、あくまでも団体の任意によっていた。財務報告法レビュー報告書では、団体の規模に応じた監査制度と、独立レビュー(Independent Review)と呼ばれる簡便な監査システムの導入が提言されている。

団体の規模に応じた監査制度について、同レビュー報告書では監査の機能を重視しつつも、小規模の団体における監査への対応にかかるコストを考慮し、上述の基準を用いて大規模に分類されるチャリティ団体にのみ、監査を適用すべきであると提起した。

一方中規模に分類されるチャリティ団体については、「独立レビュー(Independent Review)」と呼ばれる監査の簡便法を導入し、これを適用すべきであると勧告している。この独立レビューは、監査ほど高いレベルではないが、それ相応のレベルにおいて財務諸表の質的保証を行うことを目的とするものである。この独立レビューの詳細について報告書上は明らかにされていないが、同様のものとして英国における「独立検査(Independent Examination)」が例示されていることから、監査と比較して簡便なレビュー手続、実行者の資格要件の緩和が予想される。

5-7. まとめ

ここまでみたニュージーランドの会計制度の特徴として、第一に企業会計の基本的な考え方が政府部門・非営利部門にかかわらず用いられていることから、「セクター中立的」な会計制度であるとしばしば指摘されている。この背景としては先にも指摘したように、企業会計システムの公会計への浸透と、非営利会計システムの未発達が挙げられよう。

しかし現在この「セクター中立的」な会計システムは岐路に立たされていると言える。これまで企業会計のあり方を準用して来た非営利組織が、チャリティを中心として独自のアカウンタビリティ制度の構築へと進んでおり、そのことにより、セクター中立的な財務報告制度の限界を克服が図られている。現在この問題は国際会計基準準拠とともに、ニュージーランドにおける会計制度の変化をもたらすものとなっている。

チャリティの財務報告に焦点を当てると、現在進行中の一連の会計改革がチャリティ特有の事情を反映し、財務報告の質的な向上を図るものであることに對する好意的な受け止め方が主である一方で、チャリティ団体による報告義務が強化されることによる、いわゆるアカウンタビリティ・コストの増大を懸念する声もある。

こういったことから、ニュージーランドにおける非営利組織の財務報告は今後、これまでとは違ったフレームワークを持つことが予想される。このことはニュージーランドがこれまで維持してきた、セクター中立的な制度が修正され、報告主体の多様性を反映する財務報告へとシフトすることを意味し、ニュージーランドの会計フレームワークそのものの大きな転換をみることになるであろう。

参考文献

- ・ 倉茂道德、林裕二、松井泰則(1996)「オーストラリア・ニュージーランド会計制度研究」、高千穂商科大学総合研究所
- ・ Institute of Chartered Accountants of New Zealand (1999), *Research Bulletin: Financial Reporting by Voluntary Sector Entities*, Institute of Chartered Accountants of New Zealand, Wellington
- ・ Accounting Standard Review Board (2004), *Financial Reporting Standards*
- ・ Inland Revenue (2004) IR10: *Accounts Information*, Inland Revenue, Wellington
- ・ Ministry of Economic Development (2004) *The Review of Financial Reporting Act 1993 Part One*, Ministry of Economic Development, Wellington
- ・ Ministry of Economic Development (2004) *The Review of Financial Reporting Act 1993 Part Two, The Financial Reporting Structure*, Ministry of Economic Development, Wellington

第6章 オーストラリアにおける非営利組織の財務報告

公益法人協会客員研究員 城多 努

6-1. はじめに

オーストラリアの財務報告のあり方の現状は、ニュージーランドと類似している。オーストラリアにおいても、行政改革の流れの中で、ニュージーランドに次いで早い段階から公会計分野への企業会計的手法の適用が進められてきた。財務報告では、企業会計をベースとした会計基準の、公会計への準用が行われている。

このことは非営利組織においても同様であり、オーストラリアにおける非営利組織の財務報告は、ニュージーランドと同様に非営利独自の会計制度が存在しないことから、企業会計のフレームワークを準用する形で財務報告を行っている。オーストラリアの非営利組織は、それぞれが依拠する法人類型に従い、財務報告義務を果たすことになるが、ニュージーランドにおける財務報告法のような法定のフレームワークは存在せず、オーストラリア会計基準委員会(AASB)が定めた会計基準に依存することになる。ただしオーストラリアの会計基準では、営利・非営利の区分ではなく、会社法が適用される報告主体か否かで、財務報告のあり方を若干修正しており、全ての報告主体に同一の会計フレームワークを適用するというわけではない。

またオーストラリアでは、ニュージーランドと異なり連邦制を採用していることによる法制度の違いが、財務報告に少なからぬ影響を与えている。特に非営利法人については、各州法をベースに設立されることから、財務報告についても若干の違いがある。以下、連邦制というオーストラリアの特徴を踏まえつつ、非営利組織の財務報告について概説する。

6-2. 法人類型と財務報告

6-2-1. 保証有限会社

保証有限会社の財務報告のあり方は、1989年および2001年会社法(Corporations Act)において定められている。オーストラリアは連邦制を採用しているが、会社法については各州が連邦会社法を採用する形をとっている(石村1999)ことから、各州における違いはない。

保証有限会社は会社法上、公会社(Public Company)に分類される(会社法

第 1 1 2 条)。同法では公会社の財務報告関連の義務を以下のように規定している。

- ・ 会計記録の保持
- ・ 総会記録の保持
- ・ 財務諸表のフォームと内容
- ・ 財務諸表の公表
- ・ 監査

このうち、財務諸表の公表については、保証有限会社は毎年、以下に列挙する書類を作成しなければならないとする。

- ・ 経営者による報告書
- ・ 監査報告書
- ・ 損益計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ キャッシュフロー計算書
- ・ 財務諸表の注記
- ・ 経営者による宣誓

これら財務諸表の作成に当たっては、オーストラリア会計基準委員会が設定する会計基準への準拠が求められることになる。

また、保証有限会社は財務諸表を公表するほかに、オーストラリア証券投資委員会(Australian Securities and Investment Commission: ASIC)に対し、財務諸表を提出する義務を負っている。

6-2-2. 非営利社団法人

オーストラリアにおける非営利社団法人(Incorporated Associations)は、各州それぞれの非営利社団法人法に基づき設立される。従って非営利社団法人の財務報告に関する法律上の要求事項は、州ごとに異なっている。

例えば、ヴィクトリア州における非営利社団法人は、通常の場合は会計記録の保持および登記官への提出義務が課されている(1981年社団法人法第30条)。ただし指定社団法人(Prescribed Associations、年間利益20万AUD以上もしくは資産が50万AUD以上)については、財務諸表について公認会計士による監査を受けることが義務付けられており、登記官に提出する財務諸表に監査報告書を添付しなければならない(同第30条B)。また指定社団法人については、同法規則により準拠すべき会計基準も定められている。

一方、ニューサウスウェールズ州のように会計記録の保持と財務諸表の提出義務(1984年社団法人法第27条)は定められているが、財務諸表監査に

については法定されていない。同州の非営利団体法は、現在見直し作業が進められており、その中で財務報告および監査に関する規定も議論されている。

またタスマニア州のように、会計基準への準拠などに関する規定はないものの、原則としてすべての非営利団体が監査済みの財務諸表の提出をしなければならないケースもある（1964年団体法人法第24条、免除には法人業務委員長¹の許可が必要）。

このように、非営利団体法人法が要求する財務報告のフレームワークは、各州によって大きな違いがあり、全国レベルで活動する法人であっても、どの州において設立されたかによって、財務報告の内容は異なることになる。章末に各州法における財務報告要求を比較表にまとめた。

6-2-3. 協同組合

オーストラリアでは、あまり一般的ではないが非営利目的の協同組合を設立することが出来る²。この協同組合は各州の州法において定められていることから、州によって財務報告のあり方も異なっている。

ヴィクトリア州の場合を例に挙げると、同州の1996年協同組合法(Co-operative Act 1999)では、協同組合の財務報告について、基本的に会社法の規定に従うこととされている。同法では、協同組合は公会社と同様の位置付けが与えられており（第238条）、協同組合の会計記録保持、財務諸表の作成および会計基準準拠、財務諸表監査における規定が準用されている。これらの登記官が認めない限り、免除されることはない。

一方南オーストラリア州では、同州の2001年協同組合法(Co-operative Act 2000)において、財務諸表の公表などが定められていが、同法では会社法は準用されておらず、監査人の資格など、会社法と異なった取り扱いが行われている。

6-3. 財務諸表

オーストラリアの会計基準における財務諸表の範囲は、オーストラリア会計基準委員会(AASB)によって、一般的に報告義務がある団体における財務報告のフレームワークが定められている。ここにおいて定められた財務諸表の種類は以下のものが挙げられる。

- ・ 財務状況計算書（貸借対照表）

¹ 1980年法人業務委員会法(Commission of Corporations Affair)参照。

² コミュニティ振興組合のケースが挙げられる（石村1999参照）。

- ・ 財務業績計算書（損益計算書）
- ・ 資本変動計算書
- ・ キャッシュフロー計算書
- ・ 財務諸表への注記

このうち資本変動計算書については、非営利組織で求められるケースは多くない。したがって基本的な財務諸表は財務状況計算書、財務業績計算書、キャッシュフロー計算書の三つであり、これらに対する注記とともに財務報告の根幹を成すことになる。

またオーストラリアの会計基準では、会社法(Corporations Act)に基づき設立された会社と、それ以外の組織とでは適用される会計基準が異なることが多々ある。上述のように、企業会計も非営利会計も、基本的には同様のフレームワークが適用されるが、財務諸表上の記載事項や会計方針の適用について、会計基準上、組織の実情に合わせ調整が行われている。一般に会社に対する会計処理やディスクロージャーの要求の方が、その他の組織に対するものに比べ、厳しくなる傾向にある。

6-3-1. 財務状況計算書（貸借対照表）

オーストラリアの会計基準において、財務状況計算書(Statement of Financial Position、もしくは貸借対照表 : Balance Sheet)は、期末における資産、負債及び資本の状況を表示する計算書である(AASB1040)。

この財務状況計算書の記載内容については、基本的にニュージーランドのものと同様であるためにここでは記載しない（ニュージーランドの項を参照のこと）。なお、オーストラリアの基準 AASB1040 に従って作成された財務状況計算書は、ニュージーランドの基準にも適合する。

なお非営利組織のうち、会社形態を採らないものについては、当該計算書の作成の基準として AAS36 に準拠することも認められる。

6-3-2. 財務業績計算書（損益計算書）

財務業績計算書(Statement of Financial Performance、もしくは損益計算書 : Income Statement)は、報告期間におけるすべての収益および損失を表示するものである（AASB1018）。記載内容については基本的にニュージーランドのものと同様であり（ニュージーランドの項を参照のこと）、オーストラリアの基準 AASB1018 に従って作成された当該計算書はニュージーランドの基準にも適合する。

6-3-3. キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書(Cash Flow Statement)は、期中における現金の入金状況および出金状況を示す財務諸表であり (AAS28)、組織における資金繰り情報を開示するものである。キャッシュフロー計算書の目的として、基準では支払い能力の表示や、異なる組織間での比較性の向上を挙げる(AASB107)。

オーストラリアの会計基準では、キャッシュフロー計算書の形態が複数用意されている。保証有限会社に対するフォーマットは AASB107 に、非営利社団法人を含む一般の報告目的に対応するフォーマットは AAS28 と、それぞれ規定されている。この両者の違いは、現金として取り扱うものの範囲の違いであり、前者の AASB107の方がその範囲が狭くなっている。

6-3-4. 資本変動計算書

資本変動計算書(Statement of Change in Equity)は、近年保証有限会社等の会社法適用組織向けに作成が求められることになった計算書である(AASB101)。この計算書の目的は、資産の再評価等の資本項目の変動に関する情報を提供することである。具体的には

- ・ 不動産の再評価損益
- ・ 投資損益
- ・ 為替ヘッジ損益
- ・ 為替差損益
- ・ 資産課税税額

などの項目を網羅する計算書である。非営利組織においては、保証有限会社形態の場合は原則として作成が求められるが、非営利社団法人などのケースではこれを作成する必要はない。無論、アカウンタビリティの向上を目的とし、自主的に作成するケースもあるが、その場合は AASB101 に準拠する必要がある。

6-3-5. 財務諸表への注記

オーストラリアにおける財務諸表の注記は、AASB101「財務諸表の表示」および各計算書の基準において定められている。

財務状況計算書（貸借対照表）では、例えば保有資産の帳簿価格の構成などの、取得原価や投下したコストなどの詳細情報の表示を求めている。財務業績計算書（損益計算書）では、特別損益や偶発損益などを注記として表示するこ

とを求めている。

6－4．監査

6－4－1．法人類型と監査

オーストラリアの非営利組織に対する監査は、財務報告のあり方同様に、法人類型ごとに異なる取り扱いがなされている。

（１）保証有限会社

上述のように保証有限会社は公会社として規定されている。会社法の規定により、公会社は財務諸表監査を受けることが要求されていることから、保証有限会社の形態をとる非営利組織についてもこれが適用されることになる。

保証有限会社では、会計監査人は社員総会によって選任される。選任された会計監査人は当該会社の財務諸表が、会社法の規定に則っているかどうかについての意見表明を行う。

（２）非営利社団法人

非営利社団法人については、上述のように各州が異なる財務報告制度を採用しており、財務諸表監査についても州ごとに異なる規定が置かれている。

ヴィクトリア州では、上述のように指定社団法人に対する財務諸表監査の適用が規定されている。南オーストラリア州においても同様の規定があり、年間収支が20万AUDを超える社団法人に対し、財務諸表監査が適用される。タスマニア州では免除を申請し許可された場合以外、原則として財務諸表監査が適用されることになる。

これらいずれの州においても監査人となりうるのは公認会計士もしくは法により規定された会計専門家であるが、クイーンズランド州のように、監査人については独立性のみを規定し、資格要件を問わないケースもある。

監査に関する規定がないのは上述のニューサウスウェールズ州と西オーストラリア州であるが、前者は現在法改正に向けた動きの中で、監査制度の導入が検討されている。

（３）協同組合

協同組合についても非営利社団法人と同様に、各州で異なる財務諸表監査の要求がある。

上述のヴィクトリア州では、協同組合に対する財務諸表監査は保証有限会社と同様、公会社として適用がなされる。一方南オーストラリア州では監査人の資格要件は存在せず、独立の第三者による監査が要求されている。

6-4-2. 監査報告書

オーストラリアにおける監査手続は、監査・保証基準委員会(Audit and Assurance Standards Board)により作成された監査基準に従って行われ、監査報告が行われる。オーストラリアにおける監査報告の基本的な内容は

- ・ 報告書のタイトル、監査対象の名称・住所等
- ・ 監査対象となった組織の詳細
- ・ 監査意見の根拠
- ・ 財務諸表に対する意見（財務諸表が真実かつ公正なる概観を有しているかどうか、会計基準に準拠しているかどうかについての、監査人の意見）
- ・ 強調すべき事項
- ・ 監査人の署名、氏名住所、日付

となっている（AUS702）。

監査人の財務諸表に対する意見は無限定適正意見、限定付適正意見、不適正意見、意見差控の四種類であり、ニュージーランドやわが国の監査意見の表明とほとんど同一である。

6-4-3. 監査人の資格

上述のように監査を行う監査人の資格については、法の定めによって大きな違いがあるが、分類すると

- ・ 監査人としての専門能力および独立性
- ・ 監査人としての独立性のみ

に分けられる。

このうち監査人の専門能力については、会社法が規定する会計監査人としての登録資格が一般的な基準として、非営利社団法人や協同組合においても準用されている。その資格要件は、

- ・ オーストラリア勅許会計士協会、オーストラリア公認会計士協会もしくはこれらに類する指定団体の会員
- ・ オーストラリアの指定大学から指定の学位を取得したもの

- ・ 上記と同等と認められる者
- ・ ASICにより適格と認められる者

とされている。なお上記の指定団体として、アメリカ、イングランド・ウェールズ、スコットランド、アイルランド、ニュージーランド、カナダの会計士協会を挙げる（倉茂他 1996）。

6－5．財務報告制度の特徴と問題点

オーストラリアにおける非営利組織の財務報告の特徴として、非営利組織が依拠する法人形態によって、財務報告のあり方が大きく異なることである。その中でも非営利社団法人の財務報告は、州によってそのあり方が異なっており、どの州で設立されたかによって、法人の果たすべきアカウンタビリティに差が出てくる。このことは財務諸表の比較可能性の観点から、問題となり得る。また社団法人が財務諸表監査を受ける義務が一切無い州と、監査義務が比較的厳しい州とがあるが、その分水嶺は活動内容や団体規模ではなく、単にどこの州で設立されたかに依存するため、不公平が生ずることにもなる。

またオーストラリアの会社法では、保証有限会社は公会社として、等しく財務報告と会計監査が義務付けられている。これは小規模であっても大規模であっても変わらないことから、比較的規模が小さい保証有限会社にとって、監査等への対応が負担になるケースも出てくる。これについてはメルボルン大学の研究チームが、会社法の改定の必要性を指摘しており、規模の小さい保証有限会社に対する、財務報告や監査の簡略化なども視野に入れることを提言している（Woodward and Marshall, 2004）。

加えてオーストラリアには非営利組織独自の、会計フレームワークが存在しないことから、非営利組織特有の事情を財務報告に反映しにくい。これについては1995年にオーストラリア政府の産業委員会が、非営利組織向けの会計フレームワーク・会計基準を設定すべきとの見解を述べている（Industry Commission, 1995）が、現在に至るまで実現していない。

6－6．まとめ

ここまでみたオーストラリアにおける非営利組織の財務報告を、ニュージーランドとの対比で考察すると、以下の事柄が浮かび上がってくる。両者ともに非営利組織向けの財務報告フレームワークを持たず、基本的に企業会計のフレームワークに依存すること。チャリティの場合、チャリティ独自の会計制度がないことから、財務報告は法人形態に依存することなどである。

しかしながら現在の動きから、今後両国における非営利組織の財務報告が徐々に分化してゆく可能性を見出すことが出来る。ニュージーランドで現在行われているチャリティ登録制度の構築と、財務報告法の見直しはニュージーランドにおける独立した非営利会計制度の萌芽と見ることができよう。一方でオーストラリアでは目立った改革の動きは見られず、チャリティ向けの統一的な財務報告や非営利向けの会計基準の導入などは、必要性が認識されながらも実際の動きとして具体化するまでには至っていない。

英国の植民地としてスタートし、何かと類似性が指摘される両国であるが、非営利組織に関する法制度や会計制度に着目すると、それぞれの国情が垣間見える。今後の両国が、どのような制度を構築することになるのか、興味深く見守ってゆきたい。

参考文献

- ・ Industry Commission (1995) Charitable Organisations in Australia, Australia Government Publishing Service, Melbourne
- ・ 倉茂道德、林裕二、松井泰則(1996)「オーストラリア・ニュージーランド会計制度研究」、高千穂商科大学総合研究所
- ・ 石村耕治(1999)「オーストラリアのNPO 法制と税制の構造」法律文化社
- ・ Woodward. Susan, Shelley Marshall (2004), A Better Framework: Reforming not for profit regulation, Centre for Corporate Law and Securities Regulations, The University of Melbourne
- ・ AASB Standards 2005 (2005), Australian Accounting Standard Board

オーストラリア各州における非営利社団法人の財務報告

	首都地域	北部準州	ニューサウスウェールズ州	クイーンズランド州	南オーストラリア州	タスマニア州	ヴィクトリア州	西オーストラリア州
会計記録の保持	○	○	○	○	○	○	○	○
年次報告書の提出	○	○	○	○ (免除あり)	○	○	○	—
財務諸表の社員への公開	○	○	○	○	○ (指定法人)	—	○	○
サマリーのみ の提出	○	○	○	○	—	—	○	—
会計基準への準拠	○ (指定法人)	—	—	—	—	—	○ (指定法人)	—
財務諸表への監査	○ (指定法人)	○ (収益事業を行う法人)	—	○ (独立の第三者による)	○ (指定法人)	○ (免除あり)	○	—

(A Better Framework: Reforming not for profit regulation 2004 より作成)

ニュージーランド・オーストラリア出張日程および訪問先
(平成17年3月5日～3月12日)

ニュージーランド

	午 前	午 後
3 月 7 日	ビクトリア大学 University of Victoria 11:00～12:00 Dr. Bob Gregory Mr. Rob Laking	社会開発省 Ministry of Social Development 14:00～15:00
3 月 8 日	NZ 国税庁 (IRD)・経済開発省 Inland Revenue Department, Ministry of Economic Development 10:00～12:00	ボランティア福祉協会 Voluntary Welfare Organization 14:30～15:30 NZ議会 社会サービス委員会 Social Service Committee, Parliament 16:00～17:00 Georgina Beyer 委員長
3 月 9 日	コミュニティ・セクター・ラウンドテーブル Community Sector Roundtable 10:00～12:00	(シドニーへ移動)

オーストラリア

1 シドニー

	午 前	午 後
3 月 10 日	オーストラリア社会福祉評議会 Australian Council of Social Service 10:00～12:00	<u>駒形・片桐・城多はメルボルン</u> <u>宮川・雨宮はキャンベラへ移動</u>

2 メルボルン (Party I)

	午 前	午 後
3 月 11 日	メルボルン大学 University of Melbourne 10:00～12:00	戦没者記念廟(トラスト) The Shrine of Remembrance 13:30～14:30

3 キャンベラ (Party II)

	午 前	午 後
3 月 11 日	財務省(国税委員会) The Treasury (Tax Committee) 10:00～12:00	オーストラリア国税庁 Australian Taxation Office 13:00～15:00

